

デジタル田園都市国家構想 総務省関連施策集

令和4年12月23日

1. 分野横断的な施策の推進

- 地方創生、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等に
対する地方財政措置 1
- 地域社会のデジタル化に係る事例の横展開 3
- ふるさと納税の活用促進 5

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

○ 地方に仕事をつくる

- ローカル10,000プロジェクトの推進 7
- 放送コンテンツの海外展開を通じた地域の魅力発信 9

○ 人の流れをつくる

- 地域おこし協力隊制度の充実 13
- サテライトオフィス誘致の取組や環境整備の支援 16
- 移住・交流情報ガーデンでの情報発信の強化 18
- 政府関係機関の地方移転（統計局の地方移転） 20
- テレワークの普及促進 22
- 関係人口ポータルサイトによる情報発信 25
- ふるさとワーキングホリデーの推進 27
- 二地域居住等の普及推進 29
- 子どもの農山漁村体験交流の支援 31
- 奨学金返還支援制度の活用促進 33

○ 魅力的な地域をつくる

- 医療分野でのデジタル技術の活用促進等（遠隔医療、医療DX等） 35
- あまねく全国に拠点が存在する郵便局の強みを生かした地方公共団体等
との連携促進 39
- 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進 42
- 過疎対策の推進 44
- 棚田地域の振興 46
- 分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進等 48
- 公共施設等の脱炭素化に向けた地方財政措置 52
- スマートシティの推進 55
- 災害に強い防災情報基盤の整備 59
- デジタル化による消防・防災の高度化 62
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化 64
- Lアラートの高度化 67
- 防災・減災対策に係る地方財政措置 69
- デジタル活用による行政相談の利用促進 71
- 情報銀行を介したパーソナルデータの利活用 73
- 地域運営組織の持続的な取組の支援 75
- J E T 青年の地域協力活動支援など地域における多文化共生の推進 77

○ その他の関連重要施策

- 地域活性化起業人、地域プロジェクトマネージャーの推進 81

(2) デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

○ デジタルインフラの整備

- デジタル田園都市国家インフラ整備計画に基づく基盤整備の推進…………… 84
- 地域協議会の開催…………… 86
- 光ファイバの整備…………… 88
- 5Gの整備…………… 91
- ローカル5Gなどの地域のデジタル基盤の整備・活用の推進…………… 95
- データセンター/海底ケーブル等の整備…………… 97
- ケーブルテレビネットワークの光化等…………… 100
- Beyond5Gの推進…………… 102

(3) デジタル人材の育成・確保

○ 高等教育機関等におけるデジタル人材の育成・確保

- 奨学金返還支援制度の活用促進【再掲】…………… 33

○ デジタル人材の地域への還流促進

- 地方公共団体へのデジタル人材確保支援
(人材マッチング支援の充実化・地方公共団体間の連携推進等)…………… 121

○ その他の関連重要施策

- データサイエンスに関する講座の実施……………124
- 統計リテラシー向上セミナーの開催……………126
- 地域のセキュリティ・コミュニティの活動支援等…………… 128
- 地方公共団体等におけるサイバーセキュリティ人材の育成に向けた実践的演習の実施……………130
- 統計人材の育成に向けたICTを活用した研修の充実……………132
- テレワークマネージャーの派遣等による地域におけるテレワークの普及促進…134
- 地域情報化アドバイザーの派遣等によるICT活用推進……………136

3. 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進

(1) モデル地域ビジョンや重要施策分野における施策間連携・地域間連携

- スマートシティ（データ連携の促進）【再掲】…………… 55
- 地方創生テレワーク【再掲】…………… 22
- 住民に身近な郵便局を活用した遠隔医療【再掲】…………… 39
- ドローン利活用（電波利用に関する技術条件の整理）…………… 146

○ マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

- マイナンバーカードによる利便性の高いオンライン市役所サービスの実現…… 104
- マイナンバーカードの普及促進…………… 106
- 自治体マイナポイントの全国展開…………… 109
- 統一コード(JPQR)やデジタル地域通貨によるキャッシュレス基盤の構築…………… 111
- マイナンバーカードの交付率の普通交付税算定への反映…………… 113

○ データ連携基盤の構築

- 地方公共団体情報システムの標準化・共通化の推進…………… 115
- 統計データの利便性向上と環境整備…………… 117
- 公的統計におけるビッグデータの利活用の推進…………… 119

(4) 誰一人取り残されないための取組

○ デジタル推進委員の展開

- 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進…………… 138

○ デジタル共生社会の実現

- 地域ICTクラブの普及促進…………… 140

○ その他の関連重要施策

- デジタル活用による行政相談の利用促進【再掲】…………… 71
- テレワークセキュリティ・無線LANセキュリティの確保…………… 142

地方創生、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等に対する地方財政措置

施策名：デジタル田園都市国家構想事業費（仮称）

自治財政局財政課

| | | | | | |
|------|------|-----------------|--------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ③その他 | デジ田総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | - |
|------|------|-----------------|--------------------------|-----|---|

| | |
|---------|---|
| 施策効果の詳細 | - |
|---------|---|

目的

地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むとともに、地域の実情に応じた、デジタル実装を通じた地域が抱える課題の解決に取り組めるよう、地方財政計画の歳出に所要額を計上。

概要

令和5年度において、地方財政計画の歳出にデジタル田園都市国家構想事業費（仮称）1兆2,500億円を計上し、その内訳として、地方創生推進費（仮称）1兆円及び地域デジタル社会推進費2,500億円を計上。

詳細

<地方創生推進費（仮称）> ※令和5年度において「まち・ひと・しごと創生事業費」から名称変更

- 「地域の元気創造事業費」（3,900億円程度、100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）において措置

➤ 地域の元気創造事業費の算定方法

令和5年度 普通交付税3,900億円程度

| | 行革努力分 | 地域経済活性化分 | 計 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 道府県分 | 500億円程度 | 475億円程度 | 975億円程度 |
| 市町村分 | 1,500億円程度 | 1,425億円程度 | 2,925億円程度 |
| 計 | 2,000億円程度 | 1,900億円程度 | 3,900億円程度 |

➤ 人口減少等特別対策事業費の算定方法

令和5年度 普通交付税6,000億円程度

| | 取組の必要度 | 取組の成果 | 計 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 道府県分 | 1,120億円程度 | 880億円程度 | 2,000億円程度 |
| 市町村分 | 2,280億円程度 | 1,720億円程度 | 4,000億円程度 |
| 計 | 3,400億円程度 | 2,600億円程度 | 6,000億円程度 |

<地域デジタル社会推進費>

【事業期間】 令和5年度～令和7年度

【事業費】 令和5年度 2,500億円 うちマイナンバーカード利活用特別分 500億円
(令和4年度 2,000億円)

○地方交付税措置

【算定項目】「地域デジタル社会推進費」（普通交付税の臨時費目）

【算定額】 令和5年度 2,500億円程度 うち 道府県分800億円程度、市町村分1,700億円程度
(令和4年度 2,000億円程度 うち 道府県分800億円程度、市町村分1,200億円程度)

第4章 各分野の施策の推進

1. 分野横断的な施策の推進

① 全般的な支援

i 地方の自主的・主体的な取組に対する全般的な支援

【具体的取組】

(b) 地域の実情に応じた取組に対する地方財政措置

- ・ 2015年度から2022年度までにおいて、地方財政計画の歳出にまち・ひと・しごと創生事業費1兆円を計上するとともに、2021年度及び2022年度において、地域デジタル社会推進費2,000億円を計上したところである。2023年度においては、地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むとともに、地域の実情に応じた、デジタル実装を通じた地域が抱える課題の解決に取り組めるよう、地方財政計画の歳出にデジタル田園都市国家構想事業費（仮称）1兆2,500億円を計上し、その内訳として、地方創生推進費（仮称）1兆円及び地域デジタル社会推進費2,500億円を計上する。

（総務省自治財政局財政課）

地域社会のデジタル化に係る事例の横展開

施策名：「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」によるデジタル実装の取組の横展開

自治行政局地域情報化企画室

施策分類

③その他

デジタル総合戦略における位置づけ

①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上

予算額

-

施策効果の詳細

各地方公共団体の創意工夫を活かしたデジタル実装の取組を促すことにより、地域の個性を活かした地方活性化を図り、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現する「デジタル田園都市国家構想」の推進を図る。

目的

地域の個性を活かした地方活性化を図り、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現する「デジタル田園都市国家構想」を推進に向け、各地方公共団体の創意工夫を活かしたデジタル実装の取組を促進。

概要

各地方公共団体の事業担当部局が、地域社会のデジタル化に係る事業を検討・実施する際に参考となるような事例を掲載した「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」を公表し、地方公共団体に周知。

- 「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」を公表し、各地方公共団体に周知（令和3年12月）
- 更なるデジタル実装の取組を促すため、**取組に至った経緯や課題認識、同様の取組を検討する他団体へのアドバイス等の追記など事例の深掘り**を行い、「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】」（20分野、200事例）として**バージョンアップ**（令和4年9月）

➡ 引き続き、**各地方公共団体における取組状況を踏まえつつ、事例の追加など充実化**

事業分野一覧（20分野）

| | | | |
|----|----------|----|-----------------|
| 1 | 地域活性化 | 11 | 観光 |
| 2 | 住民生活 | 12 | 交通 |
| 3 | 消防・防災 | 13 | 土木・インフラ |
| 4 | 医療・福祉・健康 | 14 | 文化・スポーツ |
| 5 | 子育て | 15 | 教育 |
| 6 | 公衆衛生 | 16 | デジタルデバイド対策 |
| 7 | 環境 | 17 | 地域におけるデジタル人材の育成 |
| 8 | 労働 | 18 | 孤独・孤立対策 |
| 9 | 農林水産業 | 19 | キャッシュレス |
| 10 | 商業・工業 | 20 | ローカル5G |

イメージ（掲載事例抜粋）

2 住民生活： 買い物弱者支援のためのドローンを活用した物流システムの構築【長野県伊那市】

事業の概要

- 伊那市は、免許返納等で買い物に困難な住民をサポートするため、地元スーパーの商品をドローンで配達する「**ゆっあいマーケット**」を令和2年8月から展開している。サービスの利用料は月額1,000円のサブスクリプション制となっている。
- 利用者は、自宅のケーブルテレビのリモコンで商品注文し、購入代金はケーブルテレビの利用料金に加算されて引き落とされる**キャッシュレス対応**となっている。
- 商品は、ドローンにより近くの公民館に届けられ、集落支援員等が**利用者宅まで手渡す**こととしており、利用者の**安否確認や見守り**も行うことができるように工夫している。



【参考情報①】 人口：6.7万人
 関連URL：<https://www.mcpc-jp.org/award2021/>
 （「MCPC award 2021」総務大臣賞）

【参考情報②】地方創生推進交付金（内閣府）とは
 URL：<https://www.chisou.go.jp/tiki/tikisaisei/souseikoufukin.html>

もっと知りたい！ 担当者にインタビュー

取組の経緯・きっかけを教えてください。
 （総務省）
 伊那市
 少子高齢化や人口減少に伴う「買い物弱者の増加」や「物流機能の低下」といった地域課題に対し、デジタル技術の導入による解決策を検討した結果、自律飛行ドローンを活用した官民連携の買い物支援という構想に行きつきました。

導入又は実証時において、国又は都道府県の支援制度（人的支援や技術提供、補助金等）を活用しましたか？
 安全なドローン物流のための航路としての河川上空の開発や買い物支援サービスの事業化に当たっては、内閣府の地方創生推進交付金（平成30年度から3年間）を活用しました。また、ケーブルテレビ・プラットフォームは、総務省のデータ利活用型スマートシティ推進事業（令和元年度）を活用することにより、オンデマンドタクシーの呼出しや遠隔地見守りとしても利用したいです。

これから事業を考えている自治体に向け、一言お願いします。
 デジタル技術の導入やスマートシティの構築自体を目的とするのではなく、地域が抱える課題解決の手段として、民間事業者等と協力して進める必要があります。課題の抽出や事業者との調整は、技術の導入よりも時間をかけて丁寧に行うことが重要ではないでしょうか。

★担当：伊那市企画部 企画政策課★

令和3年度事業費 39,481千円

詳細

デジタル田園都市国家構想総合戦略（該当箇所・抜粋）

第4章 各分野の施策の推進

1. 分野横断的な施策の推進

① 全般的な支援

ii デジタル実装の取組の横展開

(a) 事例集を活用した一元的な周知

【具体的取組】

・「地域社会のデジタル化に係る参考事例集【第2.0版】」(2022年9月公表)について、各地方公共団体における取組状況を踏まえつつ、事例の追加など充実化する。

(総務省自治行政局地域情報化企画室)

ふるさとと納税の活用促進

施策名：ふるさとと納税の活用促進

自治税務局市町村税課

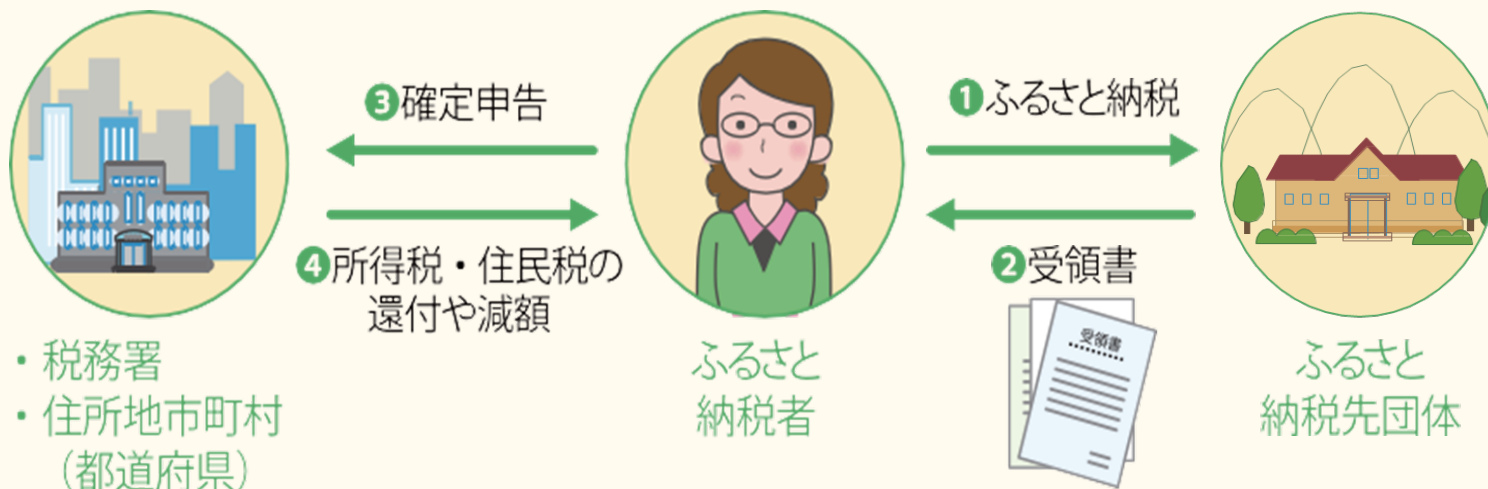
| | | | | | |
|-------------|-----|-----------------|--------------------------|------------|---|
| 施策分類 | ②税制 | デジ田総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | - |
|-------------|-----|-----------------|--------------------------|------------|---|

施策効果の詳細
 ふるさとやお世話になった地方公共団体に感謝や応援の気持ちを伝えることを通じて、個人と地域の連携を強化し、つながりを構築する。

| | |
|---|---|
| 目的 ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とする。 | 概要 税制上の寄附金控除の仕組みを活用し、個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に、「寄附額－2,000円」（一定の上限あり）を、個人住民税（地方税）及び所得税（国税）から軽減することによって、実質2,000円の負担で、納税先を選択可能とする仕組み。 |
|---|---|

【ふるさと納税の流れ(イメージ)】

詳細



<中長期的取組>

令和元年6月から総務大臣による指定制度を導入し、全国統一的なルールのもとで、ふるさと納税制度の運用の適正化に取り組んでいる。

第4章 各分野の施策の推進

1. 分野横断的な施策の推進

②地方への資金の流れの創出・拡大

【具体的取組】

(a)ふるさと納税の活用促進

- ・ ふるさとやお世話になった地方公共団体に感謝や応援の気持ちを伝えることを通じて、個人と地域の連携を強化し、つながりを構築することが期待できるふるさと納税について、引き続き、積極的な活用を図る。

（総務省自治税務局市町村税課）

ローカル10,000プロジェクトの推進

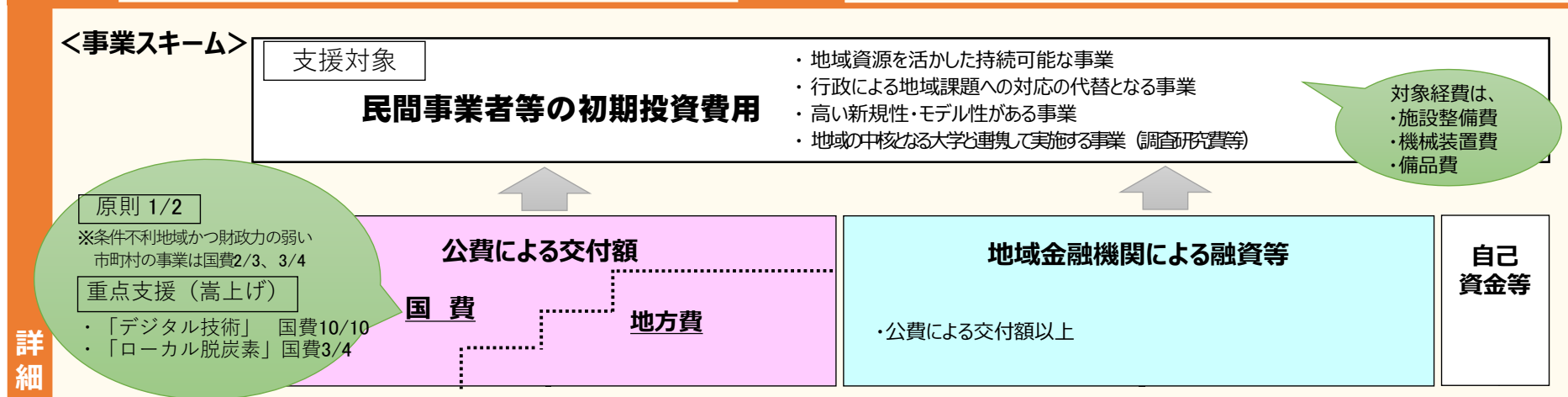
施策名：地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）

自治行政局地域政策課

| | | | | |
|------|-----|-------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ①予算 | デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：580百万円の内数 (令和4年度予算：500百万円の内数) |
|------|-----|-------------------------|-----|---|

施策効果の詳細
地域の民間事業者の事業立ち上げを支援する交付金によって地域における資金循環及び地域の雇用の創出、地域資源の活用を促進し、地域経済の循環に貢献するもの。

| | | | |
|-----------|--|-----------|--|
| 目的 | 地方公共団体が、地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての助成を行う場合において、その実施に要する経費を交付することにより、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業者の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とする。 | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。 生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業や脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業で新規性・モデル性の極めて高い事業については重点支援の対象とし、補助率の高上げを実施。 |
|-----------|--|-----------|--|



<これまでの実績 (440事業、354億円) >
 ・公費交付額 125億円 ・融資額 175億円 ・自己資金等 54億円 (事業数は交付決定数、金額は事業実績 (見込み含む) (R3年度末時点))

<ローカルスタートアップ支援制度の創設>
 地域の活性化を加速し、地域から全国へのボトムアップの成長の推進に向けて、地域金融機関等と協調してスタートアップ支援に取り組む地方自治体を支援するため、事業立ち上げの各段階に応じて支援する「ローカルスタートアップ支援制度」を創設。
 具体的には、ローカル10,000プロジェクトのほか、同プロジェクトでは通常扱わないような地域密着型スタートアップも「ローカルスタートアップ支援制度」の対象として全国をターゲットに取組を展開。

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

① 地方に仕事をつくる

ア 地域資源・産業を生かした地域の競争力強化

イ 継続的な地域発イノベーション等の創出

【具体的取組】

(c) ローカル10,000プロジェクトの推進

- ・ 産学官金の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」を推進する。「生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業」のほか、2022年度からは新たに、「脱炭素に資する地域における再生エネルギーの活用に関連する事業」を重点支援の対象として、国費による補助率を嵩(かさ)上げし、脱炭素に向けた取組を資金面から強力に後押しする。

(総務省自治行政局地域政策課)

放送コンテンツの海外展開を通じた地域の魅力発信①


施策名：放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業

情報流通行政局 情報通信作品振興課
放送コンテンツ海外流通推進室

| | | | | |
|------|------|-------------------------|-----|--|
| 施策分類 | ① 予算 | デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：52百万円 (令和4年度第二次補正：789百万円) (令和4年度予算：101百万円、令和3年度補正：1,129百万円) |
| | | デジタル総合戦略における位置づけ | | |

施策効果の詳細 新型コロナウイルス感染症対策の影響で大きく落ち込んだ地域経済の回復が早急に求められている中、放送コンテンツの訴求力を活用して我が国の地域資源の魅力を海外に広く発信し、認知度やブランド力の向上を図ることで、域外から需要を呼び込み地域経済の活性化を実現。

| | | | |
|-----------|---|-----------|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> 放送コンテンツの海外展開を通じて日本各地の魅力を海外へ発信することにより、地域のブランド化、多様な地域資源を活用したコンテンツづくり等を推進し、訪日外国人旅行者の増加、地場産品等の販路拡大等を促進。 | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 放送事業者等と地方公共団体や観光産業、農林水産業、地場産業等の事業者・団体が連携し、日本各地の魅力を伝える放送コンテンツを制作して海外の放送局を通じて発信すること等により、我が国の地域からの情報発信を強化。 |
|-----------|---|-----------|---|

| 詳細 | <p><実施要件></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業スキーム：補助事業、実証事業 申請者：地方公共団体、民間事業者等 (補助事業) 放送局、番組制作会社等 (実証事業) 地方公共団体、地場産業等 対象事業：地域の魅力を伝える放送コンテンツを制作し、海外で情報発信する事業 補助率(補助事業)：1/2 事業期間：令和7年度まで <p><実績(令和4年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 採択件数(補助事業)：34地域 採択件数(実証事業)：11地域ブロック 情報発信の対象とした国・地域： (台湾、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、英国、フランス等) | <p><情報発信の事例></p> <p>「柑橘王国・大正ロマン」(愛媛県からマレーシアへの情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> マレーシアで人気の放送局と連携し、現地でニーズが高い農産品、観光地等を紹介し、愛媛の魅力を発信 マレーシアへの愛媛県産農産品の輸出が増加する等の効果  <p><中長期的取組></p> <p>施策の実施を通じて地域におけるデジタルを活用した情報発信を強化し、地域経済の好循環の実現とソフトパワーの強化を推進することにより、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献。</p> | | | | | | | | | |
|-------------------|--|---|-------|-------|-------------|----------|--|--------------------------|-----------------|--|-------------------|
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度～令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">事業の採択・実施</td> <td rowspan="3">令和7年度 地域による 自走化の実現</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業のフォローアップ・効果測定</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地域における情報発信サイクルの構築</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域におけるデジタルを活用した更なる情報発信の推進</p> | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度～令和7年度 | 事業の採択・実施 | | 令和7年度 地域による 自走化の実現 | 事業のフォローアップ・効果測定 | | 地域における情報発信サイクルの構築 |
| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度～令和7年度 | | | | | | | | | |
| 事業の採択・実施 | | 令和7年度 地域による 自走化の実現 | | | | | | | | | |
| 事業のフォローアップ・効果測定 | | | | | | | | | | | |
| 地域における情報発信サイクルの構築 | | | | | | | | | | | |

放送コンテンツの海外展開を通じた地域の魅力発信②

施策名：動画配信サービス普及等の視聴環境等の変化を踏まえた
コンテンツ海外展開及び地域情報発信の推進

情報流通行政局 情報通信作品振興課
放送コンテンツ海外流通推進室

施策分類
① 予算

デジ田総合
戦略における
位置づけ

① デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上

予算額

令和5年度予算(案)：60百万円
(令和4年度第二次補正：256百万円)

施策効果の詳細

近年の動画配信サービスの伸長等の環境の変化等を踏まえ、我が国の放送コンテンツを効率的に海外に情報発信する基盤の整備等を行うことにより、放送コンテンツの海外展開及び放送コンテンツを通じた日本各地の魅力の発信を促進し、インバウンド等の海外からの需要の獲得や地場産品の輸出につなげることで地域経済の活性化を実現。

目的

- 放送コンテンツの海外展開を通じて日本各地の魅力を海外へ発信することにより、地域のブランド化、多様な地域資源を活用したコンテンツづくり等を推進し、訪日外国人旅行者の増加、地場産品等の販路拡大等を促進。

概要

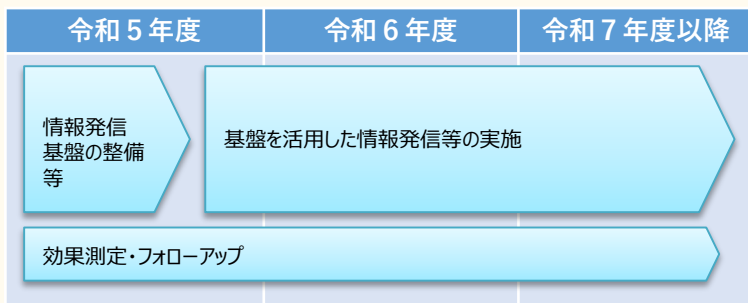
- 我が国の放送コンテンツの海外展開及び地域情報発信を効果的・効率的に推進するため、動画配信サービスの伸長等の環境の変化に対応する手法の習得支援等に係る調査や情報発信基盤の整備を実施。

<実施要件>

- 事業スキーム：実証事業、調査研究
- 申請者：民間企業（放送関連事業者等）等
- 事業期間：令和7年度まで

<中長期的取組>

施策の実施を通じて地域におけるデジタルを活用した情報発信を強化し、地域経済の好循環の実現とソフトパワーの強化を推進することにより、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献。



オンラインを活用したコンテンツの海外展開の支援

- 海外への効果的な訴求を可能とするオンライン共通基盤の整備
- オンライン共通基盤を活用した情報発信※の強化等

※訪問客増加やブランド力向上等、特に地域に直接的・間接的な効果が期待されるもの。



急速に変化する放送コンテンツ市場の調査分析

効果的な
情報発信
の実現



グローバルに通用する
コンテンツの制作を可能とし、
我が国地域から海外への
効果的な情報発信を実現

詳細

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

① 地方に仕事をつくる

ア 地域資源・産業を生かした地域の競争力強化

vi 地域の魅力のブランド化と海外の力の取り込み

【具体的取組】

(c) 海外展開の推進

- ・ ローカル放送局・番組制作会社等と、地方公共団体、地元の企業・人材などの関係者が幅広く協力し、DXも活用した放送コンテンツの海外展開を通じて地域の魅力を紹介する取組等を支援し、訪日外国人旅行者の増加や地場産品等の販路拡大等を後押しする。

(総務省情報流通行政局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室)

④ 魅力的な地域をつくる

カ 地域資源を生かした個性あふれる地域の形成

iii 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり等

【具体的取組】

(a) 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり等

＜産業活性化の取組＞

- ・ ローカル放送局・番組制作会社等と、地方公共団体、地元の企業・人材などの関係者が幅広く協力し、DXも活用した放送コンテンツの海外展開を通じて地域の魅力を紹介する取組等を支援する。

(内閣府地域経済活性化支援機構担当室、地方創生推進室、総務省情報流通行政局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室、スポーツ庁参事官(地域振興担当)、文化庁企画調整課、文化経済・国際課、文化資源活用課、文化財第二課、参事官(文化観光担当)、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課、農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室、農村振興局農村政策部都市農村交流課、整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課、都市局参事官(国際園芸博覧会担当)、水管理・国土保全局河川環境課、砂防部保全課海岸室、港湾局海岸・防災課、観光庁国際観光課、参事官(外客受入)、観光資源課、観光地域振興課、参事官(MICE))

第4章 各分野の施策の推進

3. 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進

(2) その他の施策分野における施策間連携・地域間連携

① 施策間連携

【具体的取組】

(d) 放送コンテンツの海外展開を通じた地方創生

- ・地方公共団体、国際交流基金(JF)、在外公館、放送事業者等のこれまでに培った国内外のネットワークを活用し、日本のコンテンツが広く受容されている国・地域だけでなく、日本のコンテンツへのアクセスが少なく、視聴機会が限られる国・地域を含めて広くコンテンツの提供を行うことにより、日本のコンテンツの海外展開及びそれを通じた我が国の魅力の発信を推進し、我が国のソフトパワーの強化とともに、観光客の増加、地場産品・農産品の販路拡大等を図り、地域経済の活性化等の地方創生を後押しする。

(総務省情報流通行政局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室、外務省大臣官房文化交流・海外広報課)

② 地域間連携

ii 地域間連携を評価・支援する仕組みの創設・拡充

【具体的取組】

(j) 各地域の魅力を伝える放送コンテンツによる地域情報発信の推進

- ・日本に対する関心を高めて海外から需要を呼び込むため、地方公共団体や放送事業者等が連携し、各地域の魅力を伝える映像を地域横断で制作し、高いインバウンド効果等が期待できる国・地域を選定した上で、制作した映像を束ねて一括で情報発信すること等により、我が国地域の情報発信力を強化する。

(総務省情報流通行政局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室)

地域おこし協力隊制度の充実

施策名：地域おこし協力隊

自治行政局地域自立応援課

施策分類

①予算

デジタル総合戦略における位置づけ

①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上

予算額

令和5年度予算(案)：208百万円
(令和4年度予算：244百万円)

施策効果の詳細

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において地域力の維持・強化を図るための担い手となる人材の確保

目的

地方自治体が都市住民を受入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組である地域おこし協力隊制度を推進する。

概要

強力なPR活動、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの拡充等の取組により地域おこし協力隊を更に強化し、地方への新たな人の流れを力強く創出する。

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和3年度は6,015人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている。
- 目標の達成に向けて、**強力なPR活動、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの拡充等の取組**により地域おこし協力隊を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

詳細

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

| 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-----|------|------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 隊員数 | 89人 | 257人 | 413人 | 617人 | 978人 | 1,629人 | 2,799人 | 4,090人 | 4,976人 | 5,530人 | 5,503人 | 5,560人 | 6,015人 |
| 団体数 | 31団体 | 90団体 | 147団体 | 207団体 | 318団体 | 444団体 | 673団体 | 886団体 | 997団体 | 1,061団体 | 1,071団体 | 1,065団体 | 1,085団体 |

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数と合わせたもの

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

任期終了後、およそ65%が同じ地域に定住
※R3.3末調査時点

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

② 人の流れをつくる

ア 地方移住・移転の推進

イ 地方移住の推進

【具体的取組】

(b) 地方の仕事に従事する機会の拡大

- ・地域おこし協力隊について、2026年度に隊員数10,000人という目標に向けて、制度の一層のPRや受入地方公共団体への支援等により、応募者数の増加、募集者数の増加、マッチングの向上を図っていく。また、引き続き隊員の起業を支援するとともに、任期終了後の隊員による事業承継も支援し、定住・定着を一層推進する。さらに、隊員OB・OGのネットワーク組織づくりを推進することにより、更なる隊員の受入れ・サポート体制の充実を図る。

（総務省自治行政局地域自立応援課）

④ 魅力的な地域づくり

カ 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

ⅴ 「日本らしいスポーツホスピタリティ」を取り入れたスポーツ・健康まちづくりの全国展開の加速化

【具体的取組】

(c) 「スポーツ・健康まちづくり推進部会」の推進

- ・関係省庁で構成された新たな法定会議の設置により、スポーツによるまちづくりに関する施策を総合的、一体的かつ効果的に推進する。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、総務省自治行政局地域自立応援課、スポーツ庁健康スポーツ課、参事官（民間スポーツ担当）、参事官（地域振興担当）、地域スポーツ課、厚生労働省健康局健康課、老健局認知症施策・地域介護推進課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課、経済産業省商務・サービスグループサービス政策課スポーツ産業室、ヘルスケア産業課、国土交通省都市局まちづくり推進課、公園緑地・景観課、観光庁観光資源課、環境省自然環境局国立公園課）

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域づくり

サ地域コミュニティの維持・強化

ii 地域における多文化共生の推進

【具体的取組】

(a)多様な主体が参加する地方活性化

- ・ 外国人材の地域への定着に向け、地方公共団体等との連携により、JETプログラム終了者や留学生等が地域産業の担い手や地域おこし協力隊員等として活躍できるよう、マッチングの機会の拡大等を行う。

（総務省自治行政局地域自立応援課）

サテライトオフィス誘致の取組や環境整備の支援

施策名：サテライトオフィスのマッチング支援

自治行政局地域自立応援課

施策分類

①予算

デジ田総合戦略
における
位置づけ

①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上

予算額

令和5年度予算（案）：10百万円
（令和4年度予算：10百万円）

施策効果の詳細

サテライトオフィスの誘致・開設を促進することを目的として、「サテライトオフィス・マッチングセミナー」を開催し、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速させる。

目的

コロナ禍の中、テレワークやサテライトオフィスについて注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を設け、サテライトオフィスの誘致・開設を更に促進させる。

概要

サテライトオフィスの開設に関心のある都市部の民間企業とサテライトオフィスの誘致に取り組む地方公共団体とのマッチングの機会を提供するため、サテライトオフィス・マッチングセミナーを開催

詳細



三大都市圏企業

- ・コロナ禍を機に、テレワーク等の働き方が広く浸透し、多くの企業がサテライトオフィスの設置に前向き
- ・令和4年度の同事業において141社が参加

サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との
マッチング機会を提供



地方公共団体

- ・多くの地方公共団体が誘致に取り組む
- ・令和4年度の同事業において、104団体がセミナーに出展し、サテライトオフィス支援策をPR

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

② 人の流れをつくる

ア 地方移住・移転の推進

イ 地方移住の推進

【具体的取組】

(b) 地方の仕事に従事する機会の拡大

- ・ 働き方改革に資する強力なツールの一つであり、地方回帰にも資するテレワークの全国的裾野拡大に向け、関係省庁とも連携し、普及展開を実施するとともに、サテライトオフィス誘致の取組や環境整備を支援する。

（総務省自治行政局地域自立応援課、情報流通行政局情報流通振興課）

移住・交流情報ガーデンでの情報発信の強化

施策名：移住・交流情報ガーデン

自治行政局地域自立応援課

| | | |
|------------------------|---------------------------------|--|
| <p>施策分類</p> <p>①予算</p> | <p>①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上</p> | <p>予算額</p> <p>令和5年度予算(案)：93百万円 (令和4年度予算：93百万円)</p> |
|------------------------|---------------------------------|--|

施策効果の詳細

地方移住に関わる居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口を開設し、移住希望者のニーズに応じた相談支援を実施することにより、地方移住への機運を醸成し、地方への人の流れを創出する。

目的

地方から東京圏への人口放出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正し、地方への新しい人の流れをつくる。

概要

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能

詳細



【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体が作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

【開館時間】(平日)11:00-21:00 (土日祝)11:00-18:00

【休館日】月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始



【所在地】東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

【アクセス】JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分

銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

② 人の流れをつくる

ア 地方移住・移転の推進

イ 地方移住の推進

【具体的取組】

(c) 地方生活の魅力の発信

- ・ 移住に関する相談ニーズや利用者の要望に幅広く対応できるよう、利用者目線に立った移住関連情報の提供体制の強化を図る。具体的には、「移住・交流情報ガーデン」において、各地方公共団体による夜間セミナー等や、各省庁と連携した取組等の充実を図るとともに、移住情報に加え関係人口を創出・拡大する取組等の地域との関わり創出に向けた情報発信の強化を図る。

（総務省自治行政局地域自立応援課）

政府関係機関の地方移転（統計局の地方移転）

施策名：総務省統計局の移転

統計局総務課

| | | | | | |
|------|-----|------------------|--------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ①予算 | デジタル総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | — |
|------|-----|------------------|--------------------------|-----|---|

施策効果の詳細
統計データ利活用の推進を行うことで地方創生を促す

目的
和歌山県を関西圏の統計データ利活用の拠点と位置付け、和歌山県をはじめとする関西圏の各府県の協力を得て、産学官が連携し関西圏における統計データ利活用を加速させることによって、地域の課題解決や発展を促し、こうした地域の「しごと」と「ひと」の好循環を広く展開させることによって、全国の地方創生の取組に高い成果を創り出す。

概要
総務省統計局は、和歌山県の協力・受入体制の整備を前提に、和歌山県に「統計データ利活用センター」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施。また、（独）統計センターは、上記の取組について総務省統計局と密接に連携し一体的に行う。

詳細

統計マイクロデータの提供

- ICTを活用し情報セキュリティを確保しつつ高度なデータ解析を可能とする環境の構築・運用
- オンサイト施設の全国展開
- 統計マイクロデータ利用ポータルサイトの運用 など

統計データ利活用センター “先進的なデータ利活用拠点”

- 地方公共団体における統計データ利活用推進事業の支援
- データ利活用に係る地方公共団体表彰
- 情報支援の充実等の利活用支援 など
- 地方公共団体における研修会やセミナー等への講師派遣
- 地方公共団体との連携によるビジネスパーソン向け統計データ利活用イベント
- 統計を活用したキッズ向けイベント など

データサイエンス・EBPMに資する統計データ利活用推進・支援

統計データ利活用に関する人材育成

＜平成30年4月に移転を完了＞
平成30年4月に和歌山県に統計データ利活用センターを設置、先進的なデータ利活用の拠点として業務を開始

＜中長期的取組＞

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
|---|-------|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・統計マイクロデータの提供、データサイエンス ・EBPMに資する統計データ利活用推進・支援 ・統計データ利活用に関する人材育成 | | |

Evidence-Based Policy Making（証拠に基づく政策立案）

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

② 人の流れをつくる

ア 地方移住・移転の推進

ii 政府関係機関の地方移転の推進

【具体的取組】

(a) 政府関係機関の地方移転の取組

- ・ 消費者庁については、2020年7月に徳島県における恒常的拠点として設置した「消費者庁新未来創造戦略本部」において、モデルプロジェクトや政策研究等を推進する。総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁及び気象庁は、移転基本方針及び「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき、着実に取組を進める。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣人事局、消費者庁総務課、総務省統計局総務課、文化庁政策課、特許庁総務部総務課、中小企業庁長官官房総務課、観光庁総務課、気象庁総務部企画課）

(b) 国の機関としての機能発揮

- ・ 各省庁が、2022年度以降のネットワーク更改時に、2020年度に内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室）が整備したネットワーク環境へ原則として移行することにより、地方支分部局を含めた省庁間でのウェブ会議環境の向上などデジタル・ワークスタイルを確立し、ひいては、地方移転の後に移転前と遜色なく国の機関としての機能発揮ができるような環境を整備する。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣人事局、消費者庁総務課、デジタル庁省庁業務サービスグループガバメントソリューションサービス班、総務省統計局総務課、文化庁政策課、特許庁総務部総務課、中小企業庁長官官房総務課、観光庁総務課、気象庁総務部企画課）

テレワークの普及促進

施策名：テレワーク普及展開推進事業

情報流通行政局地域通信振興課

| | | | |
|------|------|---|---|
| 施策分類 | ① 予算 | デジタル田舎戦略における位置づけ ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 ③デジタル人材の育成・確保 | 予算額 令和5年度予算(案)：255百万円 (令和4年度第二次補正：205百万円) (令和4年度予算：261百万円) |
| | | | |

| |
|---|
| 施策効果の詳細 地域や規模によらず企業や団体のテレワーク導入を推進することで、企業や団体にとっては、テレワーク導入を通じた業務改革や場所にとらわれず優秀な人材の確保が可能となり、働き手にとっては、場所を選ばない働き方として、住みたい地域に住みながらの就労が可能となるとともに、出社やフルタイム前提の従来の働き方では対応できなかった人の就労も可能となることで、地方と都市の差の縮小や、地方の活性化等につながり、「デジタル田園都市国家構想」に寄与する。 |
|---|

| | |
|---|---|
| 目的 地域や規模によらず企業や団体のテレワーク導入を推進し、在宅や地方でも就業を可能とし、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの定着を図る。 | 概要 「新たな日常」におけるテレワークの定着を図るため、テレワークを導入しようとする企業等に対する相談支援やテレワークに関する普及啓発を実施するとともに、テレワークによる地域課題の解決に係る実証等を実施。 |
|---|---|

| | |
|----|---|
| 詳細 | ① テレワーク・ワンストップ・サポート事業 ・テレワークマネージャー（テレワークのセキュリティ、ICTツール、労務管理に係る専門家）が、テレワークの導入・改善を検討している企業・団体の希望に応じ、無料コンサルティング（Web・訪問）を実施。 ・各地域にテレワークの一次相談窓口を整備。 |
| | ② テレワーク月間における普及啓発 ・11月を「テレワーク月間」とし、テレワークに関する様々な情報を発信。 ・テレワーク先駆者百選表彰の基準を見直し、ICTの利活用により、質の高いテレワークを実施している企業等を表彰。 |
| | ③ テレワークによる地方課題解決に関する実証事業 ・導入率が低い地方部における更なる普及を目指し、地域課題解決等につながる取組に係る実証事業を実施。 |

<中長期的取組>

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
|-----------------------------------|-------|---------|
| 全国的な導入支援体制の整備、中小企業等に対する専門家による無料相談 | | |

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

② 人の流れをつくる

ア 地方移住・移転の推進

iii 地方創生テレワークの推進

【具体的取組】

(b) テレワークの普及促進に向けた連携

- ・ 時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として、ICTを積極的に活用した良質なテレワークが全国各地域、事業規模によらず、幅広い業種で定着・促進されるよう、2023年度にテレワーク導入率に関する新たなKPIを設定し、関係府省や地方公共団体が連携して、全国的な導入支援体制の整備に取り組む。また、テレワークの普及・定着を阻む課題について、ICTの積極的な活用を通じた課題解消の促進やテレワークを円滑に行うことができる超高速ブロードバンド基盤の整備支援等を行う。

（総務省情報流通行政局情報流通振興課、衛星・地域放送課地域放送推進室、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室、厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課）

(c) 時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の普及・促進

- ・ 勤務地や職務等を限定した「多様な正社員」の制度の導入・普及に必要な支援や、「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知を行う。また、2021年3月に改定したテレワークガイドラインの周知や、中小企業に対するテレワーク導入経費の助成、テレワークに関する労務管理とICTの双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、良質なテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進に取り組む。

（総務省情報流通行政局情報流通振興課、厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課、職業生活両立課、在宅労働課）

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域づくり

サ地域コミュニティの維持・強化

ii 地域における多文化共生の推進

【具体的取組】

(e)時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の普及・促進

- ・勤務地や職務等を限定した「多様な正社員」の制度の導入・普及に必要となる支援や、「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知を行う。また、2021年3月に改定したテレワークガイドラインの周知や、中小企業に対するテレワーク導入経費の助成、テレワークに関する労務管理とICTの双方についてワンストップで相談できる窓口の設置等により、良質なテレワークの導入・定着を図り、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方の定着・促進に取り組む。【再掲】

(総務省情報流通行政局情報流通振興課、厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課、職業生活両立課、在宅労働課)

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域づくり

【具体的取組】

(h)地方創生テレワーク

- ・地方創生テレワークや「転職なき移住」の推進のため、企業版ふるさと納税による後押しやデジタル田園都市国家構想交付金等の活用を通じて、サテライトオフィス等の整備に取り組む地方公共団体を支援する。また、テレワークに関するポータルサイトを通じた情報発信の強化や、テレワークの導入を進める企業等の課題等についても、関係府省庁と適切に相互連携して解決を図る等、企業・地域の双方に対して、ワーケーションを含めた地方創生テレワークに関する情報発信や相談対応等を、民間企業・団体の協力も得ながら実施していく。

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、地方創生推進室、総務省情報流通行政局地域通信振興課、厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課、観光庁観光資源課)

関係人口ポータルサイトによる情報発信

施策名：関係人口の創出・拡大事業

自治行政局地域自立応援課

施策分類

①予算

デジ田総合戦略
における位置づけ

①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上

予算額

令和5年度予算額（案）：6百万円
（令和4年度予算：6百万円）

施策効果の詳細

地方公共団体の継続的な関心や交流を通じ、地域を支える担い手を確保するための取組を発信するポータルサイトを開設し、地方との多様な関わり方（かかわりしろ）の魅力を発信することにより、地方への人の流れを創出する。

目的

『関係人口』ポータルサイトを介した地域から関係人口への情報発信等を促進するとともに、地方財政措置等を通じた関係人口の取組の実装化を図る

概要

『関係人口』ポータルサイト等を通じ、関係人口の意義や事例について周知や横展開を図るとともに、関係人口の創出・拡大に向けた地域側からの情報発信を促進する事業

全国に向けた情報発信・地域からの情報発信の強化

『関係人口』ポータルサイト等を通じて、関係関係人口が継続的に深く地域に関わるために参考となる事例やノウハウ等の横展開等を図るとともに、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。

H30・R1

関係人口の創出・裾野拡大
（モデル事業 30団体
（H30）、44団体（R1））

R2

関係人口と地域との「協働」
（モデル事業 25団体）

R3 ~

関係人口施策の実装化
（普通交付税措置）

『関係人口』ポータルサイト URL <https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/>

目指す姿

**全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献**



全国各地で取組の実装化

詳細

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

② 人の流れをつくる

イ 関係人口の創出・拡大

・ 関係人口の創出・拡大

【具体的取組】

(a) 関係人口創出・拡大のための環境整備

- ・ 全国各地で関係人口がオンライン等も活用しつつ地域と関わり合いながら、地域の内発的発展や地域活性化に貢献する姿を目指し、地域から関係人口への情報発信等を通じて地方公共団体の関係人口の創出・拡大に向けた取組を後押しするとともに、都市住民等と地域のマッチングや地域課題に関わるための仕掛けづくりなどの自走可能な取組モデルの構築を進める中間支援組織を支援する。あわせて、全国版の官民連携によるプラットフォーム（かかわりラボ）の運営等により、参考事例を全国に向けて情報発信・横展開するとともに、全国版の官民連携によるプラットフォームの運営により、事業者や地方公共団体等の関係者間の情報共有やネットワーク化に取り組む。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、総務省自治行政局地域自立応援課）

ふるさとワーキングホリデーの推進

施策名：ふるさとワーキングホリデー推進事業

自治行政局地域政策課

| | | | | | |
|------|-----|------------------|--------------------------|-----|-------------------------------------|
| 施策分類 | ①予算 | デジタル総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：30百万円 (令和4年度予算：30百万円) |
|------|-----|------------------|--------------------------|-----|-------------------------------------|

施策効果の詳細
 ふるさとワーキングホリデー参加者の中には、その地域に定住した人や、地域の関係人口として継続的に関わっている人もおり、住民と来訪者の関係性を深め、第2のふるさとづくりを推進し、地方への交流人口を生み出すことに貢献している。

目的
 「地方の魅力を知ってほしい」、「交流人口を拡大したい」といった自治体のニーズと、「旅行では味わえない体験がしたい」、「地域との交流を深めたい」、「第2のふるさとがほしい」などの参加者のニーズを踏まえ、地方から都市への一方向的な人の流れに歯止めをかけるとともに、地方の魅力発見や地域の課題解決に寄与することを目指す。

概要
 主に都市部の方が、一定期間（2週間から1か月間程度）地域に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて、地域での暮らしを体感し、地域とのかかわりを深めていただく取組み。
 総務省では、自治体の募集情報を一覧できるポータルサイトの運営やSNS等による情報発信、参加者と実施自治体が一堂に会する合同説明会などの広報活動を実施している。



広報支援（総務省）

- 専用のポータルサイトの運用
- SNS (Twitter、facebook等) の運用
- インターネット広告の実施
- 説明会の開催 等



未実施自治体、企業等への説明会の開催

- 実施自治体増と地域企業の参加拡大を図るため、未実施自治体及び企業等を対象にした説明会を開催。
 ⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。
 ⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

② 人の流れをつくる

イ 関係人口の創出・拡大

ii 関係人口の創出・拡大

【具体的取組】

(a) 関係人口創出・拡大のための環境整備

- ・ 都市部の若者等の地域との多様な関わりの創出や就職氷河期世代支援の観点から、引き続き「ふるさとワーキングホリデー」を推進し、地方公共団体が行う関係人口の受入側の地域における課題の明確化、受入体制づくり等に加え、都市部等の地域外住民の関心・関与を高める取組を支援する。

（総務省自治行政局地域政策課）

二地域居住等の普及推進

施策名：自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置

自治行政局地域自立応援課

| | | | | | |
|------|------|-----------------|--------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ③その他 | デジ田総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | - |
|------|------|-----------------|--------------------------|-----|---|

| | |
|---------|--|
| 施策効果の詳細 | ウイズコロナ時代の「新しい生活様式」を踏まえ、移住・交流など地方への人の流れの創出・拡大 |
|---------|--|

| | | | |
|----|--------------------------|----|---|
| 目的 | 地方自治体が発する移住・定住対策等の推進を図る。 | 概要 | 地方公共団体が実施する二地域居住体験を含む移住希望者に対する情報発信、移住体験の実施、受入環境の整備や相談支援等の取組に要する経費を措置。 |
|----|--------------------------|----|---|

| 詳細 | 地方団体の取組例 | | 措置概要 |
|----|---------------------|---|--|
| | ①情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置 「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 移住関連パンフレット等の制作 移住促進等のためのプロモーション動画の制作 | <p>「地方自治体が発する移住・定住対策等の推進について」(令和3年3月30日付け総行応第79号)</p> <p>I. 地方自治体が発する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象(措置率0.5×財政力補正) <p>II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」(移住・定住に関する支援を行う者)を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象 ○ 1人当たり350万円上限(兼任の場合40万円上限) |
| | ②移住体験 | <ul style="list-style-type: none"> 移住体験ツアー(二地域居住体験)の実施 移住体験住宅の整備 U I ターン産業体験(農林水産業、伝統工芸等) | |
| | ③就職支援 | <ul style="list-style-type: none"> 移住希望者等に対する職業紹介、就職支援 新規就業者(本人、受入企業)に対する助成 | |
| | ④住居支援 | <ul style="list-style-type: none"> 空き家バンクの運営 住宅改修への助成 | |
| | ⑤移住を検討している者や移住者への支援 | <ul style="list-style-type: none"> 移住コーディネーターや定住支援員による支援 | |
| | | | |

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

② 人の流れをつくる

イ 関係人口の創出・拡大

； 関係人口の創出・拡大

【具体的取組】

(b) 二地域居住等の普及促進

- ・ 二地域居住等を普及促進するとともに、それにより地域との関わりを促すため、関係府省庁や地方公共団体等と連携して、関連する支援を行う。また、地方公共団体と民間企業等が連携して行う先導的な二地域居住等の取組の調査を行うとともに、全国二地域居住等促進協議会と連携し、調査結果等の横展開を実施する。

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、地方創生推進室、総務省自治行政局地域自立応援課、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、国土交通省国土政策局地方振興課、都市局都市政策課、住宅局住宅政策課、観光庁観光資源課)

子どもの農山漁村体験交流の支援

施策名：都市・農産漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

自治行政局地域自立応援課

施策分類

①予算

デジタル田舎戦略
における位置づけ

①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上

予算額

令和5年度予算(案)：18百万円
(令和4年度予算：18百万円)

施策効果の詳細

小学校等における農山漁村での宿泊体験活動（「子ども農山漁村交流プロジェクト」内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省の連携事業）の推進。

目的

「子ども農山漁村交流プロジェクト」（内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省の連携事業）は、農林漁業体験や宿泊体験、地域住民との交流を通じて、子供たちの生きる力を育むとともに、交流の創出による地域の再生や活性化を図る。

概要

子供の農山漁村体験の取組を拡大・推進するためのセミナーや、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体を対象とした計画策定支援事業、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援する小・中・高校生を対象とした交流推進支援事業（モデル事業）を実施。

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- 令和4年度は引き続き、コロナ禍や、GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展を踏まえ、感染防止対策に加え、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。

詳細

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



小学校
中学校
高等学校

オンライン交流・農林漁業体験・宿泊体験活動

農山
漁村



学校教育活動

社会教育活動

- ◆GIGAスクールの基盤を活かしたオンライン交流の実施
- ◆対面での交流効果向上を実現
- ◆コーディネート機能の活用
- ◆地域の学生の動員等の支援体制の整備
- ◆課題解決に向けた研究と実践

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

② 人の流れをつくる

イ 関係人口の創出・拡大

ii 関係人口の創出・拡大

【具体的取組】

(c) 子どもの農山漁村体験の充実

- ・ 子供の生きる力を育むとともに、将来の地方へのUIターン¹の基礎を形成するため、農山漁村体験等に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村等（受入側）に対し下記の支援を行う。

＜送り側・受入側の連携への支援＞

- ・ 送り側・受入側双方が連携して行う実施体制の構築や実施計画策定の推進
- ・ 小中学校の取組等に対する支援

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、総務省自治行政局地域自立応援課人材力活性化・連携交流室、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課、初等中等教育局児童生徒課、農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課、環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室、自然環境整備課）

奨学金返還支援制度の活用促進

施策名：奨学金返還支援制度の活用促進

自治財政局財務調査課

| | | | | |
|------|------|--|-----|---|
| 施策分類 | ③その他 | デジ田総合戦略における位置づけ ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 ③デジタル人材の育成・確保 | 予算額 | - |
|------|------|--|-----|---|

| | |
|---------|---|
| 施策効果の詳細 | - |
|---------|---|

| | | | |
|----|---|----|---|
| 目的 | 域内の企業へ若者が就職する場合等に、若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やU I J ターンを促すもの。 | 概要 | ・都道府県又は市町村が、若者が大学等卒業後に自団体の区域内に就職・居住することを要件として奨学金返還支援の制度を創設するもの。 （令和4年6月1日現在の実施自治体数 36 都道府県615市区町村） ・奨学金の返還支援に地方公共団体が要した経費については、特別交付税措置の対象としている。 |
|----|---|----|---|

<令和4年度における内容>

平成27年度から「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進」を実施し、日本学生支援機構や地方公共団体から借入れた奨学金の返還支援に地方公共団体が要した経費については、特別交付税措置の対象としている。

その内容は、若年層人口が流出超過の都道府県及びその区域内の市町村の場合は対象経費に0.5を、流入超過の都道府県及びその区域内の市町村の場合は対象経費に0.3を、それぞれ乗じた額を特別交付税措置するものである。

上記措置について、令和4年度から、流入超過の都道府県にあっても、過疎・離島等、条件不利地域を含む市町村については、人口減少が著しい地域であることや、不利な地理的条件に置かれている地域であることを踏まえ、措置率を0.3から0.5に引き上げる拡充を実施。

○地方公共団体に対する特別交付税措置の概要

【都道府県】

- ・奨学金返還支援のため地元産業界等との間で基金を設置した場合などに、都道府県の基金への出捐額、広報経費に対して特別交付税措置
- ・対象者の要件は大学等を卒業後に当該都道府県で就職することなど（都道府県と地元産業界等が合意して要件を決定）

【市町村】

- ・奨学金返還支援に係る市町村の負担額（基金の設置は不要）、広報経費に対して特別交付税措置
- ・対象者の要件は大学・高校等を卒業後に当該地域に居住することなど

※1 都道府県の場合、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

※2 都道府県・市町村いずれも措置率0.5、上限1億円。ただし、以下の場合は措置率0.3、上限6千万円。

【道府県】20～24歳人口が流入超過 【市町村】20～24歳人口が流入超過の都道府県に所在し、かつ条件不利地域を含まない

※3 地方公共団体の財政力に応じ、補正あり。

詳細

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

② 人の流れをつくる

ウ 修学・就業による若者の地方への流れの推進

イ 魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興等

【具体的取組】

(g) 奨学金返還支援制度の活用促進

- ・ 地域産業の担い手となる学生等の奨学金返還支援に関する地方公共団体の取組の更なる拡大や支援制度の活用の推進のため、独立行政法人日本学生支援機構等と連携し、広報活動を強化するなど、積極的に情報発信を行う。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、総務省自治財政局財務調査課、文部科学省高等教育局学生・留学生課）

(3) デジタル人材の育成・確保

③ 高等教育機関等におけるデジタル人材の育成・確保

イ 地域や産業界と密着した教育体制の整備・強化

【具体的取組】

(c) 奨学金返還支援制度の活用促進

- ・ 地域産業の担い手となる学生等の奨学金返還支援に関する地方公共団体の取組の更なる拡大や支援制度の活用の推進のため、独立行政法人日本学生支援機構等と連携し、広報活動を強化するなど、積極的に情報発信を行う。【再掲】

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、総務省自治財政局財務調査課、文部科学省高等教育局学生・留学生課）

医療分野でのデジタル技術の活用促進等（遠隔医療、医療DX）①

施策名：ICT基盤高度化事業

情報流通行政局デジタル経済推進室

| | | | | |
|------|-----|---|-----|-------------------------------------|
| 施策分類 | ①予算 | デジ田総合戦略における位置づけ ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | 令和5年度予算（案）：50百万円 （令和4年度予算：50百万円） |
| | | | | |

施策効果の詳細
 社会的課題の解決に資する先導的なICT利活用モデルの実証や、現場における利活用の状況を把握・周知することで、これら分野におけるICTの実装を促す。

| | | | |
|-----------|---|-----------|---|
| 目的 | ①医療情報を取り扱う情報システム・サービスの複雑化・多様化や、ランサムウェア攻撃をはじめとする新たな脅威が出現して被害が出ていることに鑑み、医療情報の効果的・効率的な安全管理を推進するため、クラウド事業者等におけるより確実な対策の実施を促す。 ②コロナ禍において進展した遠隔医療の新たな利用形態等を調査・整理し、その普及を図る。 | 概要 | ①既定のリスクに基づいたマネジメントプロセス（リスクの特定、分析、評価の流れ）を再確認し、ガイドライン及びSLAについて必要な見直しを行う。 ②「遠隔医療モデル参考書－オンライン診療版－」について、コロナ禍において利用が進展したオンライン診療をはじめ、宿泊施設における遠隔患者見守り等の新たな利用形態に係るシステムの運用手順や構築パターン等を調査し、実際のオンライン診療の導入に資する内容に改定する。 |
|-----------|---|-----------|---|

①医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドラインの改訂

②遠隔医療モデル参考書（オンライン診療版）の改訂

＜中長期的取組＞

| 令和4年度 | 令和5年度以降 |
|----------------------|---------|
| ・事業者ヒアリング、有識者への意見聴取等 | |
| ・ガイドライン改訂 | ・SLA改訂 |

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度以降 |
|-------|-----------------------------------|--------------------------|
| | ・遠隔医療モデル参考書（医師対医師（DtoD）の遠隔医療版）の改訂 | ・遠隔医療モデル参考書（オンライン診療版）の改訂 |

医療分野でのデジタル技術の活用促進等（遠隔医療、医療DX）②

施策名：医療・介護・健康データ利活用基盤高度化事業

情報流通行政局デジタル経済推進室

施策分類
① 予算

デジタル総合戦略
における位置づけ

① デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上

予算額

令和5年度予算(案):500百万円
(令和4年度予算:450百万円)

施策効果の詳細

医療・介護・健康データを利活用するための基盤を構築・高度化することにより、医療・健康サービスの向上・効率化を図り、「医療DX」を推進する。

目的

- ① 医師の偏在対策の有力な解決策と期待される遠隔医療の普及を図る。
- ② 日々の活動から得られるPHRデータを医療現場での診療に活用することで、医療の高度化や診察内容の精緻化を図る。

概要

- ① 8K内視鏡システムの開発・実証とともに、遠隔手術の実現に必要な通信環境やネットワークの条件等を整理し、「遠隔手術ガイドライン」の精緻化に寄与する。
- ② 各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を構築する。

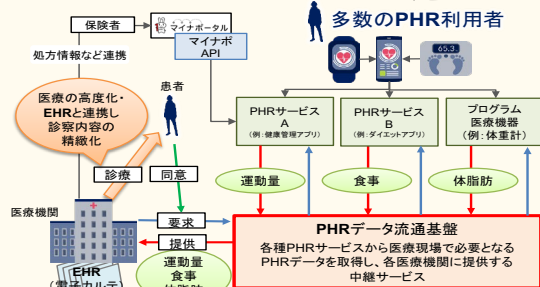
① 遠隔手術のネットワーク要件、高精細映像技術の遠隔医療への応用等の研究



<中長期的取組>

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
|-------|--------------------------|---------|
| | ・高精細映像の伝送実証、多様な通信環境での実証等 | |
| | ・ガイドラインの精緻化等の検討 | |

② 医療高度化に資するPHR（※）データ流通基盤構築



| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度以降 |
|----------------------------------|-----------------------------------|----------------|
| ・PHRデータ交換規格の設定 ・データ流通基盤の設定・開発 | ・データ流通基盤の開発・実証 ・診療に与える効果の医学的検証 | ・データ流通基盤の普及・展開 |

(※Personal Health Record: 個人の健康診断結果や服薬歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み)

詳細

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

ウ医療・介護等の分野でのDXの推進等

iv 医療分野でのデジタル技術の活用促進等

【具体的取組】

(g)遠隔医療等の推進

- ・遠隔手術支援ロボットシステムの実用化に資する研究及び遠隔手術に関するガイドラインの見直しを行う。
- ・急速な少子高齢化への対策に資する認知症対応型AI・IoTシステムの実証を推進する。
- ・コロナ禍において進展した遠隔医療の新たな利用形態を調査・整理し、遠隔医療モデル参考書の改定を行う。
- ・厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版」(令和4年3月策定)の改定状況を踏まえ、総務省及び経済産業省の「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」(令和4年8月改定)及びガイドラインに基づくサービス仕様適合開示書及びサービス・レベル合意書(SLA)等の改定検討を行う。
- ・日々の活動から得られるPHRデータを医療現場での診療に活用することで、医療の高度化や診察内容の精緻化を図るため、各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を構築する。

(総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室)

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

ウ医療・介護等の分野でのDXの推進等

iv 医療分野でのデジタル技術の活用促進等

【具体的取組】

(i)医療DXの推進に向けた全国医療情報プラットフォームの創設等

- ・ 医療分野のDXを推進し、技術革新を通じたサービスの効率化・質の向上を図るため、総理を本部長とし関係閣僚（厚生労働大臣、デジタル大臣、総務大臣、経済産業大臣）により構成される「医療DX推進本部」の下で、全国医療情報プラットフォームの創設等を推進する。その際、全国医療情報プラットフォームにおいて、地方公共団体など様々な主体が保有する情報が共有され、これらの情報を医療機関等の様々な主体が利活用を行うこととなる観点から、関係各省との連携を強化していく。

（デジタル庁国民向けサービスグループ医療班、総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室、厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室、経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課）

3. 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進

(1)モデル地域ビジョンや重要施策分野における施策間連携・地域間連携

【具体的取組】

(k)住民に身近な場所を活用した遠隔医療

- ・住民にとって身近な場所の中でも、郵便局については、条件不利地域や過疎地域を含む全国津々浦々に拠点を持ち、高齢者を始めとした住民に寄り添った「みまもりサービス」を提供する身近な拠点であり、自宅でのオンライン診療・服薬指導のサポートの横展開を行うとともに、オンライン診療の拠点としての郵便局の空きスペースの活用余地について検討を行う。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課、厚生労働省医政局総務課、経済産業省製造産業局自動車課）

あまねく全国に拠点が存在する郵便局の強みを生かした地方公共団体等との連携促進①

施策名：郵便局等の公的地域基盤連携推進事業

情報流通行政局郵政行政部企画課

| | | | | |
|------|-----------------|--------------------------|-----|--------------------------------------|
| 施策分類 | ①予算 | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：120百万円 (令和4年度予算：80百万円) |
| | デジ田総合戦略における位置づけ | | | |

施策効果の詳細
郵便局と地方公共団体等の地域の公的地域基盤が連携し、デジタル技術を活用して地域の課題を解決する事例が拡大することにより、住民の利便性の向上、デジタル化の進展、地域活性化につながることを期待される。

目的
郵便局と地方公共団体等の公的地域基盤が連携し、デジタル技術を活用して地域の課題を解決する事例の拡大。

概要
地域の課題解決に向けて、郵便局と地方公共団体等の公的地域基盤が連携し、デジタル技術を活用した解決事例のモデルケースを創出するための実証事業を行うとともに、成功事例の蓄積、ガイドラインの作成・公表を行う。令和5年度は「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」での検討結果を踏まえ、新たに郵便局データを活用した実証を実施する。



詳細

<中長期的取組>

- ・ 2022～2024年度に実証事業を実施し、成功事例の蓄積、ガイドライン作成・公表を行い、課題解決事例の横展開を図る。
- ・ 2025年度以降は日本郵便や自治体等による取組により普及展開。

| 2023年度 | 2024年度 | 2025年度以降 |
|---------|-----------|-----------------|
| 実証事業の実施 | 実証事業の実施 | 成功事例を基にした普及展開 |
| | ガイドラインの作成 | ガイドラインを基にした普及展開 |

あまねく全国に拠点が存在する郵便局の強みを生かした地方公共団体等との連携促進②

施策名：郵便局の行政サービス窓口としての活用

情報流通行政局郵政行政部企画課

| | | | |
|---------------------|-----------------|--------------------------|----------------------------------|
| 施策分類 ③その他 | デジ田総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 (令和3年度補正予算：120百万円) |
|---------------------|-----------------|--------------------------|----------------------------------|

施策効果の詳細

- ・地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）に基づき取扱い可能な事務など、郵便局における地方公共団体事務の受託を促進。特に、マイナンバーカードの申請サポートや、マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化・再設定に係る事務の受託を促進。
- ・また、郵便局型キオスク端末の実証・展開などにより、公的証明書の交付におけるマイナンバーカードの利活用を推進。


目的

全国津々浦々に存在する郵便局のネットワークを活用した地域住民向けのサービスの充実など、地域社会の活性化を推進するとともに、マイナンバーカードの活用場面を拡大し、地域社会のデジタル化の推進に資する。

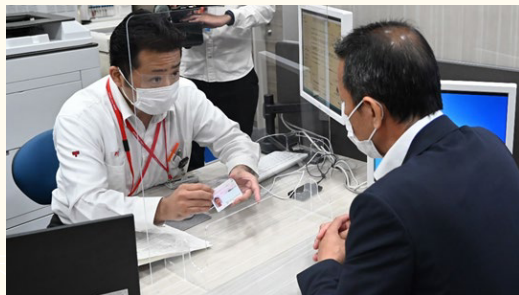
概要

- ・地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）に基づき取扱い可能な事務など、郵便局における地方公共団体事務の受託を促進。特に、令和6年秋の健康保険証廃止に向けて、マイナンバーカードの申請サポートや、今後マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等の手続きのニーズが増大すると考えられることから、電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化・再設定に係る事務の受託を促進。
- ・また、郵便局型キオスク端末の実証・展開などにより、公的証明書の交付におけるマイナンバーカードの利活用を推進。

【郵便局における事務受託例】



マイナンバーカードの申請サポート
(石川県七尾市)




マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化・再設定に係る事務
(宮崎県都城市)

郵便局型マイナンバーカード利用端末(イメージ)

【利用者ロビー】

申請端末


①端末を操作し、受付レシートを受領



【バックオフィス】

郵便局窓口


②受付レシートを郵便局員に渡す



④料金を支払い、証明書を受領

複合機

③証明書を印刷



専用端末LAN

J-LIS交付センター基盤

* 自治体との間で通信回線(専用回線等)を設置する場合もある。

| | |
|--------|----------|
| 2023年度 | 2024年度以降 |
|--------|----------|

自治体事務受託の拡大、郵便局型キオスク端末の展開

郵便局における
マイナンバーカード
活用の更なる推進

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

才質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

ii 魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

【具体的取組】

(a)「小さな拠点」の形成の推進

- ・ あまねく全国に拠点が存在する郵便局の強みを生かし、地方公共団体等の地域の公的基盤との連携、行政事務受託の拡大を進め、地域拠点としての有用性を生かした郵便局の地域貢献を促進するとともに、郵便局を通じたマイナンバーカードの普及や利用機会の拡大を図る。また、郵便局が保有・取得するデータや実装するデジタル技術の活用を推進し、災害時の連携、デジタル地図の地域での活用、郵便局のスペースや人材を活用した地域住民のデジタルサービスへのアクセスの支援を行う。さらに、スマートスピーカー等による見守りシステムの構築による集落生活圏における生活の安心確保など、デジタル活用による地域課題解決事例の横展開等を推進する。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課）

- ・ 地域資源や人材を活用しつつ地域の生活やなりわいを維持・確保するため、農山漁村の活用可能な地域資源を他分野と組み合わせること等により新しい事業や付加価値を創出する「農山漁村発イノベーション」の推進、安定的な石油製品の供給システムの確立、再生可能エネルギーの導入等による「地域循環共生圏」の創造など、「小さな拠点」に関わる多様な施策分野や、郵便局、農業協同組合、関係人口などの地域内外の多様な組織や主体との連携と参画を推進する。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、総務省情報流通行政局郵政行政部企画課、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、環境省大臣官房環境計画課）

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進

施策名：特定地域づくり事業の推進

自治行政局地域振興室

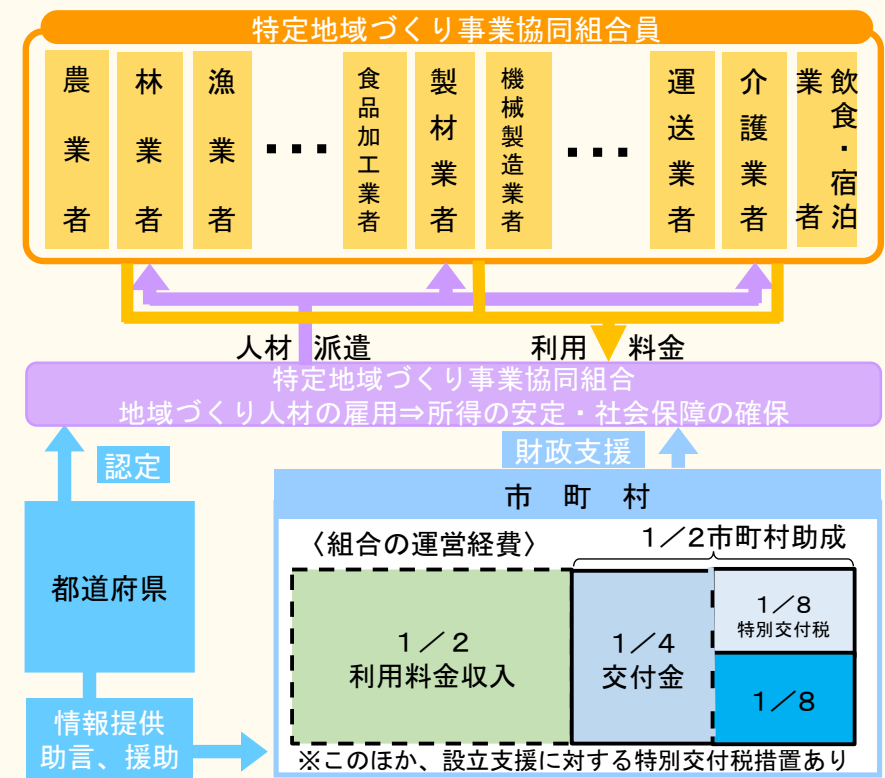
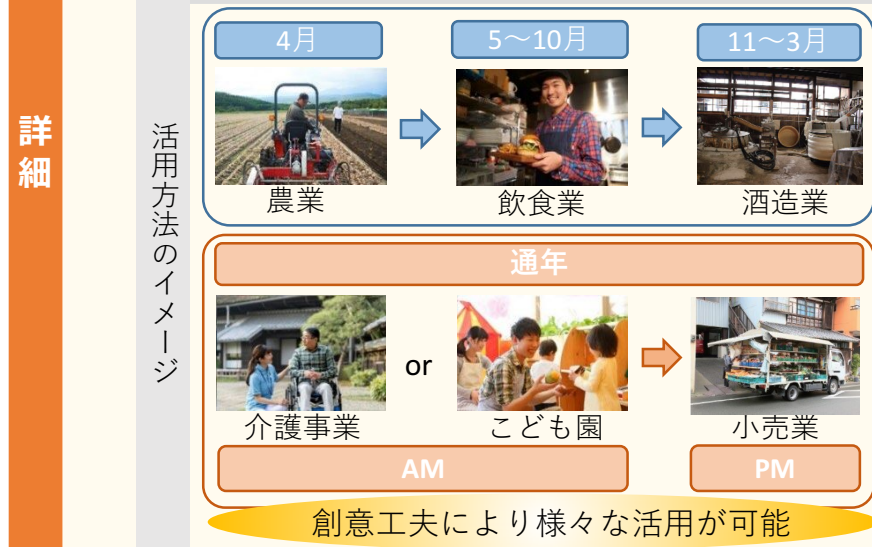
| | | | | | |
|------|-----|-----------------|--------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ①予算 | デン田総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：560百万円 (令和4年度予算：500百万円) ※内閣府予算計上 |
|------|-----|-----------------|--------------------------|-----|---|

施策効果の詳細
 地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材について、地域一体となった多様な形態での人材確保等の取り組みを総合的に支援し、その活躍による地域社会の維持及び地域経済の活性化を図る。

目的
 地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を行い、地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

概要
 地域人口の急減に直面している地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業をはじめ、地域の担い手不足に対処する必要があることから、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域社会の維持・地域経済の活性化を図り、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援する。

- <基本方針における位置づけ>**
 第3章 各分野の政策の推進
 1. デジタル実装による地方の課題解決
 ④魅力的な地域をつくる
 ③質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
 ii 魅力的な集落生活の形成（「小さな拠点」の形成等）
 【具体的取組】(a)「小さな拠点」の形成の推進



第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

才質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

ii 魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

【具体的取組】

(a)「小さな拠点」の形成の推進

- ・ 地域人口の急減に直面している地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業を始め、地域の担い手不足に対処する必要があることから、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域社会の維持・地域経済の活性化を図り、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援する。

（内閣府地方創生推進事務局、総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室、厚生労働省職業安定局需給調整事業課、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課、中小企業庁経営支援部経営支援課）

過疎対策の推進

施策名：過疎地域持続的発展支援交付金

自治行政局過疎対策室

施策分類

①予算

デジ田総合戦略における位置づけ

①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上

予算額

令和5年度予算(案)：805百万円
(令和4年度予算：805百万円)

施策効果の詳細

過疎地域においてデジタル実装をすすめることにより地域の課題解決につなげるとともに、地方への人の流れの創出につなげる。

目的

過疎地域における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

概要

地域課題解決のために行うICT等技術の活用や定住促進のための住宅整備等の取組を支援。

詳細

①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)
※ 交付対象経費の限度額 1,500万円
(下記事業については、限度額を上乗せ)
① 専門人材を活用する事業(+500万円)
② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
③ 上記①+②)併用事業(+1,500万円)
- 令和5年度予算額(案) 4.0億円(令和4年度予算額4.0億円)

②過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)
※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加
※ 交付対象経費の限度額 2,000万円
- 令和5年度予算額(案) 2.5億円(令和4年度予算額2.5億円)

③過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)
 - ・定住促進団地整備事業
 - ・定住促進空き家活用事業
 - ・集落等移転事業
 - ・季節居住団地整備事業
- 令和5年度予算額(案) 0.9億円(令和4年度予算額0.9億円)

④過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)
〈例〉
 - ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
 - ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
 - ・食肉、農産物等の加工施設
- 令和5年度予算額(案) 0.6億円(令和4年度予算額0.6億円)

<中長期的取組>

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度以降 |
|----------------------------|-------|-------|---------|
| 交付金事業の実施および優良事例を全国の過疎地域に展開 | | | |
| フォローアップ | | | |

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

才質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

ii 魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

【具体的取組】

(c)過疎対策の推進

- ・ 過疎地域を始めとした条件不利地域において、集落ネットワーク圏（「小さな拠点」）の形成に向けて、住民の暮らしを支える生活支援や、なりわいの創出を支援するとともに、優良事例を周知する。また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう過疎地域の取組を支援する。

（総務省自治行政局過疎対策室）

棚田地域の振興

棚田地域振興法関係

自治行政局地域自立応援課

| | | | | | |
|------|------|-----------------|--------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ③その他 | デジ田総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | — |
|------|------|-----------------|--------------------------|-----|---|

施策効果の詳細

貴重な国民財産である棚田を保全し、棚田地域の有する産業、環境、景観、文化等の多面にわたる機能の維持増進を図る。

目的

棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

概要

指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等を通じて、多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援。

棚田地域振興法の概要

1. 目的（1条）

棚田地域における人口減少、高齢化の進展等



棚田が荒廃の危機に直面

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

- 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの(2条)

※政令要件：昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること

2. 基本理念（3条）

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

3. 国等の責務（4条）

- 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

4. 基本方針等（5条・6条）

- 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- 都道府県…基本方針を動案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

5. 具体的施策（7条～18条）

(1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
 - 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条)
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

棚田地域振興
コンサルジュ

(2) 支援等の措置

- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。(12条)
- ② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、エコツーリズム推進法の規定によるエコツーリズム推進全体構想の認定とみなす。(13条)
- ③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表(15条)
- ④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置(16条)
- ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

みなし認定等

施行期日：公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日
失効日：令和7年3月31日

詳細

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

力地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

・ 地域資源を活用した農山漁村(むら)づくり

【具体的取組】

(a)地域資源を活用した農山漁村(むら)づくり

- ・ 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)に基づき、産業、環境、景観、文化等の観点から棚田の保全と棚田地域の振興を図るため、総合的な支援策を講ずる。

(内閣府地方創生推進事務局、総務省自治行政局地域自立応援課、文化庁文化財第二課、農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課、国土交通省都市局公園緑地・景観課、観光庁観光資源課、環境省自然環境局国立公園課)

分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進等①

施策名：地域経済循環創造事業交付金
(分散型エネルギーインフラプロジェクト)

自治行政局地域政策課

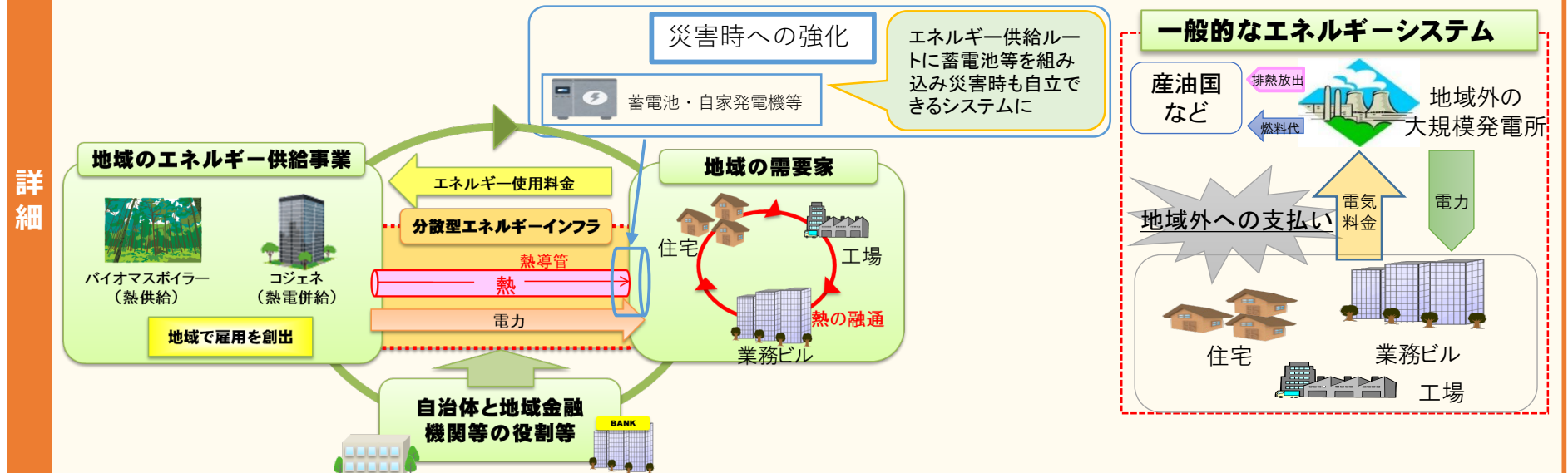
| | | | |
|---------------------|-----------------|---------------------------|---|
| 施策分類 ① 予算 | デジ田総合戦略における位置づけ | ① デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 令和5年度予算(案)：580百万円の内数 (令和4年度予算：500百万円の内数) |
|---------------------|-----------------|---------------------------|---|

施策効果の詳細
 エネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定を支援する交付金によって地域における資金循環及び地域の雇用の創出、地域資源の活用を促進し、地域経済の循環に貢献するもの。

目的
 地方公共団体が、各地域において、バイオマス、風力、中小水力等の地域資源を活用した地域エネルギー事業の事業化に向けたマスタープランの策定に要する経費を交付することにより、地域経済循環を創造することを目的とする。

概要
 地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定を支援する。
 ・マスタープランの策定経費(上限2,000万円)を支援。
 ・交付率は原則1/2。財政力指数等に応じた高上げあり。

地域エネルギーシステム(イメージ)



分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進等②

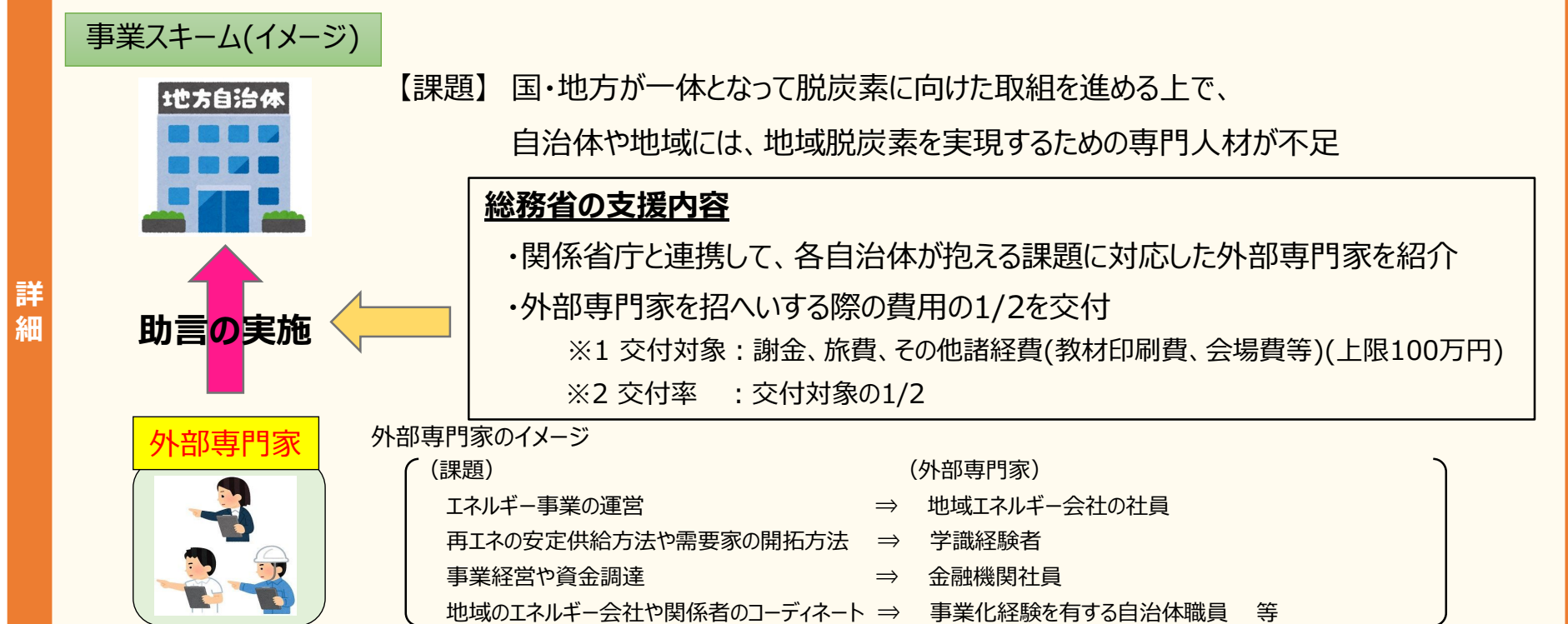
施策名：地域経済循環創造事業交付金
(人材面からの地域脱炭素支援)

自治行政局地域政策課

| | | | | |
|------|-----|--------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ①予算 | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：580百万円の内数 (令和4年度予算：500百万円の内数) |
| | | デジ田総合戦略における位置づけ | | |

施策効果の詳細
地域脱炭素の実現を人材面から支援する交付金によって地域における資金循環及び地域の雇用の創出、地域資源の活用を促進し、地域経済の循環に貢献するもの。

| | | | |
|----|---|----|---|
| 目的 | 地方公共団体が、脱炭素社会の実現に資する専門人材を招へいする場合において、その招へいに要する経費の一部を支援することにより、地域における脱炭素社会の実現に資することを目的とする。 | 概要 | 関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介するほか、外部専門家を招へいする際の費用の1/2を交付する。 ・外部専門家を招へいする際の費用(上限100万円)を支援。 ・交付対象は謝金、旅費、その他諸経費。 ・交付率は1/2。 |
| | | | |



第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

才質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

ii 魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等）

【具体的取組】

(a)「小さな拠点」の形成の推進

- ・地域運営組織の共同事業等を安定的・持続的に運営するため、太陽光発電、バイオマス発電・熱利用、小水力発電などの再生可能エネルギーの活用促進による地域内エネルギー循環システムの構築を推進する。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、総務省地域力創造グループ地域政策課、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課、林野庁林政部木材利用課、環境省大臣官房地域政策課）

力地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

vi 地域のエネルギー資源を活用したまちづくり

【具体的取組】

(a)分散型エネルギーを活用したまちづくり

- ・地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社、金融機関等、地域の総力を挙げて、地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進する。「事業化ワンストップ相談窓口」を開設し、関係省庁タスクフォースと連携して、事業化に向けた支援を行うとともに、地域に不足している専門家の紹介、その専門家を招へいする際に必要となる費用を支援することで事業化に向けた支援を推進する。

（総務省自治行政局地域政策課、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課、林野庁林政部木材利用課、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課、新エネルギーシステム課、国土交通省都市局市街地整備課、環境省大臣官房環境計画課）

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

力地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

vii 地域における脱炭素化の推進

【具体的取組】

(a)地域における脱炭素化の推進

- ・ 地方公共団体を核として地域資源を活用した災害時の自立エネルギー供給も可能な地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」について、事業化に必要な専門人材リストを整備し、地方公共団体に人材を紹介するとともに、マスタープラン策定済団体が関係省庁補助金を活用する際に加点による優遇を図ることで事業化を推進する。

(総務省自治行政局地域政策課、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課、林野庁林政部木材利用課、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課、環境省大臣官房環境計画課)

公共施設等の脱炭素化に向けた地方財政措置①

施策名：脱炭素化推進事業費

自治財政局財務調査課

| | | | | | |
|------|------|-----------------|--------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ③その他 | デジ田総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | - |
|------|------|-----------------|--------------------------|-----|---|

| | |
|---------|---|
| 施策効果の詳細 | - |
|---------|---|

| | | | |
|----|---|----|--|
| 目的 | G X実現に向けた基本方針（令和4年12月22日G X実行会議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるようにするため。 | 概要 | ・令和5年度において、地方財政計画に「脱炭素化推進事業費」を1,000億円計上。 |
|----|---|----|--|

| | |
|----|---|
| 詳細 | <p><令和5年度における内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 脱炭素化推進事業債を創設 <p>【対象事業】</p> <p>地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 再生可能エネルギー ② 公共施設等のZEB化 ③ 省エネルギー（省エネ改修、LED照明の導入） ④ 公用車における電動車の導入（EV、FCV、PHEV） <p>【事業期間】 令和5年度～令和7年度 【令和5年度事業費】 1,000億円</p> <p>【地方財政措置】</p> <p>脱炭素化推進事業債 （充当率：90% 交付税措置率：50%（再エネ・ZEB化）、財政力に応じて30%～50%（省エネ・LED）、30%（電動車））</p> |
|----|---|

公共施設等の脱炭素化に向けた地方財政措置②

施策名：公営企業債（脱炭素化推進事業）

自治財政局公営企業課

| | | | | |
|------|------|---|-----|---|
| 施策分類 | ③その他 | デジ田総合戦略における位置づけ ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | - |
|------|------|---|-----|---|

| | |
|---------|---|
| 施策効果の詳細 | - |
|---------|---|

| | | | |
|----|---|----|-------------------------------|
| 目的 | G X 実現に向けた基本方針（令和 4 年12月22日 G X 実行会議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策（再生可能エネルギーや電動車の導入等）を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、地方公営企業が公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるようにするため。 | 概要 | ・公営企業の脱炭素化の取組について、地方財政措置を講じる。 |
|----|---|----|-------------------------------|

| | |
|----|--|
| 詳細 | <p><令和 5 年度における内容></p> <p>【対象事業】</p> <p>地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化推進事業費と同様の事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 再生可能エネルギー ② 公共施設等のZEB化 ③ 省エネルギー（省エネ改修、LED照明の導入） ④ 公用車における電動車の導入（EV、FCV、PHEV） ・公営企業に特有の事業 <ul style="list-style-type: none"> 小水力発電（水道事業等）、バイオガス発電・リン回収（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV）の導入（バス事業）等 ※下水道事業については、補助事業も対象 <p>【事業期間】 令和 5 年度～令和 7 年度</p> <p>【地方財政措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方負担額の一定割合を一般会計負担（繰出） ・公営企業債（脱炭素化推進事業） <ul style="list-style-type: none"> （交付税措置率：50%（再エネ・ZEB化・公営企業に特有の事業）、財政力に応じて30～50%（省エネ・LED）、30%（電動車・電動バス）） |
|----|--|

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

力地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

vii 地域における脱炭素化の推進

【具体的取組】

(a)地域における脱炭素化の推進

- ・ 地方公共団体が公共施設等の脱炭素化（再生可能エネルギーの導入、省エネルギー改修、電動車の導入など）を計画的に実施できるよう、脱炭素化推進事業債による地方財政措置を講ずるとともに、公営企業の脱炭素化の取組についても地方財政措置を拡充する。

（総務省自治財政局公営企業課・財務調査課）

施策名：地域課題解決のためのスマートシティ推進事業

情報流通行政局地域通信振興課

| | | | | |
|------|------|---------------------------|-----|---------------------------------------|
| 施策分類 | ① 予算 | ① デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：402百万円 (令和4年度予算：460百万円) |
| | | デジ田総合戦略における位置づけ | | |

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 施策効果の詳細 | 都市OS（データ連携基盤）の導入地域数：令和7年度までに100地域 |
|---------|-----------------------------------|

| | | | |
|----|--|----|---|
| 目的 | 地域が抱える様々な課題(防災、セキュリティ・見守り、買物支援など)をデジタル技術やデータの活用によって解決することを目指すスマートシティの実装を関係府省と一体的に推進。 | 概要 | 地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生のため、スマートシティリファレンスアーキテクチャを満たす都市OS/データ連携基盤の導入(整備・改修)や当該都市OSに接続するデジタル技術を活用したサービス・アセットの整備等を行う。 |
|----|--|----|---|

| 詳細 | <p><主な補助要件等></p> <ul style="list-style-type: none"> 「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」に基づき、スマートシティの構成要素が明確に整理されており、可視化されていること 他の自治体が容易に活用できるよう、都市OS及びアプリケーションをクラウド上で構築すること 都市OS、機材や端末などがセキュリティ対策やプライバシー保護を遵守したものであること 補助率：1/2 補助対象：地方公共団体等 | <p><採択事業例></p> <p>ICTライフサポート・チャンネル構築事業（長野県伊那市）</p> <p>ケーブルテレビをプラットフォームとする簡便で多用途なシステム構築により、将来にわたり暮らし続けることのできる地域環境を整備。</p> <p>・ドローン物流： ケーブルテレビの画面上で、午前11時までに約300品のうちから商品を購入すると、夕方までにドローン等で配達される。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---------|-----------------------------|---|-----|------------------------|---|--------|------------------------------|---|-----------------------------|------------------------|---|----------|-----------------|---|--------|---|---|---------|-------------------------|----|--------|----------------------------------|---|----------|--------------------------------|----|------------|-------------------------------------|---|-----|-------------------------|----|--------|-----------------|--|-------|---------|---------|--|--|--|--|--|
| | <p><令和4年度採択事業 12件></p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>茨城県つくば市</td> <td>移動スーパーの見える化による買物利便性の向上</td> <td>7</td> <td>大阪府</td> <td>大阪広域データ連携基盤(ORDEN)整備事業</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>群馬県嬭恋村</td> <td>住民と役場の新たな関係性創造のための嬭恋村スマートシティ</td> <td>8</td> <td>(一社)コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会</td> <td>コンパクトスマートシティ広域化とサービス拡充</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>神奈川県横須賀市</td> <td>横須賀市データ連携基盤構築事業</td> <td>9</td> <td>広島県三次市</td> <td>観光分野から始める三次版スマートシティ「田園都市×デジタル～つながるみよし」の実装</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>神奈川県鎌倉市</td> <td>持続可能な共生社会を支えるデータ連携基盤の構築</td> <td>10</td> <td>山口県山口市</td> <td>スマート「ライフ」シティ山口的実現のためのデータ連携基盤整備事業</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>神奈川県小田原市</td> <td>データ連携基盤導入を契機とした小田原市スマートシティ推進事業</td> <td>11</td> <td>株式会社愛媛CATV</td> <td>ローカル5Gと汎用画像AI技術による先進的スマートシティ地域活性化事業</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>長野県</td> <td>長野県スマートハイランドデータ連携基盤構築事業</td> <td>12</td> <td>福岡県福岡市</td> <td>福岡市データ連携基盤等構築事業</td> </tr> </table> | 1 | 茨城県つくば市 | 移動スーパーの見える化による買物利便性の向上 | 7 | 大阪府 | 大阪広域データ連携基盤(ORDEN)整備事業 | 2 | 群馬県嬭恋村 | 住民と役場の新たな関係性創造のための嬭恋村スマートシティ | 8 | (一社)コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会 | コンパクトスマートシティ広域化とサービス拡充 | 3 | 神奈川県横須賀市 | 横須賀市データ連携基盤構築事業 | 9 | 広島県三次市 | 観光分野から始める三次版スマートシティ「田園都市×デジタル～つながるみよし」の実装 | 4 | 神奈川県鎌倉市 | 持続可能な共生社会を支えるデータ連携基盤の構築 | 10 | 山口県山口市 | スマート「ライフ」シティ山口的実現のためのデータ連携基盤整備事業 | 5 | 神奈川県小田原市 | データ連携基盤導入を契機とした小田原市スマートシティ推進事業 | 11 | 株式会社愛媛CATV | ローカル5Gと汎用画像AI技術による先進的スマートシティ地域活性化事業 | 6 | 長野県 | 長野県スマートハイランドデータ連携基盤構築事業 | 12 | 福岡県福岡市 | 福岡市データ連携基盤等構築事業 | <p><中長期的取組></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和4年度</th> <th>令和5～6年度</th> <th>令和7年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> <p>「スマートシティ関連事業に係る合同審査会」の評価結果を踏まえた採択候補決定を通じ、関係府省と一体的にスマートシティを推進。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>令和7年度都市OS導入100地域</td> </tr> </tbody> </table> | 令和4年度 | 令和5～6年度 | 令和7年度以降 | <p>「スマートシティ関連事業に係る合同審査会」の評価結果を踏まえた採択候補決定を通じ、関係府省と一体的にスマートシティを推進。</p> | | | | |
| 1 | 茨城県つくば市 | 移動スーパーの見える化による買物利便性の向上 | 7 | 大阪府 | 大阪広域データ連携基盤(ORDEN)整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 群馬県嬭恋村 | 住民と役場の新たな関係性創造のための嬭恋村スマートシティ | 8 | (一社)コンパクトスマートシティプラットフォーム協議会 | コンパクトスマートシティ広域化とサービス拡充 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 神奈川県横須賀市 | 横須賀市データ連携基盤構築事業 | 9 | 広島県三次市 | 観光分野から始める三次版スマートシティ「田園都市×デジタル～つながるみよし」の実装 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 神奈川県鎌倉市 | 持続可能な共生社会を支えるデータ連携基盤の構築 | 10 | 山口県山口市 | スマート「ライフ」シティ山口的実現のためのデータ連携基盤整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 神奈川県小田原市 | データ連携基盤導入を契機とした小田原市スマートシティ推進事業 | 11 | 株式会社愛媛CATV | ローカル5Gと汎用画像AI技術による先進的スマートシティ地域活性化事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 長野県 | 長野県スマートハイランドデータ連携基盤構築事業 | 12 | 福岡県福岡市 | 福岡市データ連携基盤等構築事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和4年度 | 令和5～6年度 | 令和7年度以降 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>「スマートシティ関連事業に係る合同審査会」の評価結果を踏まえた採択候補決定を通じ、関係府省と一体的にスマートシティを推進。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 令和7年度都市OS導入100地域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



高齢者が慣れ親しんだリモコンで操作

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

④ 魅力的な地域をつくる

キ 地域のDX推進による地域課題の解決、地域の魅力向上

【具体的取組】

(a) 「スマートシティ」の推進

- ・ AI、IoT、MaaS、自動運転、ドローン、グリーン化といった新技術や未来技術を活用して地域課題の解決を進める全国各地のスマートシティ関連事業を強力に推進し、実証から実装に向けた支援を行い、定着・発展を図ることとし、2025年までに100地域の先導的なスマートシティの創出を目指す。

(内閣府地方創生推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、総務省情報流通行政局地域通信振興課、経済産業省製造産業局自動車課、国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課、都市局都市計画課)

- ・ 実装を推進するため、企業、大学・研究機関、地方公共団体、関係府省等の幅広い関係者から成る「スマートシティ官民連携プラットフォーム」を軸に、事業支援、分科会の開催、マッチング支援、普及促進活動等に官民一体となって取り組む。

(内閣府地方創生推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、デジタル庁国民向けサービスグループスマートシティ担当、総務省情報流通行政局地域通信振興課、経済産業省製造産業局自動車課、国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課、都市局都市計画課)

- ・ スマートシティリファレンスアーキテクチャやスマートシティガイドブック等の充実を図り取組の横展開を進めるとともに、デジタル活用による地域課題解決の取組を加速するため、必要なインフラ整備、データ連携基盤構築等への支援を行う。

(内閣府地方創生推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、デジタル庁国民向けサービスグループスマートシティ担当、総務省情報流通行政局地域通信振興課、経済産業省製造産業局自動車課、国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課、都市局都市計画課)

第4章 各分野の施策の推進

3. 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進

(1) モデル地域ビジョンや重要施策分野における施策間連携・地域間連携

【具体的取組】

(a) スマートシティ・スーパーシティ

・「スマートシティ」をデジタルの力を生かした今後の地域づくり・まちづくりの基本とし、より裾野の広い地域において本格的実装を進めていくことを目指し、政府に設置されているスマートシティタスクフォースにおいて、政府一体、官民連携での共通方針を策定し、それぞれのスマートシティ施策に反映させ、また、それらを連携させて取り組む。

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、デジタル庁国民向けサービスグループスマートシティ担当、総務省情報流通行政局地域通信振興課、経済産業省商務情報政策局情報経済課第四次産業革命政策室、製造産業局自動車課、国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課、都市局都市計画課)

・スマートシティ関連事業については、関係府省連携の下、合同審査会を設置し、各スマートシティ関連事業の目的に沿いつつ、施策間連携、地域間連携等の観点から行う合同審査会の評価を踏まえ、各事業の採択を決定する。

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、デジタル庁国民向けサービスグループスマートシティ担当、総務省情報流通行政局地域通信振興課、経済産業省商務情報政策局情報経済課第四次産業革命政策室、製造産業局自動車課、国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課、都市局都市計画課)

・スマートシティ官民連携プラットフォームや政府のスマートシティタスクフォースの仕組みを活用し、公共・準公共分野におけるベースレジストリなどスマートシティとも関連する基盤的環境整備の進捗を踏まえつつ、全国各地において、スマートシティが、デジタルの力を活用し様々な課題に取り組むための基盤的施策として自律的に活用されるようにすることを目標に、そのための具体策と実行のためのロードマップを検討し、2023年度末をめどに策定する。

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、デジタル庁国民向けサービスグループスマートシティ担当、総務省情報流通行政局地域通信振興課、経済産業省商務情報政策局情報経済課第四次産業革命政策室、製造産業局自動車課、国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課、都市局都市計画課)

第4章 各分野の施策の推進

4. デジタル実装の基礎条件整備に係る施策間連携・地域間連携の推進

(1) デジタル基盤の整備

【具体的取組】

(e) 地域課題解決のためのスマートシティの推進

- ・地域が抱える様々な課題（防災、セキュリティ・見守り、買物支援等）をデジタル技術やデータの活用によって解決することを目指すスマートシティの実装を関係府省と一体となって推進するため、地域における都市OSの整備等を支援する。特に、先行事例の横展開や都市OSの共同利用等を通じて、地域間連携の深化を図る。

（総務省情報流通行政局地域通信振興課）

災害に強い防災情報基盤の整備①

施策名：災害情報伝達手段の整備等に係るアドバイザー派遣事業

消防庁防災情報室

| | | | |
|--------------------|-----------------|--------------------------|---|
| 施策分類 ①予算 | デジ田総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 (令和4年度第二次補正：24百万円) (令和4年度予算：1百万円) (令和3年度補正予算：34百万円) |
|--------------------|-----------------|--------------------------|---|

施策効果の詳細
 アドバイザーからの助言を踏まえ、防災行政無線の整備やデジタル化等、災害情報伝達手段の整備・多重化が進むことが期待でき、各市町村における災害時の住民への情報伝達体制の強化に資する。

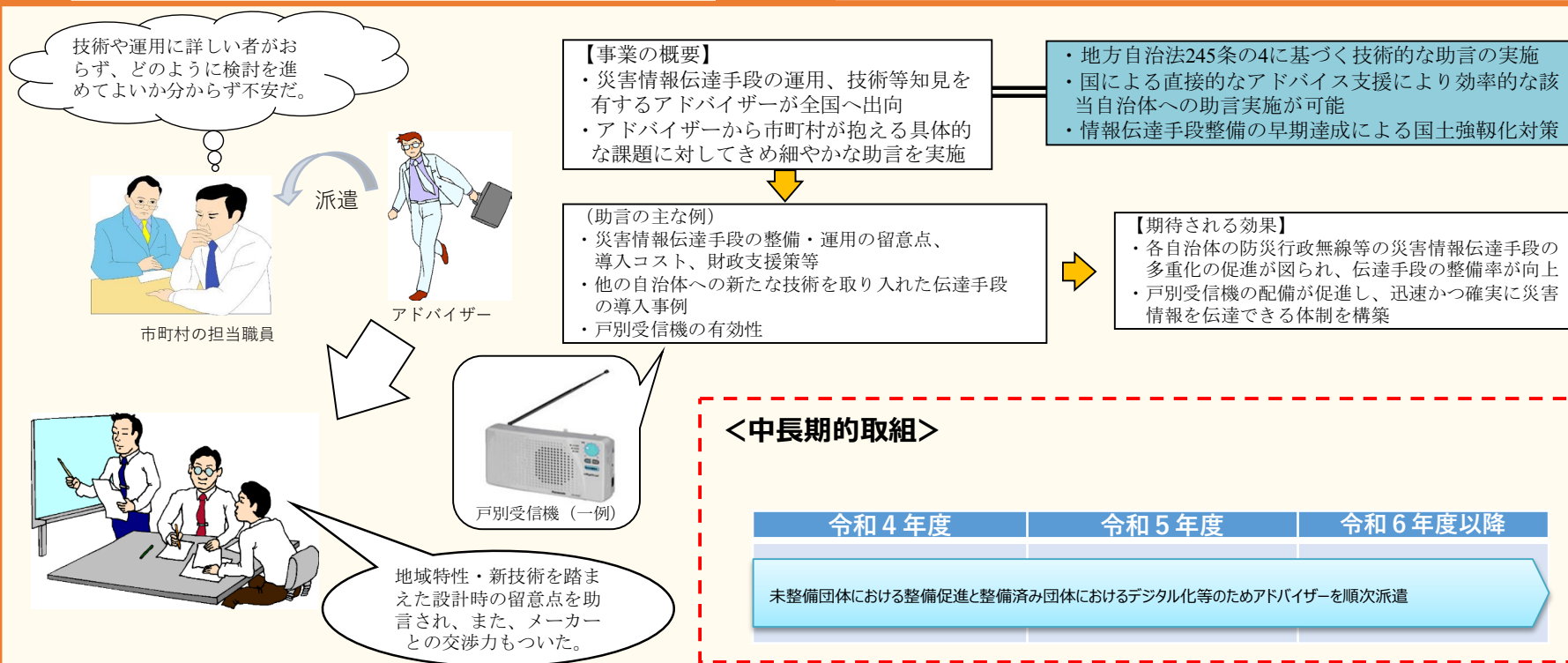
目的

災害情報伝達手段の整備のための課題共有・解決を図るため、通信等の技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーを派遣し、災害情報伝達手段の整備を促進する。

概要

市区町村に対し、無線などの通信等の技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーを主として災害情報伝達手段の未整備団体へ派遣することにより、災害情報伝達手段の整備に係る課題共有・解決を図り、各市区町村における災害情報伝達手段の整備促進等を図る。

詳細



災害に強い防災情報基盤の整備②

施策名：衛星通信回線による非常用通信手段の高度化

消防庁防災情報室

施策分類
① 予算

デジタル総合戦略における位置づけ

① デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上

予算額

(令和4年度第二次補正：20百万円)
(令和3年度補正予算：21百万円)

施策効果の詳細

衛星通信回線による非常用通信手段の高度化を進めることにより、地方公共団体における災害対応や国等による広域的な応援体制の確立に資するデジタル基盤を強化し、地域社会の安全・安心に貢献する。

目的

防災基本計画等を踏まえ、災害発生時に地上通信網が不通となった場合における国・都道府県・市町村間の情報伝達体制を充実させるため、衛星通信回線による非常用通信手段の高度化を図る。

概要

衛星通信回線による非常用通信手段の高度化を図るため、衛星通信機器の機能向上やアプリケーション拡充、衛星通信網の整備促進に向けた検討を行う。

地域衛星通信ネットワークの次世代システムの普及促進等を通じて、衛星通信回線による非常用通信手段の高度化を図り、国・都道府県・市町村間の情報伝達体制を充実させる。

- 地域衛星通信ネットワーク
都道府県と市町村、国とを結び、防災行政無線の衛星系を担うネットワーク。

【現行システム】

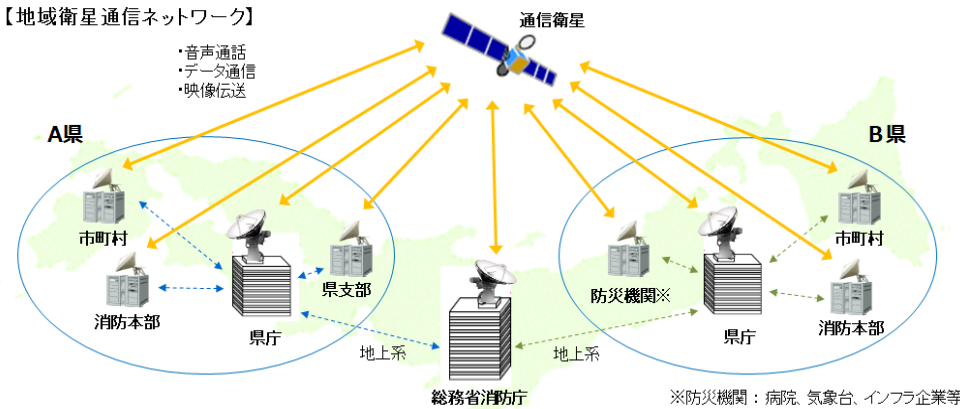
- 大雨時に電波減衰で通信断が発生
- 伝送できる映像がアナログテレビ程度
- 機器が大きく、整備・保守費用も高価

世代交代

【次世代システム】

- 電波減衰に強く、豪雨時でも通信可能
- ハイビジョン画質の映像まで伝送可能
- 機器が小さく、汎用品を活用することで大幅に低コスト化

【地域衛星通信ネットワーク】



<中長期的取組>

令和4年度

令和5年度

令和6年度以降

地域衛星通信ネットワークの次世代システム等を都道府県が全市町村に導入するよう取組を実施

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

ケ防災・減災、国土強靱化の強化等による地域の安全・安心の確保

【具体的取組】

(h)災害に強い防災情報基盤の整備

- ・各市町村における住民への災害情報伝達手段の整備促進、多重化に向け、専門的な知見を有するアドバイザーの派遣、実態把握、助言等を通じて、課題・解決方策の共有等の支援を行う。
- ・災害発生時のバックアップの通信網となる衛星通信回線について、機器の機能向上やアプリケーション拡充等の検討を行い、非常用通信手段の高度化を進める。

（消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室）

デジタル化による消防・防災の高度化

施策名：消防指令システムの高度化等に向けた検討

消防庁防災情報室

施策分類

① 予算

デジ田総合戦略における位置づけ

① デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上

予算額

(令和4年度第二次補正：100百万円)
(令和3年度補正予算：303百万円)

施策効果の詳細

デジタル技術を活用し、データ通信による新たな緊急通報手段の導入、自治体等の外部システムとの連携、消防活動の高度化等を実現することにより、地域社会の安全・安心の向上に資する。

目的

近年のICT環境の変化を踏まえ、緊急通報を受けて消防隊・救急隊等への出動指令を行う消防指令システムの高度化等に向けたシステムの環境整備を行う。

概要

各消防本部で今後予定される消防指令システムの更新にあわせ、119番通報について、音声にとどまらず画像、動画、データ等の活用が可能となるよう、今後のシステムに求められる機能を検討し、システムの試作、他システムとのデータ連携などの実証を実施する。

現在の課題

- ・各本部で閉じたシステムであり、外部との連携が困難
- ・整備・維持コストが高い
- ・新しい技術の導入が困難

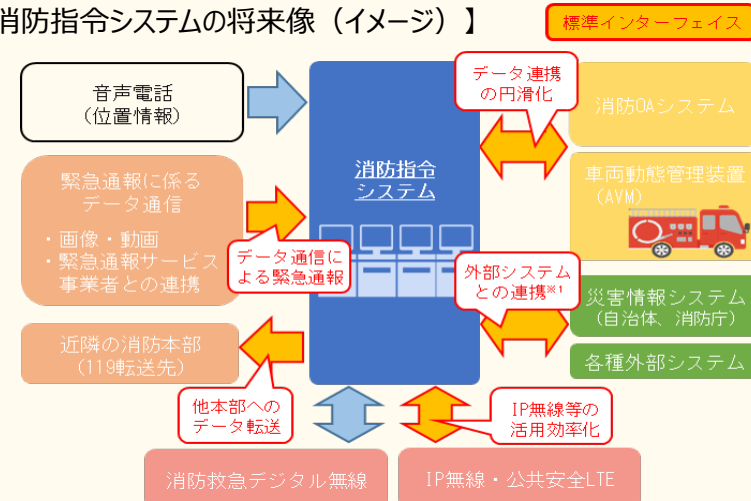
【取組内容】

- ① 消防指令システムの将来像や、高度化等に向けた取組方針を策定
- ② 第一歩として外部システムの連携等に用いるデータの出入り口（＝標準インターフェイス）を構築
- ③ 順次、個別の課題に関する具体的な検討

R6年以降（R6～8ピーク）の各本部の更新時に活用

- ・システム調達・維持コストの低減
- ・外部システム（近隣本部など）との連携による広域応援や救急活動の円滑化
- ・119番通報で画像や動画、データ等を活用することによる住民の利便性向上

【消防指令システムの将来像（イメージ）】



＜中長期的取組＞

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|-------|-------------------------|-------|
| 消防指令システムの高度化等に係る検討 ・標準インターフェイスの標準仕様書の策定 ・システム調達に係る各種資料の提供 等 | | 消防本部において更新時に消防指令システムへ導入 | |
| | | 指令システムの高度化等に向けて引き続き検討 | |

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

ケ防災・減災、国土強靱化の強化等による地域の安全・安心の確保

【具体的取組】

(i) デジタル化による消防・防災の高度化

- ・ 各消防本部で今後予定される消防指令システムの更新に併せ、119番通報について、音声にとどまらず画像、動画、データ等の活用が可能となるよう、今後のシステムに求められる機能を検討し、「緊急通報に係るデータ通信」標準インターフェイスに関する実証を実施するとともに、その結果を踏まえて標準仕様書を作成する。

（消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室）

消防団を中核とした地域防災力の充実強化①

施策名：地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室

施策分類

①予算

デジ田総合戦略における位置づけ

①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上

予算額

令和5年度予算（案）：750百万円
（令和4年度予算：740百万円）

施策効果の詳細

多様化する災害に対応するための消防団等の取組の支援や、幅広い住民の消防団への加入促進等を通じて、地域防災力の充実強化を図り、地域の安全・安心を確保する。

目的

住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的に、平成25年12月に施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえ、消防団員の確保をはじめとした地域防災力の強化を図る。

概要

消防団の力向上モデル事業や、自主防災組織等活性化推進事業、消防団加入促進広報等を実施し、地域防災力の充実強化に向けた消防団及び自主防災組織の取組の支援等を行う。

<主な事業>

- ▶ 消防団の力向上モデル事業
社会環境の変化に対応した消防団運営等の普及・促進に向け、地方公共団体の取組を促し、モデル事業として全国へ横展開を図る。

<モデル事業の例>



企業等と連携した加入促進



災害現場で役立つ訓練



子供連れでの消防団活動



免許等取得環境の整備

- ▶ 自主防災組織等活性化推進事業
自主防災組織等の活性化を図るため、活動フェーズに合わせた活性化策の支援等を実施。
- ▶ 消防団加入促進広報
女性や若者等の幅広い団員確保のため、地方公共団体と連携した全国的な広報事業を実施。

<中長期的取組>

消防団及び自主防災組織の取組支援や、消防団への加入促進施策等を行い、地域防災力の充実強化を図る。

詳細

消防団を中核とした地域防災力の充実強化②

施策名：地域防災力の中核を担う消防団に関する対策

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室

| | | | | | |
|------|-----|------------------|--------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ①予算 | デジタル総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | (令和4年度第二次補正：250百万円) (令和3年度補正予算：250百万円) |
|------|-----|------------------|--------------------------|-----|---|

施策効果の詳細
消防団の災害対応能力の向上のため、消防団が使用する車両・資機材の充実・強化を図り、地域の安全・安心を確保する。

| | | | |
|----|--|----|---|
| 目的 | 災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団への救助用資機材等の整備を促進する。 | 概要 | 消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業） > 補助率 1/3 （地方負担分2/3に特別交付税措置（措置率0.8）を講じている。（市町村分に限る。）） > 補助事業の対象者 都道府県（消防学校で使用するものに限る。） 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。） |
|----|--|----|---|

＜補助対象資機材（例）＞ 各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可。


AED


油圧切断機


エンジンカッター


チェーンソー


切創防止用保護衣等(※)


ジャッキ


ドローン


水のう


多機能型ノズル


発電機


投光器


排水ポンプ


ボート


救命胴衣等(※)


トランシーバー
(デジタル簡易無線機を含む。)


高視認性活動服


高性能防火衣


高視認性雨衣

※ 救命胴衣等とは、救命胴衣のほか、浮環、フローティングローブをいう。
また、切創防止用保護衣等とは、切創防止用保護衣のほか、耐切創性手袋、防塵メガネ、防塵マスクをいう。

＜中長期的取組＞

車両・資機材の配備による消防団の災害対応能力の向上により、地域住民の安全の確保を図る。

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

ケ防災・減災、国土強靱化の強化等による地域の安全・安心の確保

【具体的取組】

(j)消防団を中核とした地域防災力の充実強化

- ・ 多発化・激甚化する災害に対応するための消防団の設備等の支援、災害現場で役立つ訓練の普及、幅広い住民の消防団への加入促進等を目的とした各種広報活動、自主防災組織等を活性化するための取組を実施し、地域防災力の充実強化を図る。

（消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室）

Lアラートの高度化

施策名：地域防災のためのLアラート情報とG空間情報の連携推進

情報流通行政局地域通信振興課

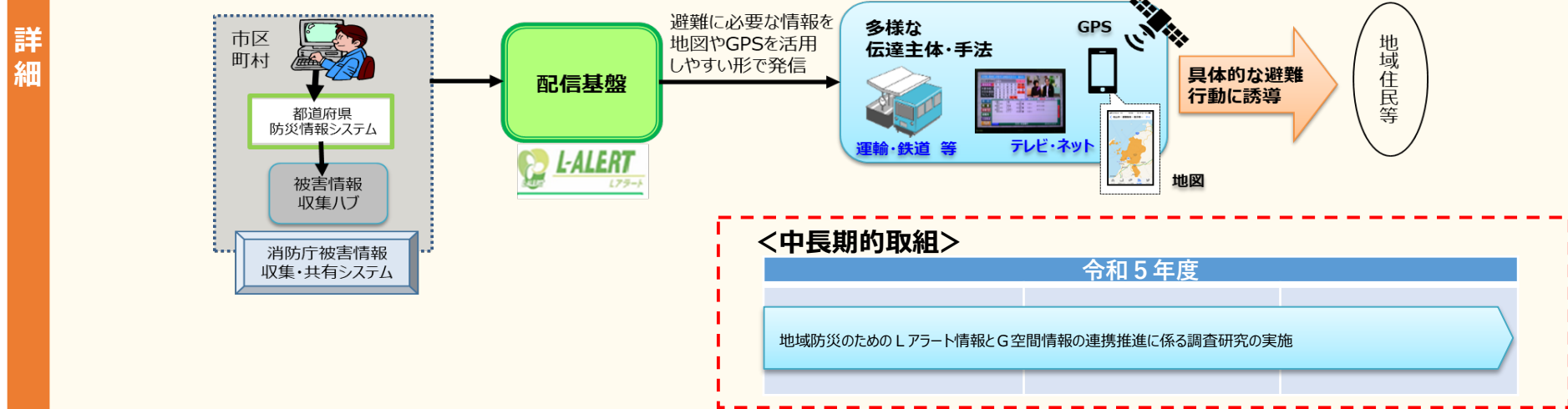
| | | | | | |
|------|-----|------------------|--------------------------|-----|------------------|
| 施策分類 | ①予算 | デジタル総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：15百万円 |
| | | | | | (令和4年度予算：55百万円) |

施策効果の詳細
Lアラートからメディア等に発信される避難所の情報等について、G空間情報（地理空間情報）と合わせて活用しやすいものとするなど、品質を底上げし、地域住民等の具体的な避難行動を促進することで、地域住民の安全・安心の確保をより確実なものとする。

目的
Lアラートからメディア等に発信される避難所情報の品質を底上げし、地域住民等の具体的な避難行動を促進できるものとする。

概要
地域住民等の具体的な避難行動を促進するため、Lアラート情報をG空間情報（地理空間情報）と併せて活用しやすいものとするべく調査研究を実施。

- L (Local)アラートとは、地方公共団体等が発出した避難指示や避難勧告といった災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の住民への伝達を可能とする共通基盤である。
- 令和5年度以降、Lアラートは新たなシステムに移行し、自治体の業務が効率化することで、避難情報等の正確性・迅速性は向上することが期待される。
しかし、法定報告対象外である避難所情報等は入力任意であり、入力仕様等も未統一。
現状、地域によっては十分な情報伝達が行われないことがあり、地域住民等の避難行動に支障が発生。
- そこで、調査研究により、避難所の情報等について、入力されるべき情報種別と、実装に当たっての運用・技術面の課題を整理。その際、従来の情報伝達者以外にも、多様な伝達主体による伝達を可能とするため、地図やGPSの活用を前提とした検討を行う。



第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

④ 魅力的な地域をつくる

ケ防災・減災、国土強靱化の強化等による地域の安全・安心の確保

【具体的取組】

(n) Lアラート情報の高度化の推進

・ Lアラート(災害情報共有システム)について、地域住民等の具体的な避難行動の促進に関する調査研究等を通じ、災害情報伝達の質の更なる向上を目指す。

(総務省情報流通行政局地域通信振興課)

防災・減災対策に係る地方財政措置

施策名：緊急防災・減災事業費

自治財政局地方債課

| | | | | | |
|------|------|------------------|--------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ③その他 | デジタル総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | - |
|------|------|------------------|--------------------------|-----|---|

| | | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|
| 施策効果の詳細 | - | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|

目的

災害が激甚化・頻発化する中、地方公共団体が、防災情報システムや災害対応ドローンなどデジタル技術も活用した防災・減災対策に取り組むことができるようにするため。

概要

・令和5年度において、地方財政計画の歳出に緊急防災・減災事業費5,000億円を計上。

<令和5年度における内容>

【対象事業】

- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備（非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi整備、災害対応ドローンなど）
- ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築（防災行政無線のデジタル化・機能強化、防災情報システムの整備など）
- ③ 浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設
- ④ 消防広域化事業等（広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築、消防車両等の整備など）
- ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【令和5年度事業費】

5,000億円

【地方財政措置】

緊急防災・減災事業債

（充当率：100%、交付税措置率：70%）

詳細

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

ケ防災・減災、国土強靱化の強化等による地域の安全・安心の確保

【具体的取組】

(o)防災・減災対策に係る地方財政措置

- ・ 災害が激甚化・頻発化する中、地方公共団体が、防災情報システムや災害対応ドローンなどデジタル技術も活用した防災・減災対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債等による地方財政措置を講ずる。

（総務省自治財政局地方債課）

デジタル活用による行政相談の利用促進

施策名：デジタルを活用した行政相談の利用促進

行政評価局行政相談企画課

| | | | | |
|------|-----|---|-----|--|
| 施策分類 | ①予算 | デジ田総合戦略における位置づけ ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 ④誰一人取り残されないための取組 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：12百万円 (令和4年度第二次補正：55百万円) (令和4年度予算：6百万円) |
| | | | | |

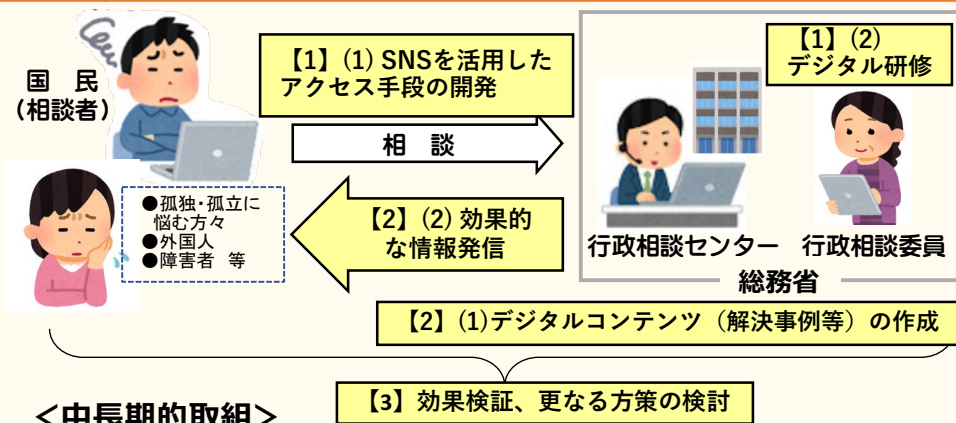
施策効果の詳細
 孤独・孤立に悩む方々や外国人、障害者など、これまで行政相談の利用が困難であった方々にとってアクセスしやすい相談環境を整備し、新たな相談者を開拓し、より広範な方々の利便性の向上を図ることにより、「誰一人取り残されない社会」の実現に寄与する。

目的
 デジタルの活用により、新たな相談者を開拓し、より広範な方々の利便性の向上を図ることにより、これまで以上に様々な方々の困りごとの解決に役立つ行政相談を実現。

概要
 行政相談におけるデジタル環境の整備（タブレット端末の配備、ウェブサイトの構築等）を踏まえ、多様な相談手段による行政相談を推進するとともに、今後は、行政相談制度をよく知らない困っている方々が、各種支援策の水先案内人として同制度を利用し、適切な行政のサポートを受けられるようにするため、SNSを活用した行政相談へのアクセス手段の開発、孤独・孤立問題等の解決事例を紹介するデジタルコンテンツの作成、デジタルを活用した行政相談の効果検証を行い、更なるデジタル活用方策の検討を進める。

<デジタルを活用した行政相談の利用促進>

- 【1】 SNSを活用した行政相談へのアクセス手段の充実・強化**
 - (1) 困ったときに容易に相談できるよう、SNSを活用した行政相談へのアクセス手段を開発
 - (2) 行政相談委員へのデジタル研修の充実・強化
- 【2】 デジタルコンテンツの作成**
 - (1) 困っている方々に寄り添い役に立つ行政相談制度・事例、特に、孤独・孤立問題や外国人などに関する解決事例の紹介
 - (2) 孤独・孤立問題に悩む方々のニーズに応じた効果的な情報の発信
- 【3】 デジタルを活用した行政相談の効果検証、更なるデジタル活用方策の検討**
 - 相談者の利便性を高めるための更なるデジタル活用の検討（調査研究）
 - 行政相談委員のデジタル活用の意識・状況の調査・分析など



<中長期的取組>

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
|--|--|------------------------|
| 「デジタルの活用による行政相談手段の多様化」の環境整備を実施 ○タブレット端末の配備 ○Webサイトの構築 等 ○SNSを活用した行政相談へのアクセス手段の開発 ○デジタルコンテンツの作成 デジタル活用効果検証 | 行政相談委員へのデジタル研修の充実、デジタル活用の意識調査等 デジタルを活用した行政相談の利用促進（継続） 更なるデジタル活用方策の検討（継続） | デジタルを活用した行政相談の利用促進（継続） |

詳細

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

コ地方公共団体等・準公共分野のデジタル化推進

イ地方公共団体等におけるデジタル化推進

【具体的取組】

(k)デジタルの活用による行政相談手段の多様化

- ・行政相談におけるデジタル環境の整備(タブレット端末の配備、ウェブサイトの構築等)を踏まえ、多様な相談手段による行政相談を推進するとともに、今後は、行政相談制度をよく知らない困っている方々が、各種支援策の水先案内人として同制度を利用し、適切な行政のサポートを受けられるようになるため、SNSを活用した行政相談へのアクセス手段の開発、孤独・孤立問題等の解決事例を紹介するデジタルコンテンツの作成、デジタルを活用した行政相談の効果検証を行い、更なるデジタル活用方策の検討を進める。

(総務省行政評価局行政相談企画課)

(4)誰一人取り残されないための取組

⑥その他の関連重要施策

【具体的取組】

(c)デジタルの活用による行政相談手段の多様化

- ・行政相談におけるデジタル環境の整備(タブレット端末の配備、ウェブサイトの構築等)を踏まえ、多様な相談手段による行政相談を推進するとともに、今後は、行政相談制度をよく知らない困っている方々が、各種支援策の水先案内人として同制度を利用し、適切な行政のサポートを受けられるようになるため、SNSを活用した行政相談へのアクセス手段の開発、孤独・孤立問題等の解決事例を紹介するデジタルコンテンツの作成、デジタルを活用した行政相談の効果検証を行い、更なるデジタル活用方策の検討を進める。【再掲】

(総務省行政評価局行政相談企画課)

情報銀行を介したパーソナルデータの利活用

施策名：情報信託機能活用促進事業

情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室

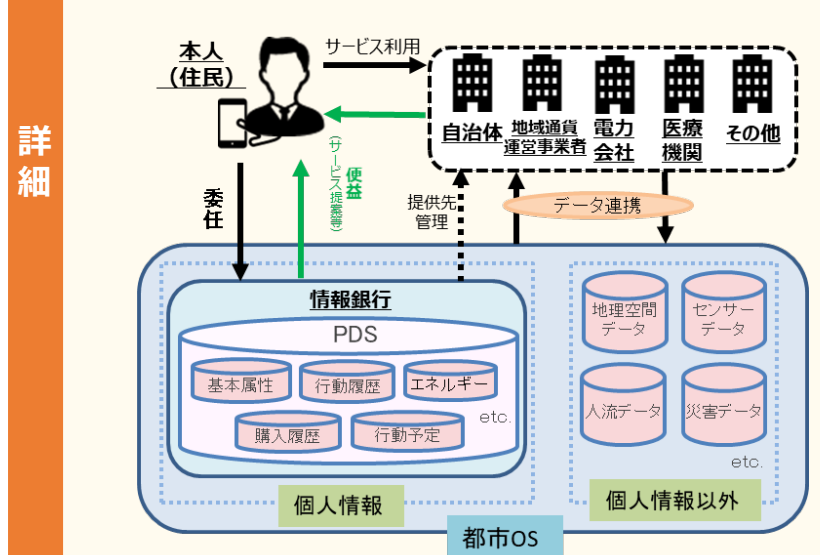
| | | | | | |
|------|-----|-----------------|--------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ①予算 | デジ田総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | (令和4年度第二次補正：214百万円) (令和3年度補正予算：115百万円) |
|------|-----|-----------------|--------------------------|-----|---|

施策効果 情報銀行を準公共分野のデータプラットフォームと連携させて同分野におけるパーソナルデータの安全な利活用を促進し、地方の実情に沿ったサービスの創出等に繋げることで、地方の抱える課題を解決する。

目的 地方自治体の保有するパーソナルデータを含む地域の多様なデータについて、情報銀行により連携・利活用することにより、相互連携分野における地域課題の解決や住民サービスの向上を実現。

概要 相互連携分野における情報銀行の活用ニーズを把握し、その実現に向けた方策を検討するため、実証事業を実施。

- 相互連携分野（スマートシティ等）における情報銀行活用のニーズ把握とその実現方策の検討のため、以下の課題を検証。
 - ・都市OSにおける情報銀行の在り方
 - ・新たな価値を生むデータの連携方法、当該データの情報銀行における活用方法
 - ・地方自治体に提供する際に要求すべき事項
 - ・住民理解を得やすいデータ活用の仕組み、活用内容の説明、同意取得の方法等



<中長期的取組>

| 令和5年度以前 | 令和6年度 | 令和7年度以降 |
|-------------------------------------|------------------------|---------|
| 情報銀行と準公共分野・相互連携分野とのデータ連携の在り方等に関する検討 | | |
| | データプラットフォームと情報銀行の連携の検討 | |

※包括的データ戦略において、準公共分野（健康・医療、教育、防災等）及び相互連携分野（受発注・請求・決済、スマートシティ）等について2025年（令和7年）までのプラットフォームの実装を目指すと考えられている。

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域をつくる

コ地方公共団体等・準公共分野のデジタル化推進

ii 準公共分野のデジタル化推進

【具体的取組】

(b)準公共分野・相互連携分野における情報銀行を介したパーソナルデータ利活用

- ・ 地方公共団体の保有するパーソナルデータを含む地域の多様なデータを連携・利活用することにより、地域課題の解決や住民サービスの向上を図るため、相互連携分野等における情報銀行（個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組み）の活用ニーズを把握し、その実現に向けた方策を検討する。

（個人情報保護委員会事務局、デジタル庁デジタル社会共通機能グループデータ班、総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室、経済産業省商務情報政策局情報経済課）

地域運営組織の持続的な取組の支援

施策名：地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業

自治行政局地域振興室

施策分類

① 予算

デジ田総合戦略における位置づけ

① デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上

予算額

令和5年度予算(案)：31百万円
(令和4年度予算：18百万円)

施策効果の詳細

地域運営組織の調査研究事業において、デジタルの活用による地域の高齢者の見守り、交流の場の提供など、デジタル技術の活用状況についても着目しながら地域運営組織の活動状況の把握を行い、調査結果を地方公共団体に展開することなどを通じ、地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた支援の推進に資するものとする。

目的

高齢化による生活機能の低下や人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が進む中、地域運営組織の活動を支援することにより、地域コミュニティの維持・強化を目指す。

概要

地域運営組織に関する先進事例を体系的に整理・提供するとともに、地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた方策について調査研究を行う。

詳細

<基本方針における位置づけ>

第3章 各分野の政策の推進

- 1. デジタル実装による地方の課題解決
 - (6) 多様な主体が参加する地方活性化
 - ③ 地域コミュニティの維持・強化
 - i 地域共生社会の実現

【具体的取組】(b)地域運営組織の持続的な取組の支援・地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業で得られた成果を踏まえ、地域課題の解決に取り組む地域運営組織の活動を支援する。

<地域運営組織の概要> ※令和3年度調査結果より

- 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。(おおむね小学校区を単位に全国に6,064組織が形成)
- 活動内容は、祭り・運動会・音楽会などの運営(43.6%)が最も多く、高齢者交流サービス(32.5%)、防災訓練・研修(30.6%)、広報紙の作成・発行(28.8%)などが続く。また、また、生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に取り組む地域運営組織の割合は53.3%。

<これまでの取組>

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

<中長期的取組>

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------------------|-------|-------|
| 地域課題の解決に取り組む地域運営組織の活動を支援 | | |

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④魅力的な地域づくり

サ地域コミュニティの維持・強化

i 地域共生社会の実現

【具体的取組】

(b)地域運営組織の持続的な取組の支援

- ・ 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業で得られた成果を踏まえ、地域課題の解決に取り組む地域運営組織の活動を支援する。

（総務省自治行政局地域振興室）

J E T 青年の地域協力活動支援など地域における多文化共生の推進①

施策名：JETプログラムによるグローバルな地域活性化の推進

自治行政局国際室

施策分類

① 予算

デジタル総合戦略における位置づけ

① デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上

予算額

令和5年度予算額(案)
：10百万円
(令和4年度予算：7百万円)

施策効果の詳細

自治体において、SNS等デジタル技術の活用による外国人向けの地域の魅力発信や、観光客の受入環境整備等に、JET青年等の知見を活用することで、地域の活性化に貢献する。

目的

- 地域で生活するJET青年等が地域の国際化の取組に、より一層貢献するとともに、より力強い「日本のサポーター」として活躍。
- 地域の優良事例やノウハウ等を通じた自治体・地域づくり関係者の想いを理解・共有。
- 自治体・地域づくり関係者においても、JET青年等からの新たな視点を通じて、デジタル技術を活用したグローバルな視点を持った地域活性化の取組を促進。

概要

地域で生活するJET青年等と、自治体・地域づくり関係者との出会い・交流の場である「JET地域国際化塾」を開催。

詳細

- 開催県等のJET青年、JETプログラム経験者及び自治体・地域づくり関係者が参加し、各地域の特色に応じたテーマでグループディスカッションを実施。
- グループディスカッションでは、外国人に向けた効果的な地域の魅力発信や、外国人観光客の受入体制整備等をテーマとし、デジタル技術を用いた情報の多言語化やSNS等での情報発信など、デジタルの活用を含めた各種戦略について、JET青年等からの外国人の視点を生かした提案や意見交換がなされ、自治体・地域づくり関係者がそれらを参考とするなどしている。
- 平成27年度から令和4年度までに7回実施（H27 石川県、H29 茨城県、H30 青森県、R1 宮崎県、R2 鳥取県、R3 兵庫県、R4 福井県、R5 山梨県（予定））。各回70～80名程度が参加。



JET青年、JETプログラム経験者
地域への愛着心・日本理解の深化等について、全国のJETのネットワークで成果を共有

地域の優良事例やノウハウ等の共有

自治体・地域づくり関係者
外国人の視点を踏まえた多様な地域振興の実現

<中長期的取組>

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
|---|-------|---------|
| JET地域国際化塾の開催（地域の魅力をデジタル技術を活用して発信するとともに、JETの活用手法の深化） | | |

J E T 青年の地域協力活動支援など地域における多文化共生の推進②

施策名：地域における多文化共生施策の推進

自治行政局国際室

| | | | | | |
|------|------|-------------------------|--------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ①その他 | デジ田総合戦略 における 位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：7百万円の内数 (令和4年度予算：6百万円の内数) |
|------|------|-------------------------|--------------------------|-----|---|

施策効果の詳細
自治体等において、デジタル技術を活用した翻訳・通訳による行政・生活情報の多言語化等の推進に関する先進事例等を共有することで、外国人との共生社会の実現に貢献する。

| | | | |
|-----------|-------------------------------------|-----------|--|
| 目的 | 地域における多文化共生施策を推進し、外国人との共生社会の実現を目指す。 | 概要 | 地域における多文化共生施策について、「多文化共生地域会議」等を通じて地方公共団体の先進的な取組の共有・横展開を推進する。 |
|-----------|-------------------------------------|-----------|--|

【地域における多文化共生推進プラン等について】

- 地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定。デジタル化の進展等社会経済情勢の変化を踏まえ、令和2年9月に改訂。
- プランの改訂を踏まえ、令和3年8月に地方公共団体等における多文化共生に係る先進的な取組を紹介した「多文化共生事例集（令和3年度版）」（以下「事例集」という。）を公表。
- プラン及び事例集においては、ICTを活用した行政・生活情報の多言語化等デジタルを活用した多文化共生に係る取組について紹介しており、地方公共団体は、それらを参照し、地域の実情に応じてデジタルの活用を含めた多文化共生の取組を進めている。

【多文化共生地域会議等について】

- 地域の国際化に資する国の動向や各地域の国際化の取組・課題について都道府県・指定都市と意見交換をすることを目的とした「地域国際化連絡会議」や、地域における多文化共生に係る現状・課題等について関係者との情報交換をすることを目的とした「多文化共生地域会議」をブロックごとに開催。
- 当該会議等の場において、プランや事例集の周知を行うほか、地方公共団体等から独自の取組を紹介・意見交換を行っている。
- 多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する自治体の担当部署又は職員を登録し、必要に応じて自治体が助言やノウハウの提供等を受けることができる「多文化共生アドバイザー」制度を実施。

＜中長期的取組＞

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
|--|-------|---------|
| 地方公共団体に対する「地域における多文化共生推進プラン（令和2年9月改訂版）」及び「多文化共生事例集（令和3年度版）」の周知 | | |
| 「多文化共生地域会議」等の開催 | | |
| 地域における多文化共生施策について、地方公共団体の優良事例の収集・横展開及び調査・研究の実施 | | |

詳細

J E T 青年の地域協力活動支援など地域における多文化共生の推進③

施策名：JETプログラム国際交流員（CIR）の活用促進

自治行政局国際室

| | | | | | |
|------|------|------------------|--------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ①その他 | デジタル総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | — |
|------|------|------------------|--------------------------|-----|---|

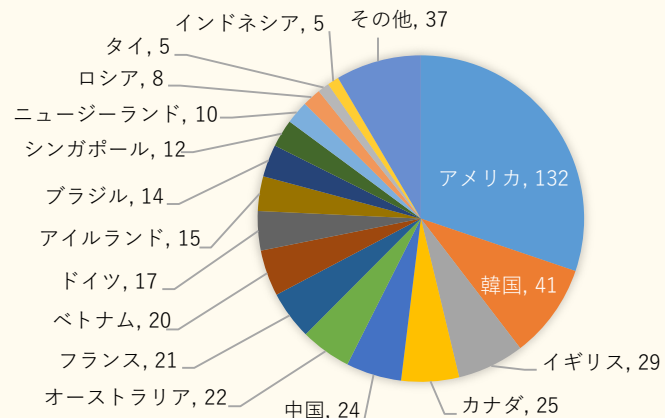
施策効果の詳細
自治体において、HPやSNS等デジタル技術の活用による多言語での情報発信などを通じて、地域の国際交流の幅広い分野で活躍するJETプログラム国際交流員（CIR）の一層の活用を促進することで、地域の活性化に貢献する。

| | | | |
|-----------|--|-----------|---|
| 目的 | J E Tプログラム国際交流員（C I R）の一層の活用を促進することで、地域の国際交流を推進するとともに、地域の活性化に貢献する。 | 概要 | HPやSNS等デジタル技術の活用による多言語での情報発信などを通じて、インバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務に従事し、地域の国際交流の幅広い分野で活躍するJ E Tプログラム国際交流員（C I R）の一層の活用を促進する。 |
|-----------|--|-----------|---|

【JETプログラム国際交流員（CIR）について】

- 高い日本語能力（N2以上）を有する人材を選考し、これまで地方公共団体の国際交流担当部局等で、国際交流関係事務、地域住民の異文化理解のための交流活動等の業務に従事
- 近年では、HPやSNS等デジタル技術の活用による多言語での情報発信などを通じて、インバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務分野においても従事するケースも出てきており、一層の活用を促進（令和4年度：249自治体等が任用、35か国、437人）

〈JET-CIRの国別参加状況（R4）〉



＜中長期的取組＞

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
|---|-------|---------|
| 国際交流員（CIR）を含むJETプログラムの一層の活用について自治体に周知（令和4年8月29日付け総務・外務・文科省事務連絡） | | |
| 自治体からの要望に基づき、自治体国際化協会による新規招致を実施 | | |

詳細

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

④ 魅力的な地域づくり

サ 地域コミュニティの維持・強化

ii 地域における多文化共生の推進

【具体的取組】

(a) 多様な主体が参加する地方活性化

- ・ JET青年と地域づくり関係者との間で地域活性化事例を共有することにより、JET青年の地域国際化をはじめとする地域協力活動等への積極的な参画を支援するとともに、国際的な視点を持った地域活性化を推進する。

（総務省自治行政局国際室）

- ・ 地域における多文化共生施策について、「多文化共生地域会議」等を通じて地方公共団体の先進的な取組の共有・横展開を推進する。

（総務省自治行政局国際室）

- ・ インバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務に従事し、地域の国際交流の幅広い分野で活躍するJETプログラム国際交流員(CIR)の一層の活用を促進する。

（総務省自治行政局国際室、外務省大臣官房人物交流室、文部科学省初等中等教育局教育課程課外国語教育推進室）

地域活性化起業人、地域プロジェクトマネージャーの推進①

施策名：地域活性化起業人（企業人材派遣制度）の推進




自治行政局地域自立応援課

| | | | | | |
|------|------|-----------------|--------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ③その他 | デジ田総合戦略における位置づけ | ①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上 | 予算額 | - |
|------|------|-----------------|--------------------------|-----|---|

施策効果の詳細
人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務を通じて地域活性化を図るための企業人材の確保

| | | | |
|-----------|--|-----------|---|
| 目的 | 人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域独自の魅力や価値の向上等により地域活性化を図るためには、ノウハウを持った企業人材の確保は重要な課題であり、都市圏の民間企業等から自治体に人材を派遣する「地域活性化起業人」を推進する。 | 概要 | 「地域活性化起業人」の先導的な取組事例を周知広報することで、制度の更なる活用を推進 |
|-----------|--|-----------|---|

詳細

| | | | | | | | |
|--|---|---|--|---|------------------------|-----------|---|
| 対象者 | 三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣） <small>※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない</small> | | | | | | |
| 受入団体 | ①3大都市圏外の市町村 ②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村 } 1,432市町村 | | | | | | |
| 活動内容(例) | 地域活性化に向けた幅広い活動に従事 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>○観光振興</td> <td>○地域産品の開発・販路拡大</td> <td>○ICT分野(デジタル人材)</td> </tr> <tr> <td>○地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)</td> <td>○中心市街地活性化</td> <td>等</td> </tr> </table> | ○観光振興 | ○地域産品の開発・販路拡大 | ○ICT分野(デジタル人材) | ○地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援) | ○中心市街地活性化 | 等 |
| ○観光振興 | ○地域産品の開発・販路拡大 | ○ICT分野(デジタル人材) | | | | | |
| ○地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援) | ○中心市街地活性化 | 等 | | | | | |
| 特別交付税措置 | ○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円/人 ○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人 ○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体 <small>(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)</small> | | | | | | |
| 期間 | 6ヵ月～3年 | | | | | | |
| 自治体 | <table border="1"> <tr> <td> <p>民間のスペシャリスト人材を活用した地域の課題解決へのニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用 ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開 </td> <td style="text-align: center;">  (協定締結) </td> <td> <p>民間企業</p> <p>社会貢献マインド 人材の育成・キャリアアップなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献 ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見 </td> </tr> </table> | <p>民間のスペシャリスト人材を活用した地域の課題解決へのニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用 ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開 |  (協定締結) | <p>民間企業</p> <p>社会貢献マインド 人材の育成・キャリアアップなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献 ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見 | | | |
| <p>民間のスペシャリスト人材を活用した地域の課題解決へのニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用 ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開 |  (協定締結) | <p>民間企業</p> <p>社会貢献マインド 人材の育成・キャリアアップなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献 ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見 | | | | | |
| R5 国費要求の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○企業の制度活用の促進 ○自治体と企業とのマッチングの支援 | | | | | | |

地域活性化起業人、地域プロジェクトマネージャーの推進②

施策名：地域プロジェクトマネージャー

自治行政局地域自立応援課

施策分類

①予算

デジ田総合戦略における位置づけ

①デジタル実装による地方の社会課題解決・魅力向上

予算額

令和5年度予算（案）：
「地域おこし協力隊の推進に要する経費」の内数

施策効果の詳細

地方自治体が自らの地域を活性化させるため重要プロジェクトを実施する際、関係者をチームとしてまとめあげ、現場の責任者としてプロジェクトを推進していくことのできる人材の確保

目的

地方自治体が自らの地域を活性化させるため重要プロジェクトを実施する際、行政、地域、民間及び外部専門家等の関係者間を橋渡ししながら現場責任者としてプロジェクトを推進する地域プロジェクトマネージャーを任用し、着実に成果をあげていくことができるよう推進する。

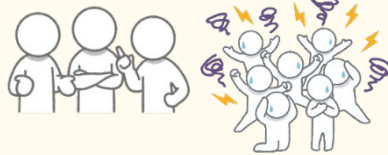
概要

地域プロジェクトマネージャーの先導的な取組事例を周知広報することで、制度の更なる活用を推進

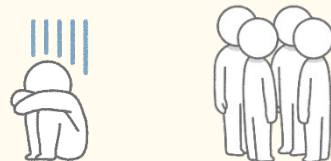
詳細

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできて孤立



⇒プロジェクトの実感があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に成果へつなげる！

★人物像

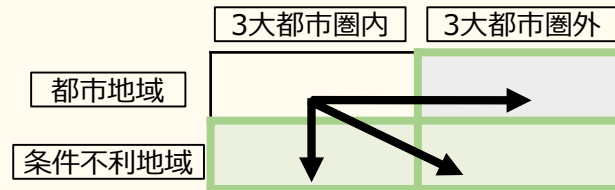
- ・地域の実情の理解、専門的な知識、仕事経験を通じた人脈、受入団体及び地域との信頼関係 etc
- ⇒地域おこし協力隊OB・OG、地域と関係の深い専門家 等

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり1人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地の協力隊から任用される場合には移住は求めない



第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

⑤その他の関連重要施策

イ地方公共団体等における多様な人材の確保

【具体的取組】

(a)地方公共団体への人材派遣等

- ・ 地域活性化起業人(企業人材派遣制度)及び地域プロジェクトマネージャーの仕組みも活用し、多様な人材の地方公共団体への派遣等を一層推進する。

(総務省自治行政局地域自立応援課)

デジタル田園都市国家インフラ整備計画の全体像

令和4年3月29日に公表した資料をもとに作成

計画策定の考え方

➤ デジタル田園都市国家構想の実現のため、

1. 光ファイバ、5G、データセンター/海底ケーブル等のインフラ整備を地方ニーズに即してスピード感をもって推進。
2. 「地域協議会」を開催し、自治体、通信事業者、社会実装関係者等の間で地域におけるデジタル実装とインフラ整備のマッチングを推進。
3. 2030年代のインフラとなる「Beyond 5G」の研究開発を加速。研究成果は2020年代後半から順次、社会実装し、早期のBeyond 5Gの運用開始を実現。

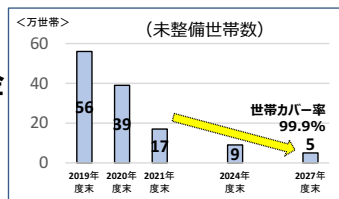
(1) 光ファイバ整備

整備方針

- ① **2027年度末までに世帯カバー率99.9%**を目指す※。更なる前倒しを追求。
※2021年末に設定した当面の目標から約3年前倒し。
- ② 未整備世帯約5万世帯については、光ファイバを**必要とする全地域の整備**を目指す。

具体的施策

- ① **ユニバーサルサービス交付金**により、不採算地域における**維持管理を支援**
(電気通信事業法の改正)
- ② 離島等条件不利地域における**地方のニーズに即した様々な対応策**を検討



(2) 5G整備

整備方針

第1フェーズ 基盤展開

- ① **全ての居住地で4Gを利用可能な状態を実現**
(4Gエリア外人口 2020年度末0.8万人→2023年度末0人)
- ② **ニーズのあるほぼ全てのエリアに、5G展開の基盤となる親局の全国展開を実現** (ニーズに即応が可能)
(5G基盤展開率 2020年度末16.5%→2023年度末98%)
- ③ **5G人口カバー率**

【2023年度末】

全国95%* (2020年度末実績:30%台)
全市区町村に5G基地局を整備
(合計28万局)
※2021年末に設定した当面の目標から5%上積み。

【2025年度末】

全国97%
各都道府県90%程度以上 (合計30万局)

【2030年度末】

全国・各都道府県99% (合計60万局)

注：数値目標は4者重ね合わせにより達成する数値。今後の周波数移行等により変更があり得る。

第2フェーズ 地方展開

具体的施策

- ① **新たな5G用周波数の割当て**
- ② 基地局開設の責務を創設する**電波法の改正**
- ③ **補助金、税制措置による支援**
- ④ **インフラシェアリング推進**
(補助金要件優遇、研究開発、基地局設置可能な施設のDB化)

(3) データセンター/

海底ケーブル等整備

整備方針

A. データセンター (総務省・経産省)

10数カ所の地方拠点を5年程度で整備

I. 海底ケーブル

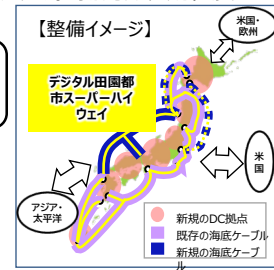
- ① **日本周回ケーブル** (デジタル田園都市スーパーハイウェイ) を**3年程度で完成**
- ② **陸揚局の地方分散**

具体的施策

- 総務省、経産省の**補助金**で地方分散を促進 (大規模データセンター最大5~7カ所程度、日本周回ケーブル、陸揚局数カ所程度を整備可能)

【上記補助による民間の呼び水効果も期待】

【整備イメージ】



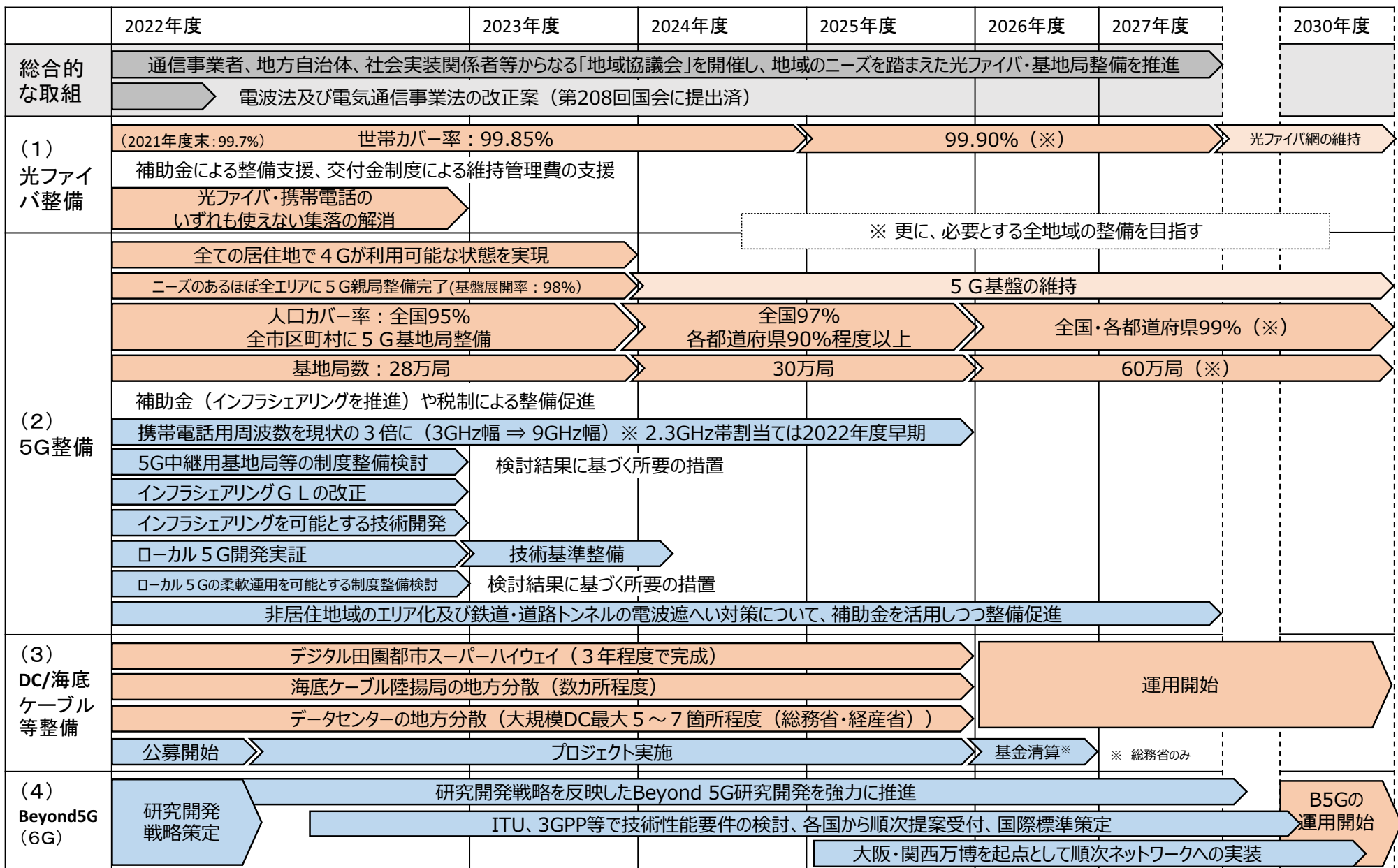
注：上記の他、インターネット接続点 (IX) の地方分散を促進

(4) Beyond 5G (6G)

研究開発・社会実装

- ① 「通信インフラの超高速化と省電力化」、「**陸海空含め国土100%カバー**」等を実現する技術 (光ネットワーク技術、光電融合技術、テラヘルツ波技術、衛星通信、HAPS) の**研究開発を加速し、2025年以降順次、社会実装と国際標準化**を強力に推進する。
- ② **必須特許の10%以上を確保し、世界市場の30%程度の確保**を目指す。

デジタル田園都市国家インフラ整備計画 ロードマップ



地域協議会の開催

施策名：地域協議会

総合通信基盤局電気通信事業部
事業政策課ブロードバンド整備推進室、電波部移動通信課

| | | | | | |
|------|------|-----------------|-----------|-----|---|
| 施策分類 | ③その他 | デジ田総合戦略における位置づけ | ②デジタル基盤整備 | 予算額 | - |
|------|------|-----------------|-----------|-----|---|

施策効果の詳細 「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」において掲げている、光ファイバの世帯カバー率を2027年度末までに99.9%とすること、5Gの全国での人口カバー率を2023年度末に95%とし、2025年度末には97%、2030年度末までに99%とすること等の目標を達成することで、デジタル田園都市国家構想の実現に不可欠な通信インフラの整備につなげる。

| | | | |
|-----------|--|-----------|---|
| 目的 | デジタル田園都市国家構想実現に不可欠な、 光ファイバ、5G等のデジタル基盤整備を推進 するため、 地方自治体・通信事業者・社会実装関係者等との間で、地域におけるニーズとインフラ整備のマッチングを行う。 | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域のニーズにきめ細かく対応して、光ファイバや5Gの整備等を進めるため、全国に「地域協議会」を設置した。 ○7月までに、全てのブロック（総合通信局単位）で、地域協議会を設置済み。 |
|-----------|--|-----------|---|

○7月までに、**全てのブロック（総合通信局単位）**で、**地域協議会を設置し、活動を開始した。**

| | | | | | | | | |
|-----------|--|---|---------|-------|---------|-----------|--|--|
| 詳細 | <p>【地域協議会で議論する内容（例）】</p> <p>＜光ファイバ・5G 共通＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域ニーズ等と通信事業者の整備計画・整備意向とのマッチング ② 潜在的なニーズの発掘・具体化と最適なデジタルツールのマッチング <p>＜光ファイバ関連＞</p> <p>学校・公共施設の所在地への整備</p> <p>＜5G 関連＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公有財産等で基地局を設置可能な施設のデータベース化及び共有 ② 公有財産等での基地局設置に際し、設置候補箇所での光ファイバや電源確保について検討 ③ 補助事業の活用により優先して整備する箇所を選定 <p>【参加構成員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、市町村、通信事業者、社会実装関係者 等 ・総合通信局等（事務局） <p>☆取り扱う事項や参加者については状況や必要性に応じて柔軟に対応</p> | <p>（参考）</p> <p style="text-align: center;">デジタル田園都市国家インフラ整備計画 における「地域協議会」の位置づけ</p> <p>計画策定の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ デジタル田園都市国家構想の実現のため、 2. 「地域協議会」を開催し、自治体、通信事業者、社会実装関係者等の間で地域におけるデジタル実装とインフラ整備のマッチングを推進。 <p style="text-align: center;">第1回会合における議論内容（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各ブロックのインフラ整備の現状と課題の共有 ○ 各構成員からの意見・要望等ニーズの聞き取り ○ 今後の地域協議会の進め方等の認識合わせ <p>＜中長期的取組＞</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #4a90e2; color: white;">令和5年度</td> <td style="background-color: #4a90e2; color: white;">令和6年度</td> <td style="background-color: #4a90e2; color: white;">令和7年度以降</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #add8e6; padding: 10px;"> ・地域協議会の実施 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※インフラ整備状況等に応じて適宜対応</p> | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度以降 | ・地域協議会の実施 | | |
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度以降 | | | | | |
| ・地域協議会の実施 | | | | | | | | |

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

① デジタルインフラの整備

【具体的取組】

(a) デジタル田園都市国家インフラ整備計画の実行

- ・ 2022年3月に策定した「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、光ファイバ、5G、データセンター/海底ケーブル等のデジタル基盤の整備を推進する。整備の効果を最大化するため、総務省が、地方公共団体、通信事業者、社会実装関係者、インフラシェアリング事業者等から形成される「地域協議会」を開催し、5Gや光ファイバの整備とデジタル実装とのマッチングを推進するとともに、Beyond 5Gの研究開発を加速し2020年代後半から順次、開発成果の社会実装を実現する。

（総務省総合通信基盤局総務課、電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室、データ通信課、電波部移動通信課、国際戦略局技術政策課、情報流通行政局地域通信振興課）

4. デジタル実装の基礎条件整備に係る施策間連携・地域間連携の推進

(1) デジタル基盤の整備

【具体的取組】

(b) デジタル社会実装基盤全国総合整備計画(仮称)

- ・ デジタル社会実装基盤全国総合整備計画(仮称)の策定については、デジタル田園都市国家インフラ整備計画等の既存計画や施策との整合性を確保しながら検討を進めていく。

（警察庁長官官房技術企画課、交通局交通規制課、金融庁監督局銀行第一課、デジタル庁モビリティ班、企業間取引班、デジタル臨時行政調査会事務局、総務省情報流通行政局情報通信政策課、総合通信基盤局総務課、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、製造産業局自動車課、ロボット政策室、次世代空モビリティ政策室、商務情報政策局情報経済課、サイバーセキュリティ課、情報技術利用促進課、情報産業課、商務・サービスグループ物流企画室、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課、電力・ガス事業部電力産業・市場室、電力基盤整備課、国土交通省都市局都市政策課、国土地理院地理空間情報部）

光ファイバの整備①

施策名：ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

施策分類

③その他

デジ田総合戦略における位置づけ

②デジタル基盤整備

予算額

—

施策効果の詳細

テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を原則として日本全国どこでも利用可能とするため、不採算地域において、一定の要件を満たす電気通信事業者に対し、光ファイバ等の維持費用を支援することにより、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献していく。

目的

あらゆる地域においてテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等が利用できるよう、光ファイバ等の一定のブロードバンドサービスをユニバーサルサービスと位置付け、当該サービスの規律及び維持費用の支援を行い、その適切、公平かつ安定的な提供の確保を行う。

概要

改正電気通信事業法（令和4年法律第70号）により、光ファイバ等の一定のブロードバンドサービスの適切性・公平性・安定性の担保のために必要となる規律の整備を行うとともに、不採算地域において同サービスの利用が妨げられないよう、その維持費用の支援を行う民間相互扶助型の交付金制度を創設したところ（令和4年6月17日公布（施行は公布の日から1年以内））であり、今後、詳細な制度設計を行う。

＜検討内容＞

- テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスを利用する上で不可欠な固定ブロードバンドサービスを、原則として日本全国どこでも利用可能にするため、電気通信事業法上の基礎的電気通信役務*の新たな類型（第二号基礎的電気通信役務）として、固定ブロードバンドサービスを追加。
* 国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービス
- 第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者には、契約約款の届出義務や役務提供義務等の規律が課される。

- また、以下の区域に応じて第二号基礎的電気通信役務の提供に係る維持費用を支援。

- ① 一般支援区域（赤字地域において1者以下で当該役務を提供している赤字の事業者）
- ② 特別支援区域（著しい赤字地域において1者以下で当該役務を提供している事業者）

＜中長期的取組＞



該当するサービス

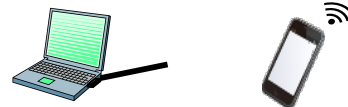
固定ブロードバンドサービス
(FTTH、CATV(HFC方式)等を想定)



ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度

負担対象事業者

固定ブロードバンドサービス事業者 携帯ブロードバンドサービス事業者



負担金

(回線数に応じて負担することを検討)

補填

支援対象事業者

不採算地域の
ブロードバンドサービス事業者※

※：申請に基づき、総務大臣が第二種適格電気通信事業者として指定。

交付金

(維持費用の一部を補填)

詳細

光ファイバの整備②

施策名：高度無線環境整備推進事業

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロード整備推進室

| | | | | | |
|------|-----|------------------|-----------|-----|---|
| 施策分類 | ①予算 | デジタル総合戦略における位置づけ | ②デジタル基盤整備 | 予算額 | 令和5年度予算(案) : 4,196百万円 (令和4年度第二次補正予算 : 2,842百万円) (令和4年度予算額 : 3,683百万円) |
|------|-----|------------------|-----------|-----|---|

施策効果の詳細
 条件不利地域等において、今後増大することが予想されるトラヒックニーズへ対応できる情報通信基盤が整備され、高画質動画コンテンツを利用するテレワーク、在宅学習、遠隔医療などを都市部と遜色なく行うことができるようになること。

| | | | |
|----|--|----|---|
| 目的 | あらゆる地域でテレワーク、在宅学習、遠隔医療などを促進するため、条件不利地域等において、大容量通信等の基盤となる伝送路設備の整備を支援するとともに、今後のトラヒックニーズに対応するため、地方公共団体が所有する設備の高度化を促進。 | 概要 | 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域等において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援し、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する事業。 |
|----|--|----|---|

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者
イ 対象地域： ①条件不利地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）
 ②財政力指数0.8以下の自治体 ③人口密度500人/km²以下の町字（②、③は令和4年度二次補正予算のみ）
ウ 負担割合： 自治体が整備を行う場合 離島 2 / 3、離島以外 1 / 2
 (※1)財政力指数0.5以上の場合は1 / 3、離島地域の自治体は2 / 3
 (※2)条件不利地域において、財政力指数0.3未満の自治体が行う公設設備の（5G対応等の）高度化を含む。（令和4年度二次補正予算のみ）
 (※3)自治体が整備した離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1 / 2（令和4年度二次補正予算除く）

詳細

民間事業者等が整備を行う場合 離島 1 / 2、離島以外 1 / 3

イメージ図

通信ビル → 地域の拠点地点 → 無線局 エントランス (クロージャ等) → 高速・大容量無線局の前提となる伝送路 → 観光IoT, 教育IoT, コワーキングスペース, スマートモビリティ, スマートホーム, 農業IoT

<中長期的取組>

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度以降 |
|---|-------|---------|
| ・令和9年度末までに世帯カバー率99.9%を目指す ・未整備世帯約5万世帯については、光ファイバを必要とする全地域の整備を目指す | | |

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

① デジタルインフラの整備

【具体的取組】

(b) 光ファイバ整備

- ・高度無線環境整備推進事業等を活用した光ファイバ整備を推進するとともに、地方公共団体が保有する光ファイバの高度化に対して必要な支援を行う。また、人口減少等を見据え、効率化を図るため、ブロードバンド基盤の担い手に関して「公」から「民」への移行を推進する。

（総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室）

- ・光ファイバ等の更なる基盤整備促進にも資する観点から、整備した光ファイバ等の維持管理費用を支援する交付金制度の運用に向けた制度整備を行い、当該制度の運用を行う。

（総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課）

5Gの整備①

施策名：携帯電話等エリア整備事業

総合通信基盤局電波部移動通信課

| | | | | | |
|------|------|--------------------|------------|-----|--------------------------|
| 施策分類 | ① 予算 | デジタル田舎総合戦略における位置づけ | ② デジタル基盤整備 | 予算額 | 令和5年度予算(案) : 1,798百万円 |
| | | | | | (令和4年度第二次補正予算: 1,001百万円) |
| | | | | | (令和4年度予算: 1,500百万円) |

施策効果の詳細
 地方での5Gネットワークの整備を加速化させることにより、地方の活性化や地方と都市の差を縮めていく。

目的

- 現状、5Gの展開は、都市部を中心に限定的なエリアに留まっているが、5Gは今後の経済社会や国民生活にとって、重要なインフラ基盤であり、その整備を加速化し早期に全国展開を実現することは喫緊の課題。
- 5Gネットワークの整備が地方において加速されるよう、インフラシェアリングを活用した基地局整備の促進が必要。

概要

- 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、無線通信事業者、インフラシェアリング事業者及び地方公共団体が5G基地局等を整備する場合、その一部を補助する。

<事業主体>
 無線通信事業者
 インフラシェアリング事業者
 地方公共団体

<対象地域>
 条件不利地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）

<補助率>

① 5G基地局整備

- 1者整備（インフラシェアリングを活用しない単独の5G基地局を整備）の場合 1 / 2
- 複数者共同整備（インフラシェアリングを活用して5G基地局を整備）の場合 2 / 3

② 5G基地局の開設に必要な伝送路施設の整備（※）

- 開設する5G基地局が1者整備の場合 1 / 2
- 開設する5G基地局が複数者共同整備の場合 2 / 3

※ 事業主体は無線通信事業者及びインフラシェアリング事業者

<補助事業例>

（既存4G基地局サイトに5G基地局を整備する場合の例）

<中長期的取組>

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
|------------------------------|--|------------------------------------|
| | ニーズのあるほぼ全エリアに5G親局整備完了（基盤展開率：98%） | |
| | 過疎地等の条件不利地域において、インフラシェアリングの活用を含めた5G基地局の整備を支援 | |
| 5G人口カバー率が全国95%、全市区町村に5G基地局整備 | | 全国97%、各都道府県90%程度以上の5G基地局整備（令和7年度末） |

詳細

5Gの整備②

施策名：インフラシェアリングの推進

総合通信基盤局電波部移動通信課

施策分類

①予算
③その他

デジタル田園
戦略における
位置づけ

②デジタル基盤整備

予算額

令和5年度予算（案）：1,798百万円の内数
（令和4年度第二次補正予算：1,001百万円の内数）
（令和4年度予算：1,500百万円の内数）

施策効果の
詳細

デジタル田園都市国家構想の実現に必要な5G整備を推進

目的

5Gの効率的なエリア展開を推進するため、鉄塔やアンテナ等のインフラシェアリングを推進。

概要

補助事業、研究開発、国有・公有施設等の活用等の施策を実施し、鉄塔やアンテナ等のインフラシェアリングを推進。

詳細

- 5Gの効率的なエリア展開を推進するためには、鉄塔やアンテナ等のインフラシェアリングが重要
- 補助事業、研究開発、国有・公有施設等の活用等の施策を実施し、インフラシェアリングの取組を推進
 - **補助金の要件設定**によってインフラシェアリングを推進
 - ・ 複数事業者による共同整備の場合の**国庫補助率をかさ上げ**（補助率：1/2→2/3）
 - ・ 補助対象者に**インフラシェアリング事業者を追加**
 - **基地局のインフラシェアリングを可能とするための技術**※を2022年度末までに開発
 - ※ 複数事業者の送信機を一つの無線装置に集約できる技術
 - **基地局設置可能な施設のDB化、地域協議会での情報共有**を推進
 - ※ **国有財産については、緯度経度や高さ等の情報を記載したリストを公表・周知**し、基地局整備を後押し
自治体・民間所有財産についても同様の取組を推進

<中長期的取組>

| | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------------|-------|-------|
| 補助金、国有・公有施設等の活用による整備促進 | ▶ | |
| インフラシェアリングを可能とする技術開発 | ▶ | |

5Gの整備③

**施策名：電波資源拡大のための研究開発
100GHz以上高周波数帯通信デバイスに関する研究開発**

総合通信基盤局電波部移動通信課
新世代移動通信システム推進室

| | | | | | |
|------|-----|----------------------|-----------|-----|--|
| 施策分類 | ①予算 | デジタル田園都市国家構想における位置づけ | ②デジタル基盤整備 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：9,080百万円の内数 (令和4年度予算：12,070百万円の内数) |
| | | | | | |

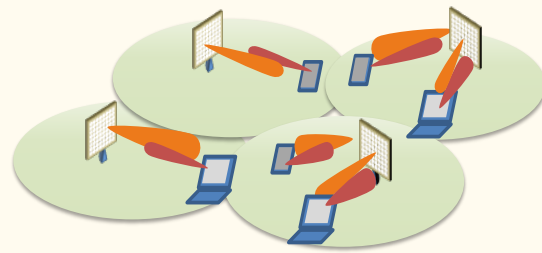
施策効果 高速伝送が可能で広い伝送帯域を確保できる100GHzの高周波数帯を利用する無線デバイスに関する研究開発を行うことで、デジタル田園都市の実現に必要な基盤技術の一つである高度な情報通信技術の発展に寄与する。

目的 更なる高度な通信システムの実現に向けて、超広帯域を確保できる高周波数帯においてさらなる高速伝送を可能にするための研究開発を行い、周波数の効率的な利用や高い周波数への移行促進を加速させる。

概要 100GHz以上の高周波数帯に関する以下の研究開発により、周波数の有効利用を実現する。
ア 高周波数帯における無線システム構成技術
イ アンテナ一体型フロントエンドIC技術
ウ 高出力送信を可能にする化合物半導体技術

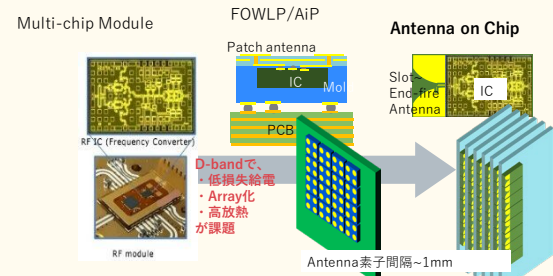
<研究開発内容>

【課題ア】高周波数帯における無線システム構成技術



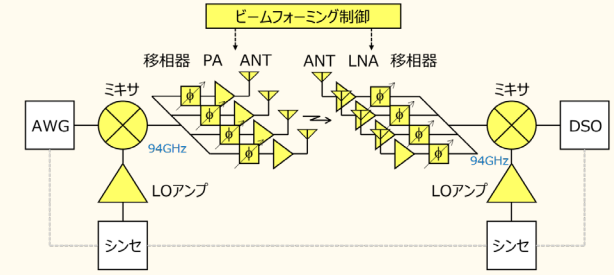
最適な通信方式を実現する高周波数帯における無線システム構成技術を実現

【課題イ】アンテナ一体型フロントエンドIC技術



100GHz以上で動作するフェーズドアレイアンテナを実現

【課題ウ】高出力送信を可能にする化合物半導体技術

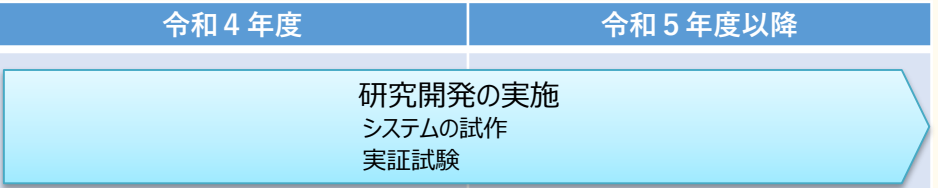


少数の素子からなるフェーズドアレイアンテナの設計・試作を行い、ビーム指向を実現する。

詳細

<中長期的にはデジタル田園都市国家構想に貢献し得る理由>

本研究開発で得られた成果の更なる発展及び社会実装に寄与する取組を実施することで、デジタル田園都市の実現に必要な基盤技術である5Gをはじめとした情報通信技術の進展に貢献できるため。



第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

① デジタルインフラの整備

【具体的取組】

(c) 5G整備

・携帯電話等エリア整備事業により、携帯電話事業者やインフラシェアリング事業者による条件不利地域での5G基地局整備等を支援する。

（総務省総合通信基盤局電波部移動通信課）

・インフラシェアリングを活用した5G基地局整備を促進し、その整備を加速する。また、5G及びローカル5Gの整備については、安全性やオープン性等を確保しつつ推進する。

（総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室、総合通信基盤局電波部移動通信課、経済産業省商務情報政策局情報産業課）

・ミリ波帯以上の高周波数帯の活用による高効率な周波数利用を実現する技術の研究開発を実施する。

（総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室）

ローカル5Gなどの地域のデジタル基盤の整備・活用の推進

施策名：地域デジタル基盤活用推進事業

情報流通行政局地域通信振興課

| | | | |
|------|------------|----------|-----|
| 施策分類 | ① 予算 | デジタル基盤整備 | 予算額 |
| | ② デジタル基盤整備 | | |

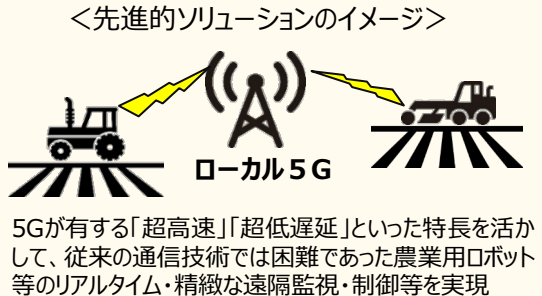
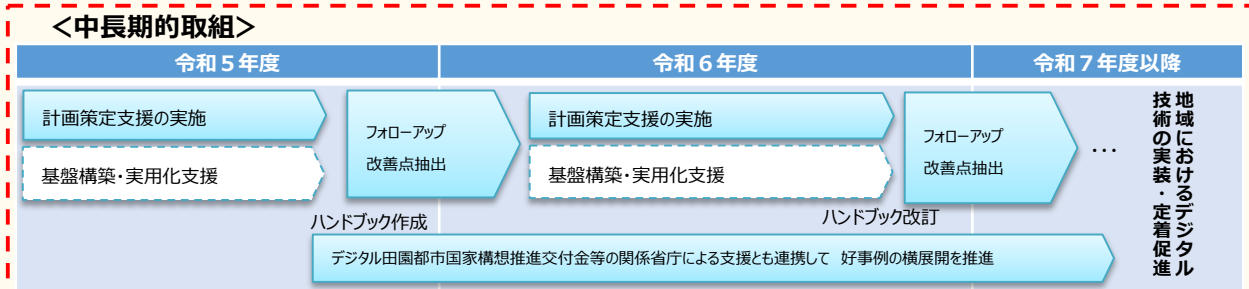
施策効果の詳細
本施策を通じて、効率的かつ効果的な地域のデジタル基盤の整備、持続可能な利活用モデルの確立等を図り、地域におけるデジタル技術の実装・定着を促進。さらに、デジタル田園都市国家構想交付金等の関係省庁による支援と連携して本施策における好事例の横展開を促進し、デジタル田園都市国家構想の実現に寄与。

目的
デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地域におけるデジタル技術を活用した課題解決の取組を加速・高度化させる。

概要
①デジタル技術の導入・運用計画の策定、②デジタル基盤の整備、③ローカル5G等の新たな通信技術を活用した地域課題モデルの創出(社会実証)等を総合的に支援。好事例の横展開の促進のため、デジタル技術の導入に関するハンドブックを作成し、地域の産学官等の主体に広く周知。

| | | | |
|----|---|--|--|
| 詳細 | <p>(1) 計画策定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象主体 自治体・民間企業等 ● 事業内容 デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るための効率的・効果的な導入・運用計画の策定を支援 (専門人材によるハンズオン支援等) | <p>(2) 地域デジタル基盤の整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象主体 自治体・民間企業等 ● 事業内容 ローカル5G、Wi-Fi、LPWA等を活用した地域のデジタル基盤の整備を支援(整備費用の1/2を補助) | <p>(3) 新たな地域課題解決モデルの創出(実証)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象主体 自治体・民間企業等 ● 事業内容 ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi 6E等の新しい通信技術等を活用した地域課題解決モデルを創出するための社会実証を実施 (例：ローカル5Gを活用した農業用ロボットの遠隔監視・制御) |
|----|---|--|--|

※ Wi-Fi Hallow：Wi-Fi HaLow (IEEE標準規格802.11ah)は、次世代IoT通信システムとして活用可能な新しい種類のWi-Fi規格(令和4年9月国内制度化)
 ※ Wi-Fi 6E：Wi-Fi 6E (IEEE標準規格802.11ax)は、新しい帯域6GHz帯(5.925~7.125GHz)における無線LAN規格。従来規格より大容量・多チャンネルの利用が可能となる。(令和4年9月国内制度化)
 ※ LPWA：LPWA (Low Power Wide Area-network)は、省電力・広カバーレッジを特徴とする無線通信技術の総称。



第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

① デジタルインフラの整備

【具体的取組】

(d) 地域のデジタル基盤の整備・活用の推進

- ・ 地域におけるデジタル実装の取組を加速・高度化させるため、各地域のニーズに応じて地域のデジタル基盤の整備を推進するとともに、ローカル5G、Wi-Fi HaLowやWi-Fi 6E等の新たな通信技術を活用した導入効果の高い地域課題解決モデルを創出する。

（総務省情報流通行政局地域通信振興課）

4. デジタル実装の基礎条件整備に係る施策間連携・地域間連携の推進

(1) デジタル基盤の整備

【具体的取組】

(a) 地域のデジタル基盤の整備・活用の推進

- ・ 地域におけるデジタル実装の取組を加速・高度化させるため、各地域のニーズに応じて地域のデジタル基盤の整備を推進するとともに、ローカル5G等の新たな通信技術を活用した地域課題解決モデルを創出する。また、優良事例を地域の多様な主体に広く周知する等を通じて、地域間連携の深化を図る。

（総務省情報流通行政局地域通信振興課）

データセンター／海底ケーブル等の整備①

施策名：データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業

総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

| | | | | | |
|------|-----|-----------------|-----------|-----|-----------------------|
| 施策分類 | ①予算 | デジ田総合戦略における位置づけ | ②デジタル基盤整備 | 予算額 | (令和3年度補正予算：50,000百万円) |
|------|-----|-----------------|-----------|-----|-----------------------|

| | | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|
| 施策効果の詳細 | <ul style="list-style-type: none"> ・データセンター等の地方分散を推進。 ・日本を周回する海底ケーブル網の完成。 | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|

| | | | |
|----|--|----|---|
| 目的 | 「デジタル田園都市国家構想」の実現のために不可欠であるデジタル基盤の整備のため、総務省が策定した「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に従い、データセンターの地方拠点整備、日本列島を周回する海底ケーブル（「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」）の構築を行う。 | 概要 | 地方のデータセンター、海底ケーブル等のデジタルインフラを整備する民間事業者に対して、基金により支援を行う。 |
|----|--|----|---|

<現状>

東京圏一極集中のインフラ立地・太平洋側集中のネットワーク

- ・データセンター(DC)、海底ケーブル陸揚局、インターネットエクスチェンジ(IX)は東京圏に一極集中
- ・海底ケーブルは太平洋側に集中しており、日本海側は未整備

(インフラの立地状況)

<今後>

データセンター、海底ケーブル、IXの地方分散を推進

- ・東京圏以外へのデータセンター、海底ケーブル陸揚局、IXの設置を支援し、デジタルインフラの地方分散を推進
- ・太平洋側以外への海底ケーブル敷設を支援し、日本を周回する「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」を完成

【補助対象】 データセンター（建物・サーバー等）
海底ケーブル、陸揚局舎、IX設備

【補助率】 1 / 2（海底ケーブルは4 / 5）

【対象地域】 東京圏以外の地域（海底ケーブルは太平洋側以外）

<R4年度取組>

- ・令和4年5月にデータセンターの公募を実施、6月に7案件を採択
- ・海底ケーブル等の公募の実施に向けた準備

<中長期的取組>

補助対象事業の公募・採択を実施するとともに、採択された案件について適切に事業が行われているか進捗状況等を確認する。

| 令和4年度 | 令和5年度以降 |
|---|---------|
| データセンター等の整備支援、地方立地等を推進 太平洋側以外の海底ケーブルの敷設を支援 | |

(通信ネットワークの状況)

データセンター／海底ケーブル等の整備②

施策名：インターネットトラフィック流通効率化等促進事業

総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

| | | | |
|------|-----|-----------|--|
| 施策分類 | ①予算 | ②デジタル基盤整備 | 予算額 |
| | ①予算 | ②デジタル基盤整備 | (令和4年度予算：2百万円) (令和3年度補正予算：799百万円) (令和4年度で終了) |

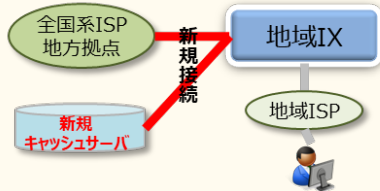
施策効果の詳細
急増するインターネットトラフィックの混雑緩和や地域格差のないインターネットの品質確保等に向けて、ネットワークの効率化や負荷分散のための取組を実施することにより、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献。

目的
「新たな日常」等を背景として、インターネットが日常生活・経済活動に一層不可欠となっている中、急増するインターネットトラフィックの混雑緩和や地域格差のないインターネットの品質確保等を図る。

概要
①トラフィック集約拠点の地域への分散によるネットワーク効率化、②トラフィック発生予測の活用によるネットワーク負荷の分散、③固定ブロードバンドの品質測定手法の確立による競争環境適正化等を実施する。

<事業イメージ>

①トラフィックが地域で完結するための体制構築



全国系ISPやコンテンツ事業者を地域IXに新規に接続し、地域IX経由のトラフィックの増加を促進

②(技術的な)インターネットトラフィックの予測による負荷分散



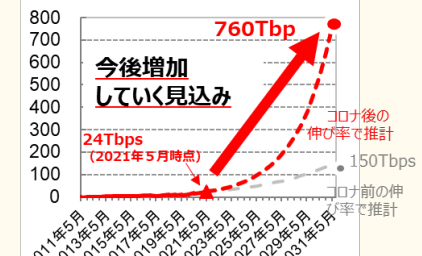
イベント情報を収集し、効率的なネットワーク運用のために活用

③固定ブロードバンドの品質測定手法の確立



品質測定方法の確立に向けて、測定主体の拡充及び測定方法の精緻化を図る

データトラフィックが急増



【出典】「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」を基に総務省作成

※トラフィック：ネットワーク上を流れるデジタルデータの量
IX (Internet eXchange)：複数のISPの中継拠点
ISP (Internet Service Provider)：インターネット接続事業者
CDN (Content Delivery Network)：コンテンツを効率的に配信するための仕組み

<中長期的取組>

インターネットトラフィックの地域分散によるネットワーク効率化やトラフィック発生予測の活用によるネットワーク負荷の分散等について、関係事業者等との連携により一層の取組を推進。

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度以降 |
|-------|--------------------------|-----------------------|
| | ネットワークの効率化や負荷分散のための取組の実施 | 関係事業者等との連携により一層の取組を推進 |

詳細

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

① デジタルインフラの整備

【具体的取組】

(e) データセンター/海底ケーブル等整備

- ・ 地方における医療・教育・交通・農業等、デジタル実装の促進や我が国のレジリエンス強化、エネルギー・通信の効率化等の観点から、データセンターの地方拠点整備を含め、民間事業者によるデータセンターの全国展開を促進する。

（総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課、経済産業省商務情報政策局情報産業課）

- ・ 地方におけるデジタル実装を促進するとともに、災害の激甚化・頻発化に対する通信ネットワークの強靭化を図るため、2025年度末までに日本一周する国内海底ケーブルを完成させ、また、国際海底ケーブルの地方分散を促進する。

（総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課）

- ・ インターネットトラヒックの混雑緩和や地域格差のないインターネットの品質確保等に向けて、トラヒックの事前予測・共有や地域分散、インターネットの品質測定手法の確立に向けた取組を実施する。

（総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課）

ケーブルテレビネットワークの光化等

施策名：「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

| | | | |
|------|------|------------|--|
| 施策分類 | ① 予算 | ② デジタル基盤整備 | 予算額 |
| | ① 予算 | ② デジタル基盤整備 | 令和5年度予算(案)：900百万円 (令和4年度第二次補正予算：1,100百万円) (令和4年度予算：900百万円) (令和3年度補正予算：1,095百万円) |

施策効果の詳細
ケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化を図る事業によって、地方を支える災害に強い情報通信基盤の整備を推進する。

目的

災害時において、放送により確実かつ安定的な情報伝達
が確保されるよう、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化を図る。

概要

近年相次いで激甚災害が発生している中で、放送により確実かつ安定的な情報伝達
が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域のケーブルテレビネットワークについて、耐災害性の強化に資するFTTH方式への切替え等に要する費用の一部を補助。

<事業主体>

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

<補助率>

- (1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者)：1/2
- (2)第三セクター(承継事業者)：1/3

<補助対象地域>

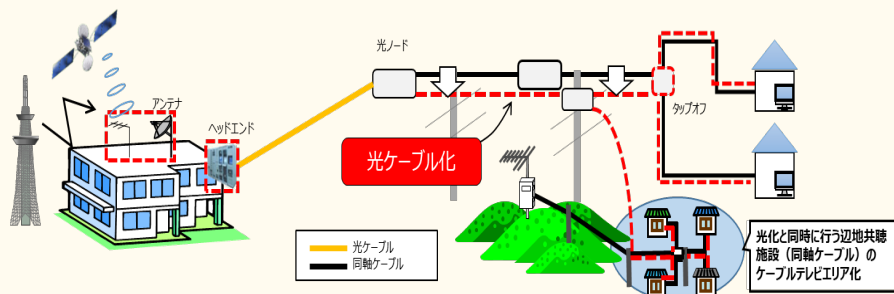
- 以下の①～③のいずれも満たす地域
- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
 - ②条件不利地域
 - ③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域

<補助対象経費>

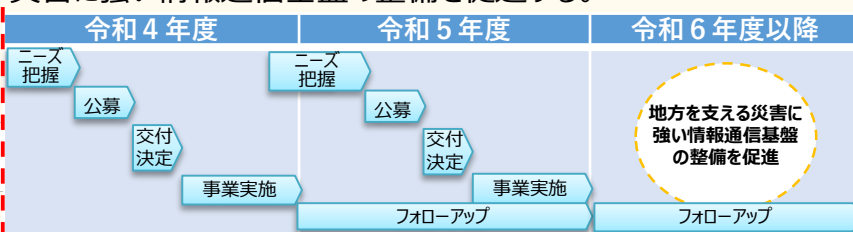
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等
(光化と同時に行う辺地共聴施設(同軸ケーブル)のケーブルテレビエリア化に必要な伝送路設備等を含む。)

<中長期的取組>

地域のニーズを踏まえ、速やかに公募・交付決定を行い、地方を支える災害に強い情報通信基盤の整備を促進する。



※補助対象経費は上図の赤点線部分



詳細

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

① デジタルインフラの整備

【具体的取組】

(f) ケーブルテレビネットワークの光化等

- ・ 地域の維持発展、安全・安心な暮らしに欠かせない災害情報や地域情報といった社会の基本情報の確実かつ安定的な伝達が確保されるよう、難視聴解消のための辺地共聴施設を含めたケーブルテレビネットワークの光化等を支援する。

（総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室）

Beyond 5Gの推進

施策名： Beyond 5G（6G）に向けた情報通信技術戦略の推進

国際戦略局技術政策課

| | | | | | |
|------|-------------------|----------------------|-----------|-----|--|
| 施策分類 | ①予算 | デジタル田園都市国家構想における位置づけ | ②デジタル基盤整備 | 予算額 | 令和5年度予算（案）：15,000百万円 （令和4年度第二次補正予算：66,200百万円） （令和4年度当初予算：10,000百万円） （令和3年度補正予算：20,000百万円） |
| | ③その他（審議会における政策検討） | | | | |

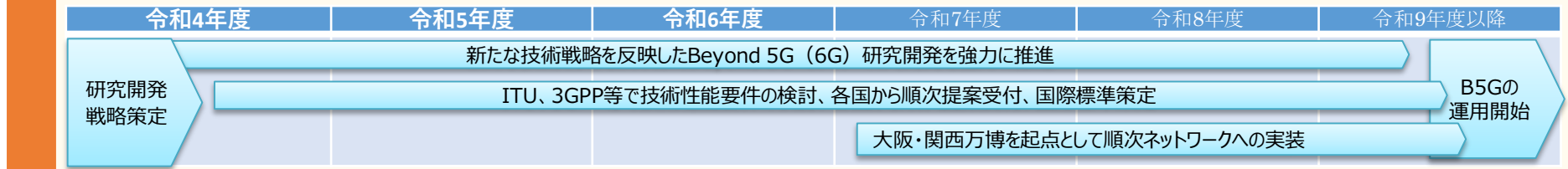
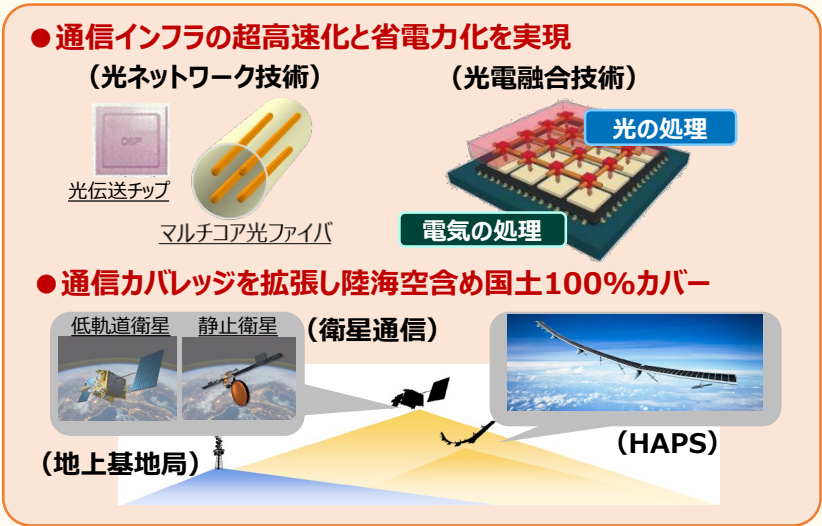
施策効果の詳細 2030年代の情報通信インフラである「Beyond 5G」に向けた技術開発を我が国がリードし、その開発成果を世界に先駆けていち早く社会実装していくことにより、地方の課題解決や国全体の持続的な成長を支えるデジタル田園都市国家インフラ整備を促進し、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献する。

目的 Beyond 5Gの技術開発を我が国がリードし、通信インフラの超高速化・省電力化や陸海空をシームレスにつなぐ通信カバレッジの拡張等を実現する開発成果の2025年以降順次の社会実装を目指す。

概要 左記を実現するため、情報通信審議会において我が国が注力すべき重点技術分野や研究開発・社会実装の加速化を含むBeyond 5Gに向けた新たな技術戦略（中間答申）を2022年6月に取りまとめた。総務省において、同戦略を反映した研究開発と社会実装・海外展開を強力に加速する。

Beyond 5Gの技術開発を我が国がリードし、通信インフラの超高速化・省電力化、陸海空の通信カバレッジ拡張等を実現するため、2022年6月に取りまとめた新たな技術戦略に基づき、光ネットワーク技術、光電融合技術、衛星・HAPS等の非地上系ネットワーク（NTN）技術等の研究開発及びその成果の2025年以降順次の社会実装を強力に推進する。

<中長期的にはデジタル田園都市国家構想に貢献し得る理由>
2030年代の情報通信インフラである「Beyond 5G」に向けた技術開発を我が国がリードし、その開発成果を世界に先駆けていち早く社会実装していくとともに、通信インフラの超高速化・省電力化や陸海空含め国土100%カバー等を実現することにより、地方の課題解決や国全体の持続的な成長を支えるデジタル田園都市国家インフラ整備を促進し、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献する。



第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

① デジタルインフラの整備

【具体的取組】

(g) 次世代の情報通信インフラ「Beyond 5G」の社会実装

- ・ 2030年代の情報通信インフラ「Beyond 5G」（いわゆる6G）の技術開発を我が国がリードし、大阪・関西万博を起点として2025年以降順次、
- 通信インフラの超高速化と省電力化（光ネットワーク技術や光電融合技術、テラヘルツ波技術）
- 陸海空をシームレスにつなぐ通信カバレッジの拡張（衛星やHAPS等の非地上系ネットワーク（NTN）技術）
- 利用者にとって安全で高信頼な通信環境（セキュアな仮想化・オーケストレーション技術）等を実現する開発成果の社会実装と国際標準化を強力に推進する。

（総務省国際戦略局技術政策課）

(h) Beyond 5Gに向けた研究開発戦略の策定と研究開発の加速

- ・ 上記を実現するため、情報通信審議会において我が国が注力すべき研究開発課題を含むBeyond 5Gに向けた研究開発戦略の検討を進め、2022年夏に取りまとめるとともに、総務省において、同戦略を反映したBeyond 5G研究開発を強力に加速する。

（総務省国際戦略局技術政策課）

マイナンバーカードによる利便性の高いオンライン市役所サービスの実現

施策名：自治体における行政手続のオンライン化

自治行政局地域情報化企画室

| | | | | | |
|------|------|------------------|-----------|-----|---|
| 施策分類 | ③その他 | デジタル総合戦略における位置づけ | ②デジタル基盤整備 | 予算額 | - |
|------|------|------------------|-----------|-----|---|

| | |
|---------|--|
| 施策効果の詳細 | ①住民の利便性の向上（24時間いつでも自宅や遠隔地からでも手続きを行える、申請、届出等の用紙の入手が不要 等） ②行政運営の簡素化・効率化（本人確認作業の削減・正確性向上・窓口混雑緩和、真に必要な職員を振り向けられる 等） |
|---------|--|

| | | | |
|----|--|----|--|
| 目的 | 令和4年度末を目指し、原則、全自治体でマイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にすることで、住民がデジタル化に利便性の向上を早期に享受。 | 概要 | 令和4年度末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする。このため、全ての地方公共団体におけるマイナンバーカードを用いた子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、システム改修等を支援する。 |
|----|--|----|--|

自治体の行政手続オンライン化の仕組み(イメージ)

住民：申請情報入力

① びったりサービス(マイナポータル)
② びったりサービス申請APIによる連携
③ 汎用的電子申請システム(共同利用)

地方公共団体：申請受付処理

LGWAN接続系
マイナンバー利用事務系
マイナポータル利用事務系に係る手続
マイナンバー利用事務系に係る手続以外の手続
インターネット接続系
LGWAN接続系

特定通信
FW
連携サーバ
申請管理システム
既存基システム
A基幹システム
B基幹システム
C基幹システム

特別交付税(共同オンライン申請システムの導入経費)の対象 ※ハードに関する経費は含まない。

デジタル基盤改革支援補助金(自治体オンライン手続の推進事業)の対象 ※ハードに関する経費を含む。 ※同事業に係る地方負担については普通交付税で措置

対象の31手続

「デジタル・ガバメント実行計画」別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードにより申請を行うことが想定される手続から選定。

| | |
|---|---|
| 子育て関係 (15手続) <ol style="list-style-type: none"> ① 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 ② 児童手当等の額の改定の請求及び届出 ③ 氏名変更/住所変更等の届出 ④ 受給事由消滅の届出 ⑤ 未支払の児童手当等の請求 等 | 被災者支援関係 (1手続) <ol style="list-style-type: none"> ① 罹災証明書の発行申請 |
| 介護関係 (11手続) <ol style="list-style-type: none"> ① 要介護・要支援認定の申請 ② 要介護・要支援更新認定の申請 ③ 要介護・要支援状態区分変更認定の申請 ④ 居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 ⑤ 介護保険負担割合証の再交付申請 等 | 自動車保有関係 (4手続) ※都道府県手続 <ol style="list-style-type: none"> ① 自動車税環境性能割の申告納付 ② 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告 ③ 自動車税住所変更届 ④ 自動車の保管場所証明の申請 |

デジタル基盤改革支援補助金(令和2年度第3次補正：250億円)や「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」において支援。

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

② マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

【具体的取組】

(b) マイナンバーカードによる利便性の高いオンライン市役所サービスの実現

・ 各種手続におけるマイナンバーカードの利用を進めるに当たり、特に、以下の取組を重点的に進めることにより、様々な手続がオンラインで迅速にでき、また、個人に応じたサービス案内をオンラインできめ細かく受け取れ、簡単に申し込めることができるようにすることを目指す。

- ① コンビニや郵便局等における証明書自動交付サービスについて、対応市区町村を順次拡大し、全国でできるようにすることを目指す。
- ② 引越し時のオンラインによる転出届・転入予約を2022年度に市区町村で可能にする。
- ③ 子育て・介護等の特に国民の利便性の向上に資する行政手続(31手続)について、2022年度中に、原則、全ての地方公共団体でマイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にすることを目指す。また、31手続以外の様々な手続についても、地方公共団体によりオンライン手続を可能にすることを目指す。このため、全ての地方公共団体におけるマイナンバーカードを用いた子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、システム改修等を支援する。
- ④ 市町村の基幹システム側からマイナポータルへの情報通知を実現するため、申請管理システムの標準仕様への反映、マイナポータルの改修等を行うとともに、広く行政機関からマイナポータルへの情報通知を実現するための検討等を行う。

(デジタル庁国民向けサービスグループマイナンバーカード担当、総務省自治行政局住民制度課、住民制度課マイナンバー制度支援室、地域情報化企画室)

マイナンバーカードの普及促進①

施策名：マイナンバーカード交付事業費補助金

自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

| | | | | | |
|------|-----|-----------------|-----------|-----|---|
| 施策分類 | ①予算 | デジ田総合戦略における位置づけ | ②デジタル基盤整備 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：27,054百万円 (令和4年度予算：41,111百万円) |
|------|-----|-----------------|-----------|-----|---|

施策効果の詳細 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）におけるマイナンバーカードの発行等に要する経費について措置することで、対面でもオンラインでも確実な本人確認を行うことができる、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの円滑な発行体制の確保や利便性の向上を図る。

| | | | |
|----|---|----|--|
| 目的 | 令和5年度以降、マイナンバーカードの円滑な発行体制の確保や利便性の向上を図る。 | 概要 | J-LISにおけるマイナンバーカードの発行事務に必要な経費（J-LISが構築するシステムに関する経費を除く。）について、J-LISに対して補助金を交付。 |
|----|---|----|--|

| | | | |
|----|--|---------|----------------------|
| 詳細 | <p><補助対象経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバーカードの発行等に係るJ-LISの事務及び市区町村長からJ-LISに委任された事務に要する以下の経費について補助。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民にマイナンバーを通知する「個人番号通知書」等の作成・発送に係る経費 ・マイナンバーカードの申請処理、発行、公的個人認証システムの運用・構築に係る経費 ・ICカードの製造に係る経費 ・マイナンバーカードコールセンターの運用に係る経費 ・マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限通知の作成・発送に係る経費 ○健康保険証や運転免許証等の各種カードとの一体化など、マイナンバーカードの利便性向上に対応するための経費について補助。 <p><中長期的取組></p> <p>令和5年度以降、円滑な発行・交付体制の確保や利便性の向上に向けた施策に取り組む。</p> | 令和5年度以降 | 円滑な発行・交付体制の確保・利便性の向上 |
|----|--|---------|----------------------|

マイナンバーカードの普及促進②

施策名：マイナンバーカード交付事務費補助金

自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

| | | | | | |
|-------------|-----|------------------------|-----------|------------|--|
| 施策分類 | ①予算 | デジ田総合戦略における位置づけ | ②デジタル基盤整備 | 予算額 | 令和5年度予算（案）：23,658百万円 （令和4年度第二次補正予算：6,470百万円） （令和4年度予算：61,610百万円） |
|-------------|-----|------------------------|-----------|------------|--|

施策効果の詳細
市区町村等におけるマイナンバーカードの交付事務に要する経費について措置することで、対面でもオンラインでも確実な本人確認を行うことができる、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの円滑な交付体制の確保。

| | | | |
|-----------|----------------------------------|-----------|---|
| 目的 | 令和5年度以降、マイナンバーカードの円滑な交付体制の確保を図る。 | 概要 | 市区町村等におけるマイナンバーカードの交付事務に必要な経費について、市区町村に対して補助金を交付。 |
|-----------|----------------------------------|-----------|---|

| | |
|-----------|--|
| 詳細 | <p><補助対象経費> マイナンバーカードの交付に係る以下の経費について補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイナンバーカードの交付（カードの更新、電子証明書の発行・更新を含む。以下同じ。）のための人件費 ○ 申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポート方式による交付のための経費 ○ 臨時交付窓口設置に係る経費 ○ 交付管理・予約のためのシステム及び電話窓口等に係る経費 ○ マイナンバーカードの交付に用いる統合端末等に係る経費 ○ マイナンバーカードの申請書等の作成及び送付並びにマイナンバーカード交付通知書とあわせて関係書類を作成・送付するための経費 ○ 交付事務の効率化のためのマイナンバーカードの券面記載事項の変更に係る経費 ○ 交付の際に配布する、マイナンバーカードの使用方法を説明した資料を作成する経費 |
| | <p><中長期的取組> 令和5年度以降、円滑な発行・交付体制の確保や利便性の向上に向けた施策に取り組む。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <div style="background-color: #4F81BD; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">令和5年度以降</div> <div style="background-color: #ADD8E6; padding: 10px; display: inline-block; margin-top: 10px;">円滑な発行・交付体制の確保・利便性の向上</div> </div> |

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

② マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

【具体的取組】

(d) マイナンバーカードの普及促進

- ・ 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、国はマイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行う等、マイナンバーカードの普及を強かに促進する。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化のため、2024年秋に健康保険証の廃止を目指し、マイナンバーカードの取得の推進に取り組むとともに、マイナンバーカードの手続・様式の見直しの検討等を進める。

(デジタル庁国民向けサービスグループマイナンバーカード担当、総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室)

4. デジタル実装の基礎条件整備に係る施策間連携・地域間連携の推進

(1) デジタル基盤の整備

【具体的取組】

(c) マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

- ・ 民間分野や行政分野のみならず、準公共分野でもマイナンバーカードの活用を進め、更なるカードの用途拡大を図り、カードの普及・浸透に向けて各省の施策を総動員する。

(デジタル庁国民向けサービスグループマイナンバーカード担当、総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室)

自治体マイナポイントの全国展開

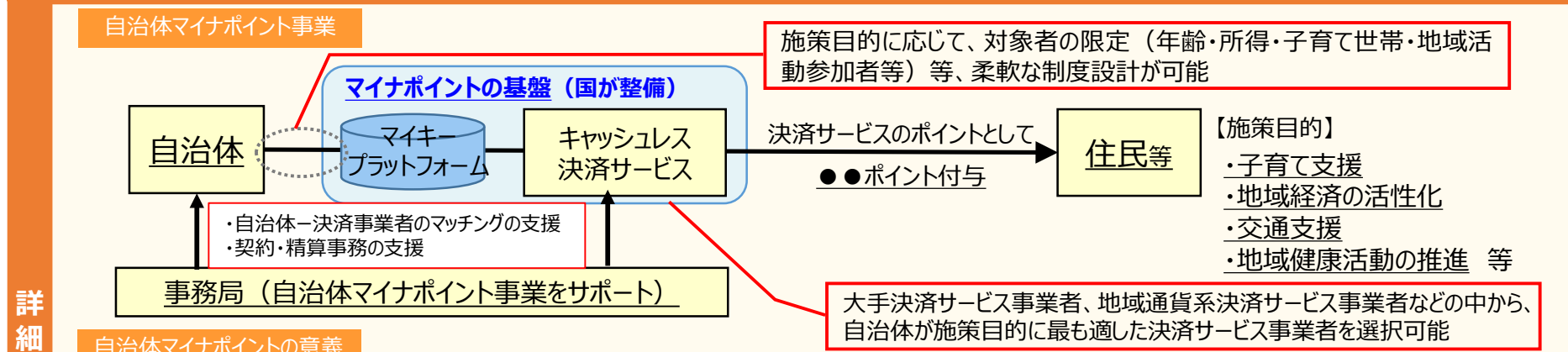
施策名：自治体マイナポイントの全国展開

自治行政局マイナポイント施策推進室

| | | | | |
|------|-----------------|------------|-----|-----------------------|
| 施策分類 | ① 予算 | ② デジタル基盤整備 | 予算額 | 令和5年度予算（案）：－ |
| | デジ田総合戦略における位置づけ | | | （令和4年度第二次補正予算：994百万円） |

施策効果の詳細
 地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイント事業を全国展開することで、マイナンバーカードの普及促進を後押しするとともに消費喚起・地域経済の活性化を強力に推進。

| | | | |
|-----------|--|-----------|--|
| 目的 | 地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイント事業を全国展開することで、マイナンバーカードの普及促進を後押しするとともに消費喚起・地域経済の活性化を強力に推進。 | 概要 | 自治体が事業に参加するにあたり必要となるシステム改修費等を補助するなど、より多くの自治体・決済事業者が連携して事業を実施できる環境を整備 |
|-----------|--|-----------|--|



自治体マイナポイントの意義

| | |
|---|--|
| <p>・マイナンバーカードの普及 カードを保有する者に対し、自治体独自の施策ポイントを給付することで、まずはカードの取得を促進</p> <p>・地域の消費喚起、地域経済の活性化 ポイントの受取を自治体住民に限定することや、地域通貨を活用することで、地域内の消費を喚起し、地域経済を活性化</p> <p>・自治体の施策を効果的に推進 施策目的に応じて対象の限定（年齢・所得・子育て世帯等）、給付額・期間の設定、カードの本人確認機能を活用して正確で重複のない給付とすることが可能</p> | <p>・キャッシュレス決済の利用促進 住民が登録したキャッシュレス決済サービスにポイントを付与することで、キャッシュレス決済の利用を促進</p> <p>・デジタル化で簡単・迅速に給付 オンラインでの申請・給付とすることで、行政や住民の事務負担を軽減し、迅速な給付を実現</p> |
|---|--|

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

② マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

【具体的取組】

(f) 自治体マイナポイントの全国展開

- ・マイナンバーカードを活用し、地域独自のポイント給付を行う自治体マイナポイント事業を全国展開することで、マイナンバーカードの利便性の向上を図るとともに、地域経済の活性化・消費喚起を推進する。

（デジタル庁国民向けサービスグループマイキープラットフォーム担当、総務省自治行政局マイナポイント施策推進室）

統一コード（JPQR）やデジタル地域通貨によるキャッシュレス基盤の構築

施策名：JPQRを通じた地域のデジタル地域通貨・キャッシュレス決済の普及促進

情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室

| | | | | | |
|------|------|-----------------|-----------|-----|---|
| 施策分類 | ③その他 | デジ田総合戦略における位置づけ | ②デジタル基盤整備 | 予算額 | — |
|------|------|-----------------|-----------|-----|---|

施策効果の詳細
統一コード（JPQR）やデジタル地域通貨の普及による地域のキャッシュレス化により、自治体マイナポイント活用場面や決済データ利活用の拡大等、地方における住民の利便性向上や消費喚起促進等による地域活性化に繋がる。

| | | | |
|-----------|--|-----------|---|
| 目的 | 地方における住民の利便性向上や消費喚起促進等による地域活性化のため統一コード（JPQR）やデジタル地域通貨の普及に向けた取組を通じて、自治体マイナポイント活用場面や決済データ利活用の拡大等により地域のキャッシュレス化を推進する。 | 概要 | 統一コード（JPQR）の普及を通じた地域のキャッシュレス化に向けた取組を実施。 |
|-----------|--|-----------|---|


キャッシュレス決済

- ✓ **日本のキャッシュレス決済比率は世界各国と比較すると低い状況**
(2018年：韓国94.7%、中国77.3%、カナダ62.0%、英国57.0%、米国47.0% ⇔ 日本24.2%)
- ✓ **政府目標は、2025年6月までにキャッシュレス決済比率を4割程度**
(出典)「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)


キャッシュレス決済を導入しない理由

- キャッシュレス決済を導入しない理由の上位は、
 - ① 客からの要望がない
 - ② 手数料が高い
 - ③ 導入のメリットが不明／実感できない

⇒ キャッシュレス決済のメリットは、「現金決済よりもレジ業務に要する時間が35%短縮」「4割強のキャッシュレス利用者が非対応店舗を避ける」「レジ締め・違算金確認の時間短縮」
・特にコード決済は、「手数料が低廉」「入金サイクルもスピーディー」
・中でもJPQRは、「導入費・維持費が0円」「店頭のステッカーは1種類でOK」



QRコード決済



デジタル地域通貨

実施概要(予定)

- ① **自治体との連携強化**
 - ・デジタル地域通貨でのJPQR活用の促進
 - ・全国自治体へのJPQRの周知広報 など
- ② **公共機関・業界団体等への導入**
 - ・医療機関等、キャッシュレス化が進んでいない公共機関や業界団体等でのJPQR活用を促進
- ③ **公金収納への導入**
 - ・公金収納の手段としてJPQRの活用を促進
- ④ **自治体マイナポイント活用場面の拡大**
 - ・自治体マイナポイントの普及機会を捉えて、自治体にキャッシュレス化の手段としてJPQRを周知広報

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

② マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

【具体的取組】

(g) キャッシュレス基盤の構築による地域活性化

- ・ 地方における住民の利便性向上や消費喚起促進等による地域活性化のため、一般社団法人キャッシュレス推進協議会と協力して統一コード(JPQR)の普及に向けた取組を実施し、自治体マイナポイントの活用場面の拡大等、地域のキャッシュレス化を促進する。

(総務省自治行政局マイナポイント施策推進室、情報流通行政局情報流通振興課デジタル経済推進室)

マイナンバーカードの交付率の普通交付税算定への反映

施策名：マイナンバーカードの交付率の普通交付税算定への反映

自治財政局交付税課

| | | | | | |
|------|------|----------------|-----------|-----|---|
| 施策分類 | ③その他 | デジタル戦略における位置づけ | ②デジタル基盤整備 | 予算額 | - |
|------|------|----------------|-----------|-----|---|

| | |
|---------|---|
| 施策効果の詳細 | - |
|---------|---|

| | | | |
|----|---------------------------|----|---|
| 目的 | マイナンバーカードの交付率の普通交付税算定への反映 | 概要 | 2023年度に、地方財政計画の歳出の地域デジタル社会推進費において、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る事業費を500億円増額（マイナンバーカード利活用特別分）することとし、マイナンバーカードの交付率も活用して、当該取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映する。 |
|----|---------------------------|----|---|

「地域デジタル社会推進費」の増額分(マイナンバーカード利活用特別分 500億円)について、マイナンバーカードの交付率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映

【算定項目】

基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費」において、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に要する経費を算定

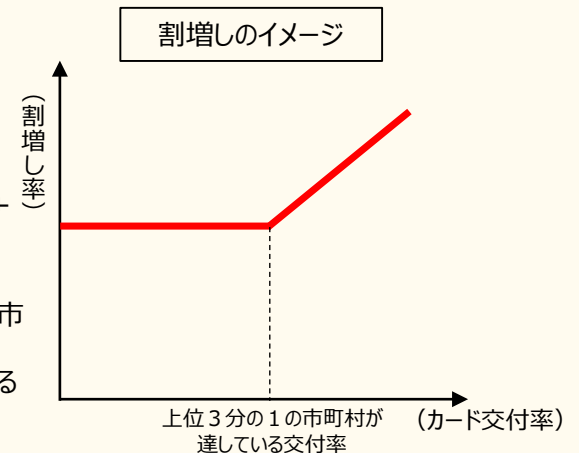
【算定額】

令和5年度 500億円程度（市町村分）

【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードの交付率が高く、マイナンバーカードを利活用した取組に係る財政需要が多く生じると想定される市町村の経費をマイナンバーカードの交付率に応じて割増し

- ※1 マイナンバーカードの交付率が「上位3分の1の市町村が達している交付率」以上の市町村は、当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増し率で算定
- ※2 マイナンバーカードの交付率は、普通交付税の算定スケジュールにおいて使用可能な最新の数値を用いる



詳細

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

② マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

【具体的取組】

(h) マイナンバーカードの交付率の普通交付税算定への反映

- ・2023年度に、地方財政計画の歳出の地域デジタル社会推進費において、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る事業費を500億円増額（マイナンバーカード利活用特別分）することとし、マイナンバーカードの交付率も活用して、当該取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映する。

（総務省自治財政局交付税課）

地方公共団体情報システムの標準化・共通化の推進

施策名：地方公共団体情報システムの標準化・共通化の推進

自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室

施策分類

① 予算

デジタル戦略における位置づけ

② デジタル基盤整備

予算額

令和5年度予算(案)：276百万円
(令和4年度第二次補正：75百万円)
(令和4年度予算：391百万円)

施策効果の詳細

自治体における標準準拠システムへの移行作業を支援することにより、令和7年度までの円滑な移行が可能となり、自治体の人的・財政的負担の軽減や行政サービス・住民の利便性の向上に資する。

目的

自治体における標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）への移行を支援することにより、標準化・共通化の取組の加速化・円滑化を図る。

概要

地方公共団体の基幹業務システムについて、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行することを目指す。

詳細

- 自治体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、自治体に対して標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。(令和3年法律第40号)
- 令和7年度までに、自治体が標準化基準に適合した情報システムへ円滑に移行することができるよう、標準仕様の改定や必要な工程等をまとめた手順書の改定をはじめ、自治体における進捗状況の把握・助言などを行う。

＜中長期的取組＞

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|---|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---|---------------------------|
| (2) 地方の情報システムの取組 | 基本方針の作成 | 基本方針の作成 | 基本方針の作成 | 基本方針の作成 | 基本方針の作成 |
| ① 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等 | 標準仕様の策定 | 標準仕様の策定 | 標準仕様の策定 | 標準仕様の策定 | 標準仕様の策定 |
| ② 標準化基準における共通事項の策定等 | データ要件・連携要件の策定 | データ要件・連携要件の策定 | データ要件・連携要件の策定 | データ要件・連携要件の策定 | データ要件・連携要件の策定 |
| ③ 制度所管府省庁による標準化基準の策定 | データ要件・連携要件の適合性確認ツールの提供 | データ要件・連携要件の適合性確認ツールの提供 | データ要件・連携要件の適合性確認ツールの提供 | データ要件・連携要件の適合性確認ツールの提供 | データ要件・連携要件の適合性確認ツールの提供 |
| ガバメントクラウドの提供 | ガバメントクラウド提供 | ガバメントクラウド提供 | ガバメントクラウド提供 | ガバメントクラウド提供 | ガバメントクラウド提供 |
| 標準準拠システムの開発 | アプリケーション提供事業者が標準準拠システムを開発 | アプリケーション提供事業者が標準準拠システムを開発 | アプリケーション提供事業者が標準準拠システムを開発 | アプリケーション提供事業者が標準準拠システムを開発 | アプリケーション提供事業者が標準準拠システムを開発 |
| 全国一標準化を進めるための支援 - ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行 | 先行事業の実施 | 先行事業の実施 | 先行事業の実施 | 先行事業の実施 | 先行事業の実施 |
| | PMO支援ツールの作成 | PMO支援ツールの作成 | PMO支援ツールの作成 | PMO支援ツールの作成 | PMO支援ツールの作成 |
| | | | | 標準準拠システムへの移行(※) (地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用) | |
| | | | | P MO支援ツールの提供 | |

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)をもとに作成

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

③ データ連携基盤の構築

i 公共・準公共領域におけるデータ連携基盤等の整備

【具体的取組】

(d) 地方公共団体情報システムの統一・標準化

- ・ 地方公共団体の情報システムの統一・標準化の取組を進めるため、標準仕様に適合したシステムへの移行のために必要となる経費に対する補助（全額国費）を行うことで円滑な移行を支援する。支援に当たっては、地方公共団体情報システム標準化基本方針を踏まえ、地方公共団体の意見を丁寧に関わりつつ、移行に当たり必要な措置を講ずる。

（デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム、総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室）

統計データの利便性向上と環境整備

施策名：統計データの利便性向上と環境整備

統計局統計情報システム管理官

施策分類

① 予算

デジタル田舎
戦略における
位置づけ

② デジタル基盤整備

予算額

令和5年度予算(案)：－
(令和4年度第二次補正予算：234百万円)
(令和3年度補正予算：452百万円)

施策効果の
詳細

統計データの利便性向上等を通じて、各種施策の的確な企画立案、産業振興、学術研究事業の質の向上など、経済活性化を支える取組に寄与する。

目的

経済の活性化のための様々な政策等の合理的な意思決定を支える戦略的資源である「統計データ」の整備等を実施する。

概要

各府省は、統計データをより利便性の高いデジタル化を踏まえたかたちで提供していく必要があることから、総務省は統計データの整備に係る方針を策定し、各府省における統計データの整備を積極的に支援する。

現状

| 地域 | 小児科 |
|-----|-----|
| 中央区 | 74 |
| 東区 | 47 |
| 西区 | 12 |
| 南区 | 14 |
| 北区 | |

機械が判読できない
(コードがなく、名称に空白も混ざる)

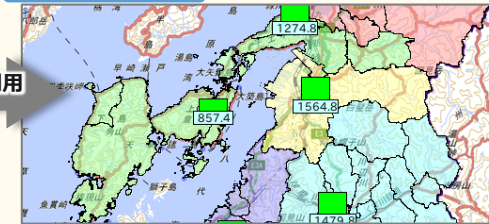
改善後

| 地域コード | 地域 | 0～4歳 |
|-------|--------|------|
| 43101 | 熊本市中央区 | 7087 |
| 43102 | 熊本市東区 | 9523 |
| 43103 | 熊本市西区 | 3691 |
| 43104 | 熊本市南区 | 6898 |
| 43105 | 熊本市北区 | 6581 |

市区町村コードの付番等を実施

補正予算による取組

利活用のイメージ



容易にデータを利用

地域の状況を客観的データを用いて分析し、各種施策の的確な立案等につなげる

詳細

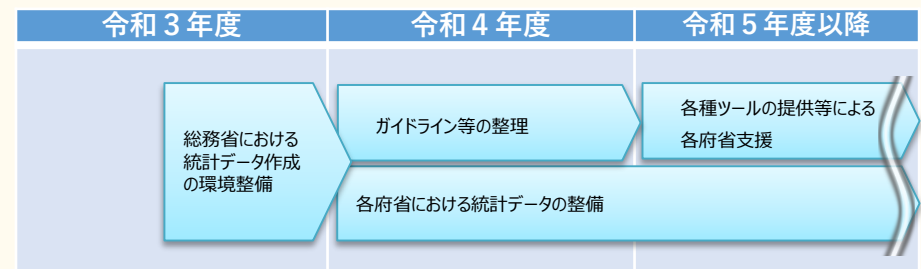
多くの統計は、データ整備が不十分なため、データの利用に手間がかかる。

統一的な観点に基づくデータ整備を実施することにより、容易にデータを利用できるように。

<施策の詳細>

- ・府省共通の整備方針を踏まえ、各統計で表現が異なっているデータを標準化し、利活用しやすいデータとして整備するとともに、ひな形として各府省が活用
- ・各府省が継続的にデータを整備するため、汎用的な集計ツール、データ整備に係る支援ツールの提供等による各府省支援を実施

<中長期的取組>



第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

③ データ連携基盤の構築

ii 公共・準公共領域におけるその他の共通サービス基盤の整備

【具体的取組】

(a) 統計データの利便性向上と環境整備

- ・ 各府省は、統一的な観点に基づく統計データ整備のルールが定められた、統計データの整備に係る方針や関係ガイドラインに沿ってデータ整備を行い、統計データをより利便性の高いデジタル化を踏まえた形で提供していく必要があることから、総務省は、汎用的な集計ツール、データ整備に係る支援ツールの提供等、各府省における統計データの整備を継続的に支援する。

（総務省統計局統計情報システム管理官、政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官）

公的統計におけるビッグデータの利活用の推進

施策名：公的統計におけるビッグデータの利活用の推進

統計改革実行推進室

| | | | | |
|------|------|------------|-----|---|
| 施策分類 | ① 予算 | ② デジタル基盤整備 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：15百万円 (令和4年度第二次補正予算：25百万円) (令和4年度予算：46百万円) |
| | ① 予算 | | | ② デジタル基盤整備 |

施策効果の詳細

ビッグデータ等を活用するための基盤を整えることにより、地方の社会・経済実態についてより迅速かつ詳細に把握することが可能になり、各地域で直面している課題の把握・解決や地方での新たな産業の創出等につながる。

目的

社会・経済実態の把握に資するビッグデータ等を活用した統計作成を推進し、データ利活用の基盤を整備する。

概要

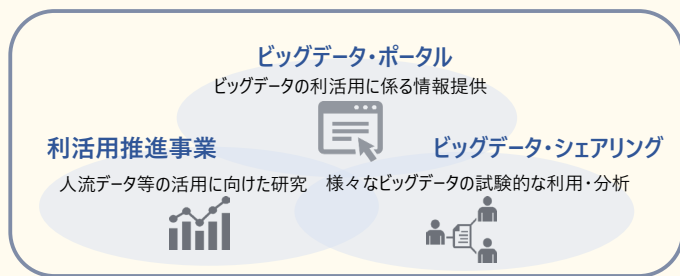
公的統計へのビッグデータの更なる活用を目指し、ビッグデータを活用した試行的な取組(ビッグデータ・トライアル)を推進する。そのための環境整備として、これまで取り組んできたビッグデータ連携会議における課題等の整理や実証研究を継続して実施するとともに、「ビッグデータ・ポータル」(仮称)の機能強化や、ビッグデータの試験的な利用を可能にする場の実現に向けた検討等を行い、地方も巻き込んだビッグデータ等の利活用をより一層推進する。

- 総務省においては、これまで
 - 「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」における、ビッグデータ等の活用に係る優良事例や各種課題等の整理
 - ビッグデータを用いて算出した数値と、実際の公的統計の結果との比較検証事業
 - ビッグデータの利活用に関する情報を一元的に提供する「ビッグデータ・ポータル」(仮称)の立ち上げ
 に取り組んできたところ。今後は、これらの取組を「ビッグデータ・トライアル」の実施に向けた環境整備事業として推進し、地方も巻き込んだビッグデータ等の利活用をより一層推進する。

令和5年度の取組(予定)

- 「ビッグデータ・ポータル」(仮称)について、利用者のニーズ等も踏まえつつ、必要なアップデートや機能強化等を行う。
- 引き続き、実際の公的統計の結果とビッグデータを用いて算出した数値との比較検証等を行い、活用に応じた課題及びその解決策等を把握し、各府省への横展開を行う。
- 様々なビッグデータを試験的に利用すること(ビッグデータ・シェアリング)ができる場の実現に向け、制度面の課題等を整理するとともに、民間のデータホルダー、研究機関、地方公共団体等の関係者との連携の在り方等を検討する。

詳細



<今後5年間における中長期的取組>

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度～令和9年度 |
|---------------|------------------------|---|--|
| 利活用推進事業 | 人流データを活用した公的統計との比較検証 | 人流データを活用した公的統計との比較検証を継続 人流データ以外の新たなデータも活用した検証を行い、活用可能なデータの整備を更に進める | |
| ビッグデータ・ポータル | 必要な機能強化(事例掲載申請機能等) | ポータルの継続的な運用により、ビッグデータの活用を推進するための環境整備を進める(利用者からのフィードバックを踏まえ、継続的機能強化) | |
| ビッグデータ・シェアリング | ビッグデータ・シェアリングの実施に向けた検討 | ビッグデータ・シェアリングを実施する場を試行的に設置 | R6年度までの取組を踏まえ、ビッグデータ・シェアリングの場を実現し、ビッグデータ・トライアルの取組を迅速 |

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(2) デジタル基盤整備

③ データ連携基盤の構築

ii 公共・準公共領域におけるその他の共通サービス基盤の整備

【具体的取組】

(b) 公的統計におけるビッグデータの利活用の推進

- ・ 公的統計へのビッグデータの利活用や、それによる地域課題の把握・解決等を推進するため、ビッグデータを活用した試行的な取組(ビッグデータ・トライアル)の実施とその成果の公開・検証を進める。このための環境整備として、従来取り組んできた「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」における課題等の整理や実証研究を継続して実施するとともに、様々なビッグデータの試験的な利用(ビッグデータ・シェアリング)ができる場の実現や、2023年1月から運用開始予定の「ビッグデータ・ポータル」(仮称)におけるビッグデータの活用に関する情報の一元的な提供等を着実にを行う。

(総務省統計改革実行推進室)

地方公共団体へのデジタル人材確保支援①

施策名：地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の推進

自治行政局地域情報化企画室

| | | | | | |
|------|------|--------------------------|---------------|-----|---|
| 施策分類 | ③その他 | デジタル田舎 戦略における 位置づけ | ③デジタル人材の育成・確保 | 予算額 | - |
|------|------|--------------------------|---------------|-----|---|

施策効果の詳細
地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の取組を支援することにより、地方公共団体における効果的なDX推進体制の整備を推進し、自治体DXや地域社会のデジタル化の推進を図る。

| | | | |
|-----------|--|-----------|---|
| 目的 | 自治体DXや地域社会のデジタル化を推進する上で重要な役割を担うCIO補佐官等について、市町村においては、適任者が見つけられない等の課題を抱えていることから、その確保を支援。また、官民ともにデジタル人材の需給が逼迫する中、地方公共団体における更なるデジタル人材の確保に向け、広域的なデジタル人材の確保を推進するとともに、中長期的な観点から、デジタル人材としての職員の育成を推進。 | 概要 | 市町村がCIO補佐官等として、外部人材の募集又は任用等を行うための経費について、特別交付税措置を講じるとともに、地方公共団体間で連携してデジタル人材を確保する取組や地方公共団体におけるDX推進の中核を担う職員を育成する取組を推進。 |
|-----------|--|-----------|---|

市町村におけるCIO補佐官等の確保に係る特別交付税措置

| | 対象経費 | 措置額 | | 措置期間 |
|--------|---|------------------------------|-------------|---------|
| | | 措置額 | 措置上限額 | |
| ①任用等経費 | 市町村がCIO補佐官等として、外部人材の 任用等を行うための経費 として次に掲げるもの（※） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職非常勤職員として任用する場合 → 報酬等（期末手当等を含む。） ・ 外部に業務委託する場合 → 委託料等 | 対象経費の合計額に 0.7 を乗じて得た額 | なし | R3～R7年度 |
| ②募集経費 | 市町村がCIO補佐官等として、外部人材の 募集を行うための経費 | 対象経費の合計額に 0.7 を乗じて得た額 | 70万円 | R4～R7年度 |

※ 1 団体においてCIO補佐官等として複数の外部人材の任用等を行った場合であっても、**財政措置の対象は1名分**

詳細

- 更なるデジタル人材の確保に向けた取組**
- 都道府県等においてデジタル人材を確保し市町村を支援する取組など**地方公共団体間で連携してデジタル人材を確保する取組を推進**
 - 地方公共団体における**DX推進の中核を担う職員を育成する取組を推進**

<中長期的取組>

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|-------|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市町村がCIO補佐官等として、外部人材の募集又は任用等を行うための経費に対する地方財政措置 ・地方公共団体間で連携してデジタル人材を確保する取組や地方公共団体におけるDX推進の中核を担う職員を育成する取組の推進 | | |

地方公共団体へのデジタル人材確保支援②

施策名：地方公共団体への人材マッチング支援の充実化・ネットワーク化

自治行政局地域情報化企画室、
情報流通行政局地域通信振興課

| | | | | | |
|------|----------|-----------------|---------------|-----|------------------|
| 施策分類 | ①予算、③その他 | デジ田総合戦略における位置づけ | ③デジタル人材の育成・確保 | 予算額 | 令和5年度予算（案）：81百万円 |
|------|----------|-----------------|---------------|-----|------------------|

施策効果の詳細
地方公共団体と外部人材とのマッチングの強化や外部人材が地方公共団体で働きやすい環境の整備に取り組むことにより、地方公共団体におけるデジタル人材の確保を推進し、自治体DXや地域社会のデジタル化の推進を図る。

目的

地方公共団体におけるデジタル人材の確保は急務であるが、「外部人材に求める役割やスキルを整理・明確にすることができない」「効果的な募集方法がない」「外部人材が働きやすい環境を整備できていない」といった課題を抱えている地方公共団体が多いことから、人材募集の前段階における支援や人材確保後の定着に向けた支援を実施。

概要

外部人材スキル標準の活用や民間人材サービス会社と連携した地方公共団体におけるデジタル人材の確保・定着に向けた伴走支援など人材マッチング支援を充実化するとともに、地方公共団体で活躍するデジタル人材のネットワークを構築し、好事例等の横展開を行う。

地方公共団体におけるデジタル人材の確保・定着支援事業 ※令和5年度予算額（案）（81百万円）により実施

○ 地方公共団体におけるデジタル人材の更なる確保が円滑に進むようにするため、**デジタル人材の確保・定着に向けた支援事業として、以下の支援策を実施**

【全国の団体向けの支援事業】

【選定団体向けの伴走支援事業（※公募により都道府県単位での選定を想定）】

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 全国の好事例を調査研究した上で、デジタル人材確保策ガイドラインの策定（以下、項目案） ・自治体DX計画等を踏まえた課題の洗い出し結果等を踏まえたデジタル人材確保戦略の立て方 ・デジタル人材活用の優良事例、民間人材サービス会社の活用事例 ・外部からの人材受入れに当たっての留意点（服務規程、組織体制、フォロー体制等） ➢ デジタル人材確保・定着に係る全国説明会（ブロック開催） ・先進団体人事担当者による取組事例紹介（募集に至るまでの手順、受入体制づくり） ・当該団体で活躍するデジタル人材の生の声 ・当該団体と連携している民間人材サービス会社による支援内容紹介 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ デジタル人材に係るニーズ・課題の詳細調査 ➢ 民間人材サービス会社との連携により、団体とデジタル人材のマッチング支援 ➢ 人材確保における各団体の課題に応じ、組織の人事戦略に関する専門人材等を派遣 ➢ 人材確保について随時相談を行うことができるプラットフォームを、既存チャットツール等を用いて運営 ➢ 任用等が決まったデジタル人材に対して、地方公共団体の業務に関する研修を実施 |
|---|--|

詳細

その他の取組

- 「**自治体DX推進のための外部人材スキル標準**」（令和4年9月公表）（※）の活用等による**地域の人材確保の在り方等に関する調査等**を実施
※外部人材が備えておくことが望ましいスキルや経験を類型化したもの
- 外部人材が地方公共団体で働きやすい環境を整備し、地方公共団体におけるデジタル人材の確保・定着を一層推進するため、地方公共団体で**活躍するデジタル人材のネットワークを構築し、好事例等を横展開**

<中長期的取組>

| 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|--|-------|
| <div style="background-color: #00a0e3; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;"> ・民間人材サービス会社と連携した地方公共団体におけるデジタル人材の確保・定着に向けた伴走支援など人材マッチング支援の充実化 </div> | | |
| | <div style="background-color: #00a0e3; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;"> ・地方公共団体で活躍するデジタル人材のネットワークを構築し、好事例等を横展開 </div> | |

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(3) デジタル人材の育成・確保

④ デジタル人材の地域への還流促進

ア「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」の推進

【具体的取組】

(d) 地方公共団体へのデジタル人材の確保支援

- ・「自治体DX推進のための外部人材スキル標準」(2022年9月公表)の活用や民間人材サービス会社と連携した地方公共団体におけるデジタル人材の確保・定着に向けた伴走支援など人材マッチング支援を充実化するとともに、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の募集又は任用等を行うための経費について地方財政措置を講ずる。また、地方公共団体間で連携してデジタル人材を確保する取組や地方公共団体におけるDX推進の中核を担う職員を育成する取組を推進するとともに、地方公共団体で活躍するデジタル人材のネットワークを構築し、好事例等の横展開を行う。

(総務省自治行政局地域情報化企画室、情報流通行政局地域通信振興課)

4. デジタル実装の基礎条件整備に係る施策間連携・地域間連携の推進

(2) デジタル人材の育成・確保

【具体的取組】

(g) デジタル人材の還流等の促進

- ・地方公共団体間で連携してデジタル人材を確保する取組を推進するとともに、地方公共団体で活躍するデジタル人材のネットワークを構築し、好事例等を横展開する等、地方公共団体間での連携を強力に推進する。

(総務省自治行政局地域情報化企画室)

データサイエンスに関する講座の実施

施策名：データサイエンス・オンライン講座

統計局統計情報利用推進課

| | | | | | |
|------|------|-----------------|----------------|-----|----------------------|
| 施策分類 | ① 予算 | デジ田総合戦略における位置づけ | ③ デジタル人材の育成・確保 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：10百万円 |
| | | | | | (令和4年度第二次補正予算：28百万円) |
| | | | | | (令和4年度予算：23百万円) |

施策効果の詳細
統計リテラシーの向上と国民や事業者による統計データの適切な利用を推進。

| | | | |
|-----------|--|-----------|--|
| 目的 | 統計リテラシーを有する者を増加させ、データサイエンス力の高い人材の育成と国民や事業者によるデータの適切な利用を推進する。 | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・統計データを利活用していく能力の向上に資する「データサイエンス・オンライン講座」を提供 ・大学生・社会人等を対象に、公的統計を活用しながら統計分析を行うプログラミングセミナーを実施 |
| | | | |

詳細

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)において、国民や事業者による統計データの適切な利用等には、統計リテラシー(統計の有用性を理解し、統計データを活用していく能力)の向上が重要であるとされており、MOOCの仕組みを活用した「データサイエンス・オンライン講座」等を提供することにより、統計への理解増進とデータに基づく科学的考え方及び問題解決能力を養う。

<入門編>
統計学の基礎や統計データ分析の基本的な知識を学ぶ

<実践編>
ビジネス上での分析事例を中心に実務的なデータ分析の手法を学ぶ

<活用編>
統計オープンデータを活用したデータ分析の基本的な知識を習得

<プログラミングセミナー>
データ分析を行うために必要となるプログラミング技術を習得

オンライン講座の継続提供
リニューアルによる受講への動機付け
プログラミングセミナーの実施

- 国民や事業者による統計データの適切な利用
- データサイエンス力の高い人材の育成

<中長期的取組>

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
|---------------------|-------|------------------|---------|
| データサイエンス・オンライン講座の運営 | → | | |
| 入門編リニューアル | | → | → |
| | | ニーズに応じた資料のリニューアル | → |
| | | プログラミングセミナーの実施 | → |

<MOOC(Massive Open Online Courses)>
インターネット上で誰でも無料で参加可能な、大規模でオープンな講座。ビデオ講義を試験やレポート、ディスカッション可能な掲示板を提供し、修了証を発行

1 講義動画・ディスカッション

2 選択式テスト

3 修了証の取得

無料
オンライン講座

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(3) デジタル人材の育成・確保

⑥ その他の関連重要施策

イ デジタルスキルを習得する多様な機会の確保

【具体的取組】

(a) データサイエンスに関する講座

- ・ 統計リテラシーを有する者を増加させ、データサイエンス力の高い人材の育成と国民や事業者によるデータの適切な利用を推進することを目的として、統計データを利活用していく能力の向上に資するオンライン講座や、統計分析を行うプログラミングセミナーを実施する。

（総務省統計局統計情報利用推進課）

統計リテラシー向上セミナーの開催

施策名：統計リテラシー向上セミナー（民間企業対象）

統計局統計データ利活用センター

施策分類

① 予算

デジ田総合戦略における位置づけ

③ デジタル人材の育成・確保

予算額

令和5年度予算（案）：－
（令和4年度第二次補正予算：15百万円）
（令和4年度予算：13百万円）

施策効果の詳細

統計リテラシーの向上及びビジネスにおける統計データの有効活用の推進

目的

企業におけるデータサイエンススキルの裾野拡大及び政府統計データへの理解増進を図ることで、統計リテラシーの向上を促しビジネスにおける統計データの有効活用を推進する。

概要

民間企業の社会人を対象に、ビジネスで役立つ統計データ利活用に関するセミナーを開催

WEBセミナー

- ・ビジネスで役立つ統計学の基礎
- ・政府統計データを用いたデータ分析に関する知識



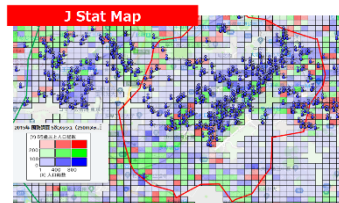
集合セミナー

- ・データサイエンスの最新のトレンドに関する講義
- ・実際のビジネスシーンを想定したデータ分析演習やグループワーク



詳細

<ビジネスシーンにおける統計データの有効活用（例）>



・フランチャイズビジネスにおけるドミナント戦略



・地図と政府統計データをベースとしたGISサービスの提供

<中長期的取組>

| | 令和4年度 | 5年度 | 6年度以降 |
|---------------------------------|-------|-----|-------|
| 統計データ利活用セミナーの実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 企業におけるデータ利活用のニーズ把握、次回セミナーの企画に反映 | 実施 | 実施 | 実施 |

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(3) デジタル人材の育成・確保

⑥ その他の関連重要施策

イ デジタルスキルを習得する多様な機会の確保

【具体的取組】

(b) 統計リテラシー向上セミナー

- ・ 民間企業における統計データの利活用が可能な人材を育成し、政府統計データへの理解増進を図り、ビジネス社会における政府統計データの有効活用を推進することを目的として、民間企業の社会人を対象にビジネスで役立つ統計データ利活用に関するセミナーを開催する。

（総務省統計局統計データ利活用センター）

地域のセキュリティ・コミュニティの活動支援等

施策名：地域に根付いたセキュリティコミュニティ（地域SECURITY）の形成促進

サイバーセキュリティ統括官室

施策分類
① 予算

デジ田総合戦略
における
位置づけ

③ デジタル人材の育成・確保

予算額

令和5年度予算（案）：41百万円
（令和4年度予算：41百万円）

施策
効果の
詳細

地域のセキュリティ・コミュニティ（「地域SECURITY」）の活動支援を通じ、各地域においてサイバーインシデント対応演習等を開催するとともに、各地域の特色を生かした産学官連携を促進することで、全国の全11ブロックにおけるセキュリティ・コミュニティと連携し、地域におけるセキュリティ人材の育成や地域企業のセキュリティ強化を図る。

目的

地域レベルでのセキュリティ・コミュニティを形成し、サイバーセキュリティに関する定期的な情報共有等を通じて、地域単位での事業者のサイバーセキュリティレベルの向上を図る。

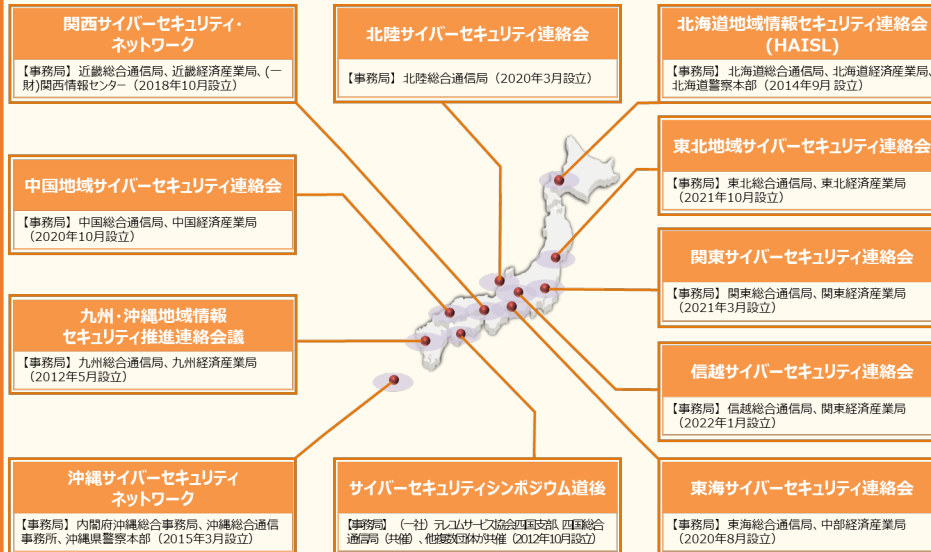
概要

大都市圏を除く各地域ではセキュリティに関する人材育成、普及啓発等の機会が十分でないことから、地域ごとのセミナー・インシデント演習の開催などの取組を支援。

<本事業の内容>

- ・地域ごとのセミナー・インシデント演習の開催
- ・若者等のセキュリティリテラシー向上などの先進的な取組を支援

全国のセキュリティコミュニティ



<令和3年度の主な取組（一例）>

■ セミナー等の開催

- ・総合通信局等が開催する全国各地におけるサイバーセキュリティに関するセミナー等の開催を支援（講師謝金、会場費など）。
- ・近畿局では、地方都市で少人数の座談会(サイバーセキュリティカフェ)を開催

■ インシデント対応演習の開催

- ・地域の事業者への事前調査の上、インシデント対応演習のシナリオ（ホームページの改ざん、ランサムウェア感染の2通り）を作成し、全国各地で机上演習を開催。

<中長期的取組>

地域ごとのセミナー・インシデント演習の開催などの取組支援等を通じ、地域におけるセキュリティ人材の育成や地域企業のセキュリティ強化を図ることで、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献します。

令和4年度

令和5年度

令和6年度以降

地域のセキュリティ・コミュニティでのサイバーインシデント対応演習等の開催支援、産学連携によるセキュリティ人材育成の促進

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(3) デジタル人材の育成・確保

⑥ その他の関連重要施策

イ デジタルスキルを習得する多様な機会の確保

【具体的取組】

(d) 地域のサイバーセキュリティ人材の育成

- ・ 地域のセキュリティ・コミュニティ（「地域SECURITY」）の活動支援を通じ、各地域においてサイバーインシデント対応演習等を開催するとともに、各地域の特色を活かした産学官連携を促進することで、地域におけるセキュリティ人材の育成や地域企業のセキュリティ強化を図る。

（総務省サイバーセキュリティ統括官室、経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課）

地方公共団体等におけるサイバーセキュリティ人材の育成に向けた実践型演習の実施

施策名：地方公共団体及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習（CYDER）

サイバーセキュリティ統括官室

| | | | | | |
|------|-----|------------------|---------------|-----|---|
| 施策分類 | ①予算 | デジタル田舎戦略における位置づけ | ③デジタル人材の育成・確保 | 予算額 | 令和5年度予算（案）：1,270百万円 （令和4年度予算：1,187百万円） |
|------|-----|------------------|---------------|-----|---|

施策効果の詳細
 全都道府県において、実践的サイバー防御演習（CYDER）を実施することで、全ての地方公共団体等にサイバー攻撃への実践的な対処能力を持つセキュリティ人材（年3000人）を育成する。

目的

国、地方公共団体及び重要インフラ事業者等を対象にサイバー攻撃に対処可能な人材を育成することで、我が国のサイバー攻撃への対処能力を強化する。

概要

国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に組織したナショナルサイバートレーニングセンターにより、国の機関、地方公共団体、独立行政法人、重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習（CYDER）を全国各地で計100回、3000人を対象に毎年実施。

<演習イメージ>

- ・自治体・企業の**庁内LANや端末を再現**した環境で演習を実施
- ・受講**チームごと**に独立した演習環境を構築



- ・**専門指導員**による補助
- ・チーム内での議論を通じた相互理解



本番同様のデータを使用した演習

<中長期的取組>

サイバー攻撃に対処可能な人材を継続的に育成することで、我が国のサイバー攻撃への対処能力を強化し、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献します。

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
|-------------------------|-------|---------|
| サイバー攻撃に対処可能なセキュリティ人材を育成 | | |

詳細

<令和4年度 実施計画>

| コース名 | 演習方法 | レベル | 受講想定者（習得内容） | 受講想定組織 | 開催地 | 開催回数 | 実施時期 |
|---------|---------|------------|------------------------------------|----------|--------------|------|----------|
| A | 集合演習 | 初級 | システムに携わり始めた者 （事案発生時の対応の流れ） | 全組織共通 | 47都道府県 | 69回 | 7月～翌年2月 |
| B-1 | | 中級 | システム管理者・運用者 （主体的な事案対応・セキュリティ管理） | 地方公共団体 | 全国11地域 | 20回 | 10月～翌年1月 |
| B-2 | | | | 地方公共団体以外 | 東京・大阪・名古屋・つば | 13回 | 翌年1月～2月 |
| C | オンライン演習 | 準上級 | セキュリティ専門担当者 （高度なセキュリティ技術） | 全組織共通 | 東京 | 3回 | 10月～翌年2月 |
| オンライン標準 | | 初級相当 入門 | システムに携わり始めた者 （事案発生時の対応の流れ） | 全組織共通 | （受講者職場等） | 随時 | 5月～7月 |
| オンライン入門 | | | | | | | 翌年1月～2月 |

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(3) デジタル人材の育成・確保

⑥ その他の関連重要施策

ウ 公的分野におけるデジタル人材の育成・確保

【具体的取組】

(c) サイバーセキュリティ人材育成に向けた演習

- ・ 国立研究開発法人情報通信研究機構を通じ、国の機関、地方公共団体等の情報システム担当者等を対象に、実機の操作を伴った体験型の演習を実施し、サイバー攻撃への実践的な対処能力を持つセキュリティ人材等を育成する。

（総務省サイバーセキュリティ統括官室）

統計人材の育成に向けたICTを活用した研修の充実

施策名：国家公務員・地方公務員における統計人材の育成

統計研究研修所

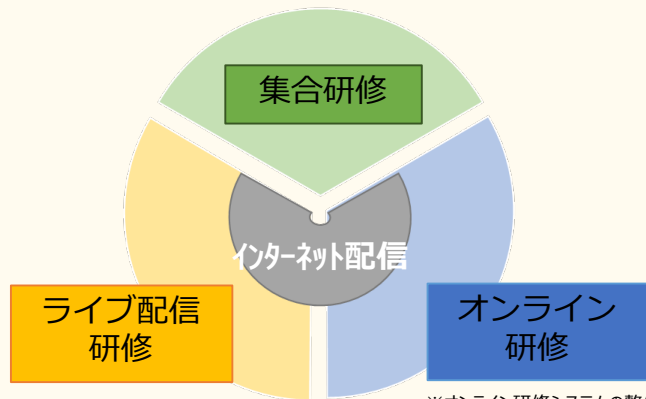
| | | | | | |
|------|-----|------------------|---------------|-----|---|
| 施策分類 | ①予算 | デジタル総合戦略における位置づけ | ③デジタル人材の育成・確保 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：79百万円(ほかデジタル庁16百万円) (令和4年度第二次補正予算：28百万円) (令和4年度予算：86百万円(ほかデジタル庁35百万円)) |
| | | | | | |

施策効果の詳細
オンライン研修やライブ配信等、幅広く受講できる仕組みを整備・活用し、統計人材の育成を推進、年間約8千人の受講を目指す。

| | | | |
|----|---|----|--|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> 正確で利用しやすい統計を作成・提供するため、統計作成の中核を担う統計人材の育成。 統計データを政策の立案等に活用するための公務員全体の統計リテラシー向上を推進。 | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員・地方公務員を対象として、統計の作成、分析・利用に必要な理論や手法の習得を目的とした研修を実施。 オンライン研修の活用により、多くの職員に、時間や場所に関係なく受講しやすい環境を整備。 |
| | | | |

<多様な受講方法>

インターネット配信等を活用し、幅広く受講可能な仕組みを整備。



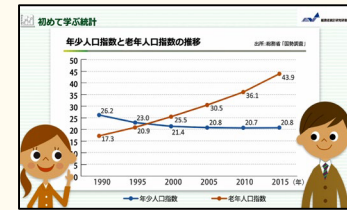
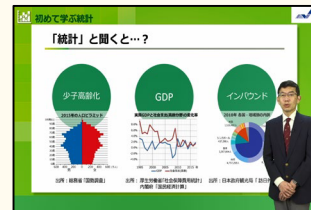
※オンライン研修システムの整備・運用はデジタル庁計上予算で実施予定

<ライブ配信・集合研修の活用>

双方向の演習を中心とした集合研修と集合研修のライブ配信を組み合わせることで、より効果的な統計研修を提供

<オンライン研修の充実>

時間・場所の制約がないオンライン研修を活用した研修プログラムを充実。



<中長期的取組>

多くの職員が受講可能な研修システムの整備や研修コンテンツを拡充することにより、統計の作成・データの利活用が可能な人材の育成を推進。

| 令和4年度 | 令和5年度～令和6年度 | 令和7年度以降 |
|--------------------|-------------------------------|-------------------------|
| オンライン統計研修システムの更改 | 新たな研修システムでの研修の提供 (令和5年1月～) | 統計作成・データを活用できる人材を継続的に輩出 |
| オンライン研修のコンテンツ充実・強化 | | |

詳細

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(3) デジタル人材の育成・確保

⑥ その他の関連重要施策

ウ 公的分野におけるデジタル人材の育成・確保

【具体的取組】

(d) 国家公務員・地方公務員における統計人材の育成

- ・ 統計の作成、分析・利用に必要な知識の習得を目的として国家公務員・地方公務員を対象に実施する研修について、集合形式の研修に加え、eラーニング形式のオンライン研修や研修のライブ配信等、ICTを活用した研修の充実を図り、多くの職員が受講しやすい環境を整備する。

（総務省統計研究研修所研修企画課）

テレワークマネージャーの派遣等による地域におけるテレワークの普及促進

施策名：テレワーク普及展開推進事業【再掲】

情報流通行政局地域通信振興課

| | | | | | |
|------|-----|-----------------|---------------|-----|--|
| 施策分類 | ①予算 | デジ田総合戦略における位置づけ | ③デジタル人材の育成・確保 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：255百万円 (令和4年度第二次補正：205百万円) (令和4年度予算：261百万円) |
| | | | | | |

施策効果の詳細
 地域や規模によらず企業や団体のテレワーク導入を推進することで、企業や団体にとっては、テレワーク導入を通じた業務改革や場所にとらわれず優秀な人材の確保が可能となり、働き手にとっては、場所を選ばない働き方として、住みたい地域に住みながらの就労が可能となるとともに、出社やフルタイム前提の従来の働き方では対応できなかった人の就労も可能となることで、地方と都市の差の縮小や、地方の活性化等につながり、「デジタル田園都市国家構想」に寄与する。

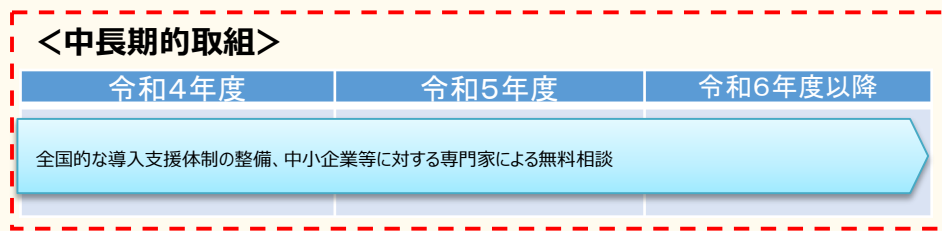
| | | | |
|----|---|----|---|
| 目的 | 地域や規模によらず企業や団体のテレワーク導入を推進し、在宅や地方でも就業を可能とし、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの定着を図る。 | 概要 | 「新たな日常」におけるテレワークの定着を図るため、テレワークを導入しようとする企業等に対する相談支援やテレワークに関する普及啓発を実施するとともに、テレワークによる地域課題の解決に係る実証等を実施。 |
| | | | |

詳細

①**テレワーク・ワンストップ・サポート事業**
 ・テレワークマネージャー（テレワークのセキュリティ、ICTツール、労務管理に係る専門家）が、テレワークの導入・改善を検討している企業・団体の希望に応じ、無料コンサルティング（Web・訪問）を実施。
 ・各地域にテレワークの一次相談窓口を整備。

②**テレワーク月間における普及啓発**
 ・11月を「テレワーク月間」とし、テレワークに関する様々な情報を発信。
 ・テレワーク先駆者百選表彰の基準を見直し、ICTの利活用により、質の高いテレワークを実施している企業等を表彰。

③**テレワークによる地方課題解決に関する実証事業**
 ・導入率が低い地方部における更なる普及を目指し、地域課題解決等につながる取組に係る実証事業を実施。



第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(3) デジタル人材の育成・確保

⑥ その他の関連重要施策

ウ 公的分野におけるデジタル人材の育成・確保

【具体的取組】

(f) デジタル人材育成を通じた地域におけるテレワークの普及・促進

- ・ 都市部と比べてテレワークの普及が遅れている地域において、地方公共団体と連携し、デジタル人材の育成や、地方で実施できるデジタル業務の創出を通じて、地域におけるテレワークの普及を推進する。

（総務省情報流通行政局情報流通振興課）

地域情報化アドバイザーの派遣等によるICT活用推進

施策名：地域情報化アドバイザー派遣事業

情報流通行政局地域通信振興課

| | | | | | |
|------|-----|------------------|---------------|-----|---|
| 施策分類 | ①予算 | デジタル総合戦略における位置づけ | ③デジタル人材の育成・確保 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：105百万円の内数 (令和4年度予算：105百万円の内数) |
|------|-----|------------------|---------------|-----|---|

施策効果の詳細
 地域情報化アドバイザー派遣事業により、ICTの知見やノウハウを有する専門家を派遣し、地域のデジタル課題に取り組む人材の育成を支援し、地域のICT利活用を促進する。

| | | | |
|-----------|--|-----------|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> 地域情報化を担う専門人材の不足が課題となる中、地方公共団体におけるICTを活用した業務の効率化や住民サービスの向上を実現するための人的支援方策として、「地域情報化アドバイザー」の派遣を通じて、地域活性化・地域課題の解決に資する地域情報化を推進。 | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行う。 |
|-----------|--|-----------|---|

詳細

<派遣の仕組み>

1. 派遣要請 (地方公共団体等 → 総務省)

2. 派遣人材を選定 (総務省 → 地域情報化アドバイザー)

3. 派遣決定 (総務省 → 地域情報化アドバイザー)

3. 助言等 (地域情報化アドバイザー → 地方公共団体等)

地域情報化アドバイザー: 事業の内容等に応じて専門家の派遣を実施

地方公共団体等: ICTによる地域の課題解決の取組

<派遣実績>

- 年度毎の派遣実績は次のとおり。
 令和3年度(2021年度) 389団体
 令和2年度(2020年度) 227団体
 令和元年度(2019年度) 347団体
 平成30年度(2018年度) 237団体
 平成29年度(2017年度) 200団体
 平成28年度(2016年度) 151団体
- 令和3年度の分野別派遣状況としては、人材の育成・活用の他、テレワーク、自治体システム/セキュリティ/地域情報プラットフォームといった分野に関する派遣申請が上位。

<中長期的取組>

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
|-------------------------------|-------|---------|
| 地域情報化アドバイザーの派遣の実施・地域のデジタル化の推進 | | |

- 令和4年度は、先進自治体職員、大学教員、CivicTech等の有識者総勢204名に委嘱。
- 現地派遣は年間3回まで、オンライン会議による支援であれば合計10時間の範囲内において、支援が可能。
- 事業の内容に応じて、複数人のアドバイザーによるチーム型の支援を実施。

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(3) デジタル人材の育成・確保

⑥ その他の関連重要施策

ウ 公的分野におけるデジタル人材の育成・確保

【具体的取組】

(g) 地域情報化アドバイザー派遣等によるICT活用推進

- ・ ICTを活用した地域活性化に関する各種セミナー等により優良事例の周知広報を行うとともに、「地域情報化アドバイザー」の派遣、地方公共団体職員向けの研修を通じて、地域におけるICT人材の育成を推進する。

（総務省情報流通行政局地域通信振興課）

高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

施策名：デジタル活用支援推進事業

情報流通行政局情報流通振興課

| | | | | |
|------|-----|-----------------|-----|---|
| 施策分類 | ①予算 | ④誰一人取り残さないための取組 | 予算額 | (令和4年度第二次補正予算：4,000百万円) (令和4年度予算：1,670百万円) (令和3年度補正予算：331百万円(ほかデジタル庁一括計上45百万円)) |
| | ② | ③ | | |

施策効果の詳細 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを経由したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う講習会を実施し、令和3年度は実施拠点約2000箇所で開催し、令和4年度は実施拠点3000箇所を目指す。令和4年度補正においては携帯ショップがない市町村などでの講習会を拡充する。政府全体としての取組目標である「デジタル推進委員」2万人の確保にも貢献。

| | | | |
|-----------|--|-----------|---|
| 目的 | 高齢者をはじめとした国民のデジタル活用を支援することにより、「デジタル格差」の解消を図り、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会を実現。 | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業や地方公共団体等と連携し、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを経由したオンラインによる行政手続等に対する助言・相談等の対応支援を行う「講習会」を全国において実施。 ・携帯電話ショップが身近にない地域などで、講習会を拡充。 |
|-----------|--|-----------|---|

<事業内容>

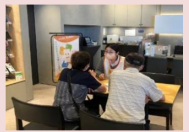


- 携帯キャリア等（都市部等）
 - ・身近なところに携帯ショップがある都市部を中心に、全国に拠点を有する全国展開型の団体が講習会を実施
- 地域に根差した支援（地方）
 - ・地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で地域連携型の団体が講習会を実施
 - ・携帯ショップがない市町村などに本事業の講師を派遣して支援を実施

<令和4年度採択実績等>

- 執行団体（直接補助事業者）における公募締切後、執行団体の下に設置された外部有識者からなる評価会において、申請に対する評価を実施し、同評価の結果を踏まえて、執行団体から事業実施団体（間接補助事業者）に対して交付決定。

| 全国展開型 | 地域連携型 |
|------------------|----------------------|
| 申請者：4者 申請数：4件 | 申請者：125者 申請数：328件 |

詳細

| | | |
|---|--|---|
| <p>携帯キャリア等（都市部等）</p> <p>令和3年度～講習会(全国展開型)</p>  <p>講習会等を行う拠点を全国に有しており、当該拠点で支援を実施する主体（携帯ショップを想定）</p> | <p>地域に根差した支援（地方）</p> <p>令和3年度～講習会(地域連携型)</p>  <p>地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施する主体（地元ICT企業、社会福祉協議会等）</p> | <p>令和4年度～デジタル活用支援推進事業講師の派遣</p>  <p>地域の担い手となる、高度なスキルを有するデジタル活用支援推進事業の講師を育成し、携帯ショップがない市町村などに講師を派遣して支援を実施</p> |
|---|--|---|

<中長期的取組>

スマートフォンを経由したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う講習会を全国において引き続き実施

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度以降 |
|-------|-------|--|
| | | オンラインによる行政手続等のスマートフォンの利用方法に対する助言・相談等の対応支援を行う「講習会」を全国において実施 |

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(4) 誰一人取り残されないための取組

① デジタル推進委員の展開

【具体的取組】

(b) 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進

- ・高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを経由したオンラインによる行政手続等に関する講習会を2021年度から全国の携帯ショップ等で実施している。2021～2025年度の5年間の実施を想定し、2023年度以降は携帯ショップがない市町村等での講習会を拡充する。また、地方公共団体による地域におけるきめ細かなデジタル活用支援の取組を促進する。

（総務省情報流通行政局情報流通振興課、自治行政局地域情報化企画室）

地域ICTクラブの普及促進

施策名：地域ICTクラブの普及推進

情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室

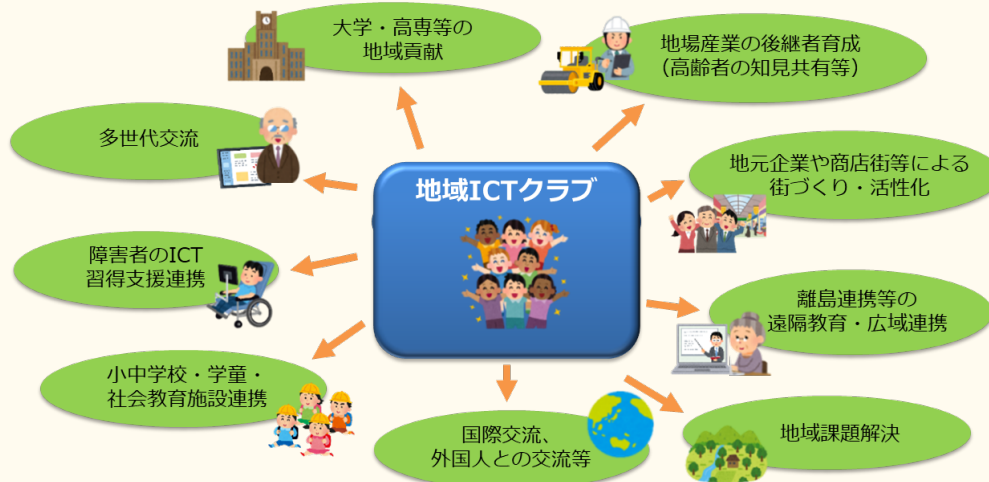
| | | | | | |
|-------------|------|-----------------|----------------------------------|------------|--------------------------|
| 施策分類 | ③その他 | デジ田総合戦略における位置づけ | ③デジタル人材の育成・確保 ④誰一人取り残さない社会の実現 | 予算額 | — (令和4年度予算：165百万円の内数) |
|-------------|------|-----------------|----------------------------------|------------|--------------------------|

施策効果の詳細
 地域でプログラミング等のICT活用スキルを学ぶ機会を提供し、地域の交流やプログラミング等を通じた地域の課題解決に資する学びを推進することにより、ICT人材育成の観点から誰一人取り残さない社会を実現する。

| | | | |
|-----------|---|-----------|---|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・プログラミング教育は、論理的思考力や課題発見・解決力、創造力等の育成に有用 ・学校教育に導入され小学校では令和2年度から必修化 ・地域の学びが学校教育を補完する視点も一層重要に ・総務省では、地域におけるプログラミング教育の推進として、「地域ICTクラブ」の普及推進を目指す | 概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域で子供たちが住民とモノづくりやデザイン等をテーマに、プログラミング等ICT活用スキルを学び合う中で、世代を超えて知識・経験を共有する機会を提供すべく平成30年度から2年間実証事業を実施 ・これまで、オンラインによる地域の学びの好事例の創出等による普及促進に取り組んできたところであり、引き続き普及促進を図る |
|-----------|---|-----------|---|

○地域ICTクラブ間及び地域ICTクラブと多様な主体との連携の推進を通じて、地域ICTクラブの更なる広がりに向けた普及促進を図る。

詳細



【講座の様子】



| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度～令和7年度 |
|---------------|-------|-------------------|
| 地域ICTクラブの普及促進 | | 普及の状況を踏まえ、推進方策を検討 |

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(4) 誰一人取り残されないための取組

② デジタル共生社会の実現

【具体的取組】

(a) 地域ICTクラブの普及推進

- ・ 地域でプログラミング等のICT活用スキルを学ぶ機会を提供する「地域ICTクラブ」について、地域ICTクラブ間及び地域ICTクラブと多様な主体との連携の拡大等により地域ICTクラブの普及促進を図る。

（総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室）

テレワークセキュリティ・無線LANセキュリティの確保①

施策名：テレワークセキュリティの確保

サイバーセキュリティ統括官室

| | | | | | |
|------|------|----------------------|------------------|-----|---|
| 施策分類 | ① 予算 | デジタル田園都市国家構想における位置づけ | ④ 誰一人取り残さないための取組 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：220百万円の内数 (令和4年度予算：181百万円の内数) |
|------|------|----------------------|------------------|-----|---|

施策効果の詳細 企業等におけるセキュリティ対策状況の実態や最新のセキュリティ動向を踏まえたガイドラインを策定・更新し、テレワーク実施企業のうち、テレワークセキュリティガイドラインを認知している企業の割合が45%以上となることを目指して普及を図り、企業等がテレワークを実施する際のセキュリティ上の不安を払拭し、安心してテレワークを導入・活用いただくための環境を整備する。

目的 デジタル化の進展・感染症対策の推進等によりテレワークの利用が拡大する局面において、テレワーク導入・利用企業におけるセキュリティ対策を容易にすることで、企業等における事業継続性の確保に貢献する。

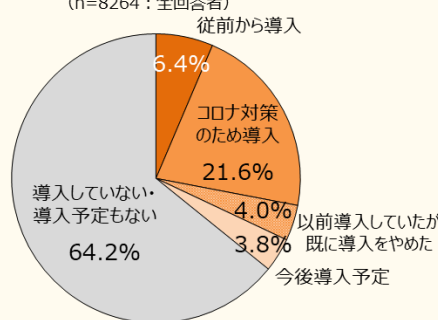
概要 テレワークを導入する企業等におけるセキュリティ対策状況の実態を把握するため調査を実施し、その結果や最新のセキュリティ動向を踏まえた具体的で分かりやすく実践しやすい内容のガイドライン及び手引き書を策定する。

<テレワーク時のセキュリティ確保のためのガイドライン等>

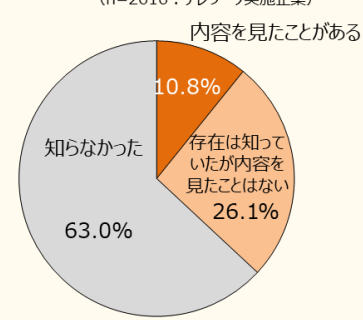
テレワークの導入に当たってのセキュリティ対策についての考え方や対策例を示した「テレワークセキュリティガイドライン(第5版)」(令和3年5月)、および「中小企業担当者向けテレワークセキュリティの手引き(チェックリスト)(第3版)」(令和4年度5月)を策定・公表。



テレワークの導入状況



「テレワークセキュリティガイドライン」の認知状況



引用) 令和3年度実態調査結果(令和3年12～翌1月実施)

<中長期的取組>

引き続きガイドラインを随時更新し、テレワーク実施時のセキュリティ上の不安を払拭し、安心してテレワークを導入・活用できる環境を整備することでデジタル田園都市国家構想の実現に貢献します。

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
|--|-------|---------|
| テレワークセキュリティに関するガイドライン類を継続的に検討 ※ 必要に応じて、ガイドライン類を更新 | | |

詳細

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(4) 誰一人取り残されないための取組

⑥ その他の関連重要施策

【具体的取組】

(d) テレワークセキュリティの確保

- ・ 企業等がテレワークを実施する際のセキュリティ上の不安を払拭するため、テレワーク導入に当たってのセキュリティ対策の考え方や対策例を示した「テレワークセキュリティガイドライン」等を策定する。

（総務省サイバーセキュリティ統括官室）

テレワークセキュリティ・無線LANセキュリティの確保②

施策名：無線LANセキュリティの確保

サイバーセキュリティ統括官室

| | | | | |
|------|------------------|------------------|-----|---|
| 施策分類 | ① 予算 | ④ 誰一人取り残さないための取組 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：1,202百万円の内数 (令和4年度予算：1,143百万円の内数) |
| | デジタル総合戦略における位置づけ | | | |

施策効果の詳細 無線LANの利用者におけるセキュリティ意識や、無線LANの提供者におけるセキュリティ対策状況の実態を踏まえたガイドラインを策定・更新し、公衆無線LANの脅威への対策の実施を行っているという回答の割合が50%以上になることを目指して普及を図り、無線LANを活用する際のセキュリティ上の不安を払拭し、安心して無線LANを利用・提供いただくための環境を整備する。

目的 自宅や職場だけでなく、外出先の多くの施設等においても広く利活用が進みつつある無線LANについて、利用者・提供者双方においてセキュリティ対策を容易にすることで、国民生活や社会経済活動の安心・安全の確保に貢献する。

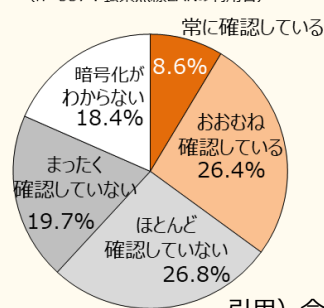
概要 無線LAN利用者のセキュリティ意識や、無線LAN提供者のセキュリティ対策状況の実態を把握するため調査を実施し、その結果や最新のセキュリティ動向を踏まえ、利用者・提供者向けのガイドライン類を策定するとともに、周知啓発等を実施する。

<無線LANのセキュリティに関するガイドライン>

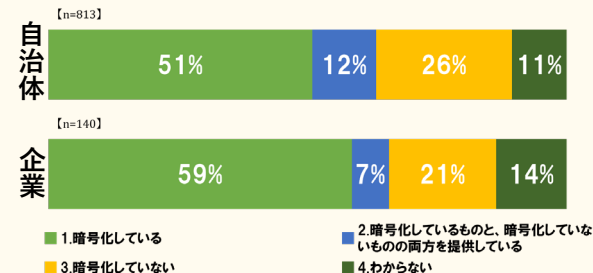
- ・Wi-Fiの利用者に対し、安全なWi-Fiの利用のために必要なセキュリティ対策等に関する理解を深めていただくことを目的としたガイドラインとして、「Wi-Fi利用者向け 簡易マニュアル」を策定。
- ・Wi-Fiの提供者に対し、安全なWi-Fiの提供のために必要なセキュリティ対策等に関する理解を深めていただくことを目的としたガイドラインとして、「Wi-Fi提供者向け セキュリティ対策の手引き」を策定。

公衆無線LAN利用時の暗号化確認

(n=537：公衆無線LANの利用者)



無線LANサービスの暗号化



引用) 令和3年度利用者意識調査結果, 令和3年度提供者実態調査

<中長期的取組>

引き続きガイドラインを随時更新し、無線LAN利用・提供時のセキュリティ上の不安を払拭し、安心して無線LANを利用・提供できる環境を整備することでデジタル田園都市国家構想の実現に貢献します。

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
|--|-------|---------|
| 無線LANセキュリティに関するガイドライン類を継続的に検討 ※ 必要に応じて、ガイドライン類を更新 | | |

詳細



第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(4) 誰一人取り残されないための取組

⑥ その他の関連重要施策

【具体的取組】

(e) 無線LANセキュリティの確保

- ・ 無線LANを活用する際のセキュリティ上の不安を払拭するため、利用者・提供者双方におけるセキュリティ対策状況の実態を踏まえたガイドライン等を策定するとともに、周知啓発等を実施する。

（総務省サイバーセキュリティ統括官室）

ドローンの電波利用に関する技術条件の整理

施策名：ドローンの利活用促進に向けた技術条件の整理

総合通信基盤局電波部移動通信課

| | | | | | |
|------|------|-----------------|---------------------------------|-----|---|
| 施策分類 | ③その他 | デジ田総合戦略における位置づけ | モデル地域ビジョンや重要施策分野における施策間連携・地域間連携 | 予算額 | — |
|------|------|-----------------|---------------------------------|-----|---|

施策効果の詳細
 携帯電話等を搭載したドローンの利活用の更なる促進に向けた技術検討であり、ドローン物流の社会実装に向けた環境整備等の推進に貢献

| | | | |
|-----------|---|-----------|---|
| 目的 | 高度150メートル以上でのドローンの飛行や画像送信等での電波利用を可能とするため、電波の混信防止のための技術条件や利用手続の簡素化を検討する。 | 概要 | 携帯電話をドローンに搭載して上空で利用するニーズに対応するため、一定の運用条件の下においては、簡素な手続により利用を可能としている。 現在では高度150m未満かつ使用周波数や方式が限定されているところ、新たなニーズに対応できるよう、利用拡大に向けた検討を行う。 |
|-----------|---|-----------|---|

携帯電話をドローンに搭載して上空で利用するニーズに対応するため、地上の携帯電話システムに影響を及ぼさないよう、飛行台数を監視して使用を認める「実用化試験局制度」を2016年7月に導入したが、実用化試験局の手続には通算2ヶ月程度の期間が必要であり、昨今のドローンの利用拡大に伴い、手続の簡素化等の制度整備を2020年12月に実施した。これにより、Web経由等の簡易な手続により、1週間程度で飛行可能となる環境が実現した。

簡易な手続による利用については、現在では高度150m未満かつ周波数、方式が限定されているため、例えば高所インフラ設備の点検、山岳地域における物資輸送等の新たなニーズに対応できるよう、高度150m以上での利用等、利用拡大に向けた検討を行う。

詳細

【新たな運用ニーズ(例)】

携帯電話網は陸上(地上)での利用を前提にシステム設計
(基地局は下方向に電波を放射し、基地局間及び他システムとの干渉を抑え、電波の利用効率を高めている。)

<中長期的取組>

| 令和4年度 | 令和5年度以降 |
|--|-----------------|
| 高度150m以上でのLTEの利用等を可能にするための技術条件や手続の簡素化を検討 | 制度化、更なる対応を検討・実施 |

第4章 各分野の施策の推進

3. 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進

(1) モデル地域ビジョンや統施策分野における施策間連携・地域間連携

【具体的取組】

(o) ドローン利活用

- ・ ドローンに携帯電話などの端末を搭載して利用する際には、高度150メートル未満であれば簡素な手続で利用可能となっているところ、高度150メートル以上でのドローンの飛行や画像送信等での電波利用を可能とするため、電波の混信防止のための技術条件や利用手続の簡素化を検討し、2023年度目途に結論を得る。

（内閣官房小型無人機等対策推進室、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課）

連携中枢都市圏など多様な広域連携の推進

施策名：多様な広域連携の推進に係る事業

自治行政局市町村課

| | | | | | |
|------|------|------------------|-------|-----|-------------------------------------|
| 施策分類 | ① 予算 | デジタル総合戦略における位置づけ | 地域間連携 | 予算額 | 令和5年度予算(案)：33百万円 (令和4年度予算：51百万円) |
| | | | | | |

施策効果の詳細

- 持続可能な形の行政サービスの提供に資する多様な広域連携を推進。
- 本事業を通じて地方のデジタル化に資する先進的な取組事例を収集し、横展開に繋げることを目指す。
(令和4年度からの3年間で10件程度)

目的

- 人口減少・少子高齢化社会の中で、持続可能な形で行政サービスを提供していくために、地方公共団体間の多様な広域連携の取組を支援。
- 先進事例の知見を国において収集し、取組の横展開を図ることにより、各地における多様な広域連携をより促進。

概要

- 客観的なデータを基に地域ごとの長期的な見通しを整理する「地域の未来予測」等を踏まえた多様な広域連携に係る先進的かつ優良な取組を支援（上限：1,000万円）
- デジタル技術を活用した広域連携についても本事業の対象としており、実際にかかる取組を含む事業が多数採択されている。

＜令和4年度対象となる取組分野の例＞

- 計画の共同策定
- ★専門人材の共同活用
施設・公共交通の再編に向けた取組
- ★隣接していない地方公共団体間の連携
- ★都道府県による市区町村の補完・支援
※★はデジタル田園都市国家構想の実現に特に貢献すると考えられるもの。

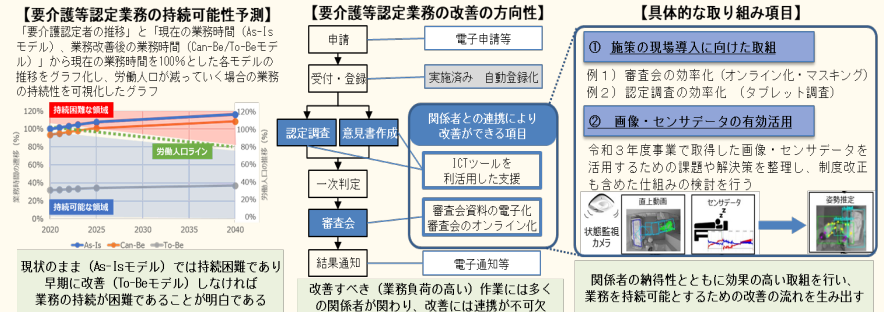
＜令和4年度対象事業 7件＞

| | |
|------|--|
| 相模原市 | 公共施設の共同管理・再編等に向けた課題等の調査・研究 |
| 富谷市 | 圏域における広域的なバス路線再編に向けた課題等の調査・研究 |
| 大木町 | 一般廃棄物処理施設を対象に、長期的・広域的な視点で公共施設マネジメントの理想モデルについての調査・研究 |
| 長崎県 | 消防体制維持強化に向けた調査・研究 (AIを活用した気象予測技術の発達による、本土から離島への早期応援可能性の検討を含む) |
| 熊本県 | 避難者の支援・受入れの実施体制構築に向けた市町村支援 |
| 福島県 | 住民異動届(転出、転居、死亡等)の業務の効率化・標準化等 |
| 三重県 | 要介護・要支援認定の業務の効率化・標準化等 |

＜採択事業例＞

(三重県)

要介護等認定業務の改善のための審査会資料の電子化、審査会のオンライン化などの施策の現場への導入や、「要介護者等の画像・センサーデータ」を活用するための課題や解決策を整理し、利活用に向けた取組を行い、地域が一体となり、一気通貫で業務の効率化を図ることで、将来に渡り安定した介護サービスを供給し続ける礎とする。



＜中長期的取組＞

| | | |
|------------------------------|-------|---------|
| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度以降 |
| 多様な広域連携の推進に係る事業の実施・横展開に向けた取組 | | |

詳細

連携中枢都市圏や定住自立圏において、マイナンバーカードを広域で利用する取組の促進

施策名：マイナンバーカードの広域利用促進事業

自治行政局市町村課、地域自立応援課、
住民制度課マイナンバー制度支援室

| | | |
|---------------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 施策分類 ① 予算 | デジ田総合戦略における位置づけ 地域間連携 | 予算額 (令和4年度第二次補正：394百万円) |
|---------------------|--------------------------|-----------------------------------|

施策効果の詳細

- 本事業を通じてマイナンバーカードの広域利用の先進的な取組事例を収集し、横展開に繋げることを目指す。

目的

- マイナンバーカードという共通のインフラを活用することで本人確認等も含めて1枚のカードで全てを完結させることができるなど、住民の利便性の向上により資する取組の促進を図る。

概要

- 既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏において、マイナンバーカードの広域利用を通じ、圏域内市町村が住民サービス等の向上や地域経済の活性化を図るために実施するモデル的な取組を促進。

詳細

支援対象

- 連携中枢都市圏や定住自立圏において、マイナンバーカードの空き領域を広域で利用し、利活用シーンの拡大を図るための取組を支援。

想定される利用シーン

- 図書館の広域利用、高齢者等の公共交通機関割引、市営施設の共通利用パス 等

【圏域内におけるカードの広域利用イメージ】

第4章 各分野の施策の推進

3. 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進

(2) その他の施策分野における施策間連携・地域間連携

② 地域間連携

【具体的取組】

(b) 連携中枢都市圏の取組内容の深化・充実

- ・「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（令和2年6月26日第32次地方制度調査会）を踏まえ、各連携中枢都市圏の取組内容の深化・充実を支援する。
- ・連携中枢都市圏の取組内容の深化・充実を図る観点から、「連携中枢都市圏構想推進要綱」を改正し、デジタル田園都市国家構想の実現に資する取組を更に進める旨明記すること等により、デジタル田園都市国家構想交付金等の積極的な活用の促進を図り、デジタル技術を活用した取組を行っている圏域数を2027年度に30圏域とすることを目指す。
- ・地域間連携の先駆的なモデルとなり得る事業の推進や好事例の横展開を図るため、連携中枢都市圏に基づく地域間連携の取組について、デジタル田園都市国家構想交付金による支援を行うなど、国において事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援する。
- ・連携中枢都市圏において、特にデジタル田園都市国家構想の実現に資する好事例を始め、既存の圏域に係る取組事例集の作成・周知等により、2027年度に40圏域とすることを目指す。
- ・連携中枢都市圏において、マイナンバーカードを広域で利用する取組やデジタル人材を確保するための取組について推進する。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、地方創生推進室、総務省自治行政局市町村課）

第4章 各分野の施策の推進

3. 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進

(2) その他の施策分野における施策間連携・地域間連携

②地域間連携

【具体的取組】

(d)多様な広域連携の推進

・第32次地方制度調査会の答申を踏まえ、2040年頃にかけて生じる人口構造の変化に対応し、住民が快適で安心な暮らしを営めるよう、連携中枢都市圏・定住自立圏以外の地域においても、多様な広域連携を推進する。特に市町村間の連携や都道府県の支援により、計画の共同策定、ICT分野等の専門人材の共同活用、施設・公共交通の再編の取組や、隣接していない地方公共団体間の連携に係る取組を中心に進める。

・広域での実施や遠隔地間の連携により効果が発揮される取組であり、かつデジタル田園都市国家構想の実現に資する取組を好事例として広く周知すること等により、連携中枢都市圏等以外の地域におけるデジタルを活用した取組の促進を図る。

・地域間連携の先駆的なモデルとなり得る事業の推進や好事例の横展開を図るため、隣接していない地域間における遠隔での地域間連携の取組について、デジタル田園都市国家構想交付金による支援を行うなど、国において事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援する。（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、地方創生推進室、総務省自治行政局市町村課）

定住自立圏構想の推進

施策名：定住自立圏構想推進の推進

自治行政局地域自立応援課

施策分類

①予算

デジタル総合戦略における位置づけ

地域間連携

予算額

令和5年度予算額（案）：2百万円
（令和4年度予算：3百万円）

施策効果の詳細

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、圏域全体で必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏での定住の受け皿を形成することを通じ、地方圏の人口の維持につなげ、地域の元気をつくることに寄与する。

目的

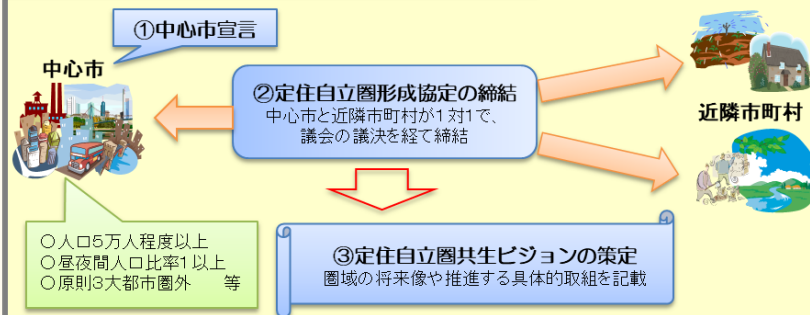
地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出するため、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、圏域全体で必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する

概要

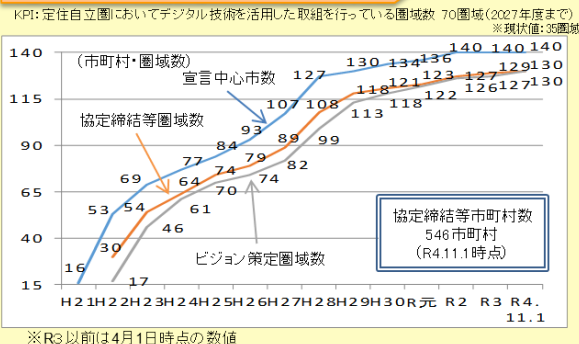
中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進する事業

詳細

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度（H26））
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円（H26）→1,800万円（R3））
- ・外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に要する経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

第4章 各分野の施策の推進

3. 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進

(2) その他の施策分野における施策間連携・地域間連携

②地域間連携

【具体的取組】

(c)定住自立圏構想の推進

- ・定住自立圏について、圏域の取組の更なる拡大・充実を図るため、各圏域の先進的な取組事例の情報提供、補助事業採択における配慮等を通じて積極的に支援する。
- ・定住自立圏の取組内容の深化・充実を図る観点から、「定住自立圏構想推進要綱」を改正し、デジタル田園都市国家構想の実現に資する取組を更に進める旨明記すること等により、デジタル田園都市国家構想交付金等の積極的な活用の促進を図り、デジタル技術を活用した取組を行っている圏域数を2027年度に70圏域とすることを目指す。
- ・地域間連携の先駆的なモデルとなり得る事業の推進や好事例の横展開を図るため、定住自立圏に基づく地域間連携の取組について、デジタル田園都市国家構想交付金による支援を行うなど、国において事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援する。
- ・定住自立圏において、特にデジタル田園都市国家構想の実現に資する好事例を始め、既存の圏域に係る取組事例集の作成・周知等を行う。
- ・定住自立圏において、マイナンバーカードを広域で利用する取組やデジタル人材を確保するための取組について推進する。
- ・圏域の形成に向けた取組を更に広げるため、協定等を締結していない中心市等を対象としたセミナーの開催による取組事例の情報提供等を行う。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、地方創生推進室、総務省自治行政局地域自立応援課）

デジタル田園都市国家構想総合戦略のKPI（総務省関連）

| 項目 | KPI | 現状値 | |
|-------------------------------|---|---|---|
| ○ デジタル基盤整備 | | | |
| ○ デジタルインフラの整備 | 5Gの人口カバー率 | 95%（2023年度） 97%（2025年度） 99%（2030年度） | 93.2%（2022年3月末） |
| | 地方データセンター拠点の整備 | 十数か所（5年程度） | — ※ 令和3年度補正予算事業によって、デジタルインフラの整備を支援するための500億円の基金を設置 |
| | 光ファイバの世帯カバー率 | 99.9%（2027年度） | 99.3%（2020年度末） |
| | 日本周回の海底ケーブル（デジタル田園都市スーパーハイウェイ）の整備 | 完成（2025年度） | — ※ 令和3年度補正予算事業によって、デジタルインフラの整備を支援するための500億円の基金を設置 |
| ○ デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上 | | | |
| ○ 地方に仕事をつくる | 地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）の地域の人的投資拡大効果 | 4.2倍（2027年度） | 4.2倍（2021年度末） |
| ○ 人の流れをつくる | 地域おこし協力隊 | 10,000人（2026年度） | 6,015人（2021年度） |
| ○ デジタル人材の育成・確保 | | | |
| ○ デジタル人材の地域への還流促進 | 「地域活性化起業人（企業人材派遣制度）」による地方公共団体への派遣者数 | 3,500名（2023～2027年度） | 543名（2020～2021年度累計） |
| ○ その他の関連重要施策 | 実践的サイバー防御演習（CYDER）の受講者数 | 0.3万人/年間（2024年度） 0.3万人/年間（2026年度） | 0.3万人/年間 |
| ○ 地域ビジョンの実現 | | | |
| ○ 地域ビジョンの実現に資する施策間連携・地域間連携の推進 | 連携中枢都市圏においてデジタル技術を活用した取組を行っている圏域 | 30圏域（2027年度まで） | 19圏域（2022年度） |
| | 定住自立圏においてデジタル技術を活用した取組を行っている圏域 | 70圏域（2027年度まで） | 35圏域（2022年度） |

